

官報

號外 昭和六年三月八日

○第五十九回 衆議院議事速記録第一十四號

帝國議會

議事日程

第二十三號

昭和六年三月七日(土曜日)

午後一時三十三分開議

議事日程
昭和六年三月七日

午後一時開議

第一 労働者災害扶助法案(政府提出)

第二 勞働者災害扶助責任保険特別會
計法案(政府提出)

第三 入營者職業保障法案(政府提出)

第四 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第五 入營者職業保障法案(政府提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第七 明治四十二年法律第二十二號中
改正法律案(立木ニ關スル件)(政府提
出)

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第九 船員保險法案(政府提出)

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第十一 祐徳軌道株式會社所屬軌道補
償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政
府提出)

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
員ノ選舉

第十三 「ロンドン」海軍條約實施ニ伴
フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

第十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

第十五 製鐵業獎勵法中改正法律案
(政府提出)

第十六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

第十七 軍事救護法中改正法律案
(政府提出)

第十八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

第十九 跡馬法中改正法律案(政
府提出)

第二十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

第二十一 牧野法案(政府提出)

第二十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ
委員ノ選舉

第二十三 抵當證券法案(政府提出)

第二十四 不動產登記法中改正法律案
(政府提出)

第二十五 民事訴訟法中改正法律案
(政府提出)

第二十六 競賣法中改正法律案(政府
提出)

第二十七 民事訴訟用印紙法中改正法
律案(政府提出)

第二十八 日本勸業銀行法中改正法律
案(政府提出)

第二十九 農工銀行法中改正法律案
(政府提出)

第三十 北海道拓殖銀行法中改正法律
案(政府提出)

第三十一 國稅徵收法中改正法律案
(政府提出)

第三十二 貯蓄銀行法中改正法律案
(政府提出)

第三十三 治安警察法中改正法律案
(政府提出)

第三十四 簡易生命保險法中改正法律
案(政府提出)

第三十五 寄生蟲病豫防法案(政府提
出)

第三十六 明治四十年法律第十一號中
改正法律案(癩豫防ニ關スル件)(政
府提出、貴族院送付)

第三十七 家祿實典祿給與未濟ニ關ス
ル法律案(末松信一郎君外四名提出)

第三十八 鑄業法中改正法律案(丹下
茂十郎君外一名提出)

第三十九 度量衡法中改正法律案(一
松定吉君提出)

第四十 計量士法案(一松定吉君提出)

第四十一 未成年者飲酒禁止法中改正
法律案(長尾平平君外二十四名提出)

第四十二 恩給法中改正法律案(山下
谷次君外一名提出)

第四十三 刑事訴訟法中改正法律案
(一松定吉君外四名提出)

第四十四 刑事訴訟法中改正法律案
(長谷川陸郎君外二名提出)

第四十五 利息制限法中改正法律案
(一松定吉君外四名提出)

第四十六 利息制限法中改正法律案
(原夫次郎君外三名提出)

第四十七 民事訴訟法中改正法律案
(村岡吾一君外三名提出)

第四十八 航空法中改正法律案(永田
良吉君提出)

第四十九 河川法中改正法律案(山川
耕儀重君外五名提出)

第五十 借地借家調停法中改正法律案
(小久江美代吉君提出)

第五十一 借家法中改正法律案(小久
江美代吉君外二名提出)

第五十二 六大都市ニ關スル法律案
(森田茂君外十八名提出)

第五十三 產業組合中央金庫法中改正
法律案(由谷義治君外十四名提出)

第五十四 產業組合中央金庫法中改正
法律案(岸田正記君外二名提出)

第五十五 癢兵優遇ニ關スル法律案
(一松定吉君外二名提出)

第五十六 司法代書人法中改正法律案
(斯波貞吉君外二名提出)

第五十七 農會法中改正法律案(牛場
清次郎君外三名提出)

第五十八 農會法中改正法律案(末松
信一郎君外十二名提出)

第五十九 耕地整理法中改正法律案
(牛場清次郎君外三名提出)

第六十 酒造稅法中改正法律案(古島
義英君外一名提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ 如シ 綱紀肅正ニ關スル質問主意書	小學校教員俸給不拂及寄附強要ニ關スル質問主意書	(以上三月六日提出)木村 清治君
提出者 加藤 知正君	提出者 坂本 一角君	(以上三月七日提出)坂本 一角君
左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲 茲ニ掲載ス	左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲 茲ニ掲載ス	左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲 茲ニ掲載ス
一去五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第三部選出	一去五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第三部選出	一去五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第三部選出
豫算委員 深澤 豊太郎君 (官賜長吉君 補闕)	豫算委員 深澤 豊太郎君 (官賜長吉君 補闕)	豫算委員 深澤 豊太郎君 (官賜長吉君 補闕)
第八部選出 第三部選出豫算委員 三土 忠造君 第九部選出豫算委員 鳩山 一郎君 一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ	第八部選出豫算委員 三土 忠造君 第九部選出豫算委員 鳩山 一郎君 一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ	第八部選出豫算委員 三土 忠造君 第九部選出豫算委員 鳩山 一郎君 一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ
第五部選出 第五部選出豫算委員 宮川 一貫君 地租法案(政府提出)外六件委員 理事牛場清次郎君 (理事中村繼男君今 其ノ補闕)	第五部選出 第五部選出豫算委員 宮川 一貫君 地租法案(政府提出)外六件委員 理事牛場清次郎君 (理事中村繼男君今 其ノ補闕)	第五部選出 第五部選出豫算委員 宮川 一貫君 地租法案(政府提出)外六件委員 理事牛場清次郎君 (理事中村繼男君今 其ノ補闕)
理事東郷 實君 (理事清水銀藏君今 其ノ補闕)	理事東郷 實君 (理事清水銀藏君今 其ノ補闕)	理事東郷 實君 (理事清水銀藏君今 其ノ補闕)
電氣事業法改正法律案(政府提出)委員 シ 藍川 淸成君 河西豊太郎君 大島 要三君 松尾 四郎君 百瀬 渡君 道源 権治君 森 滅川 貞吉君 宮崎 高四君 斯波 浩君 安田 正男君 高見 之通君	電氣事業法改正法律案(政府提出)委員 シ 藍川 淸成君 河西豊太郎君 大島 要三君 松尾 四郎君 百瀬 渡君 道源 権治君 森 滅川 貞吉君 宮崎 高四君 斯波 浩君 安田 正男君 高見 之通君	電氣事業法改正法律案(政府提出)委員 シ 藍川 淸成君 河西豊太郎君 大島 要三君 松尾 四郎君 百瀬 渡君 道源 権治君 森 滅川 貞吉君 宮崎 高四君 斯波 浩君 安田 正男君 高見 之通君
第五十九回帝國議會農林省所管事務政府 委員被仰付	第五十九回帝國議會農林省所管事務政府 委員被仰付	第五十九回帝國議會農林省所管事務政府 委員被仰付
一昨六日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第三部選出	一昨六日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第三部選出	一昨六日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第三部選出
豫算委員 濱田 國松君 (三土忠造君 補闕)	豫算委員 濱田 國松君 (三土忠造君 補闕)	豫算委員 濱田 國松君 (三土忠造君 補闕)
大野 伴睦君 向井 倭雄君 清瀬 規矩雄君 荒川 侃市君 田川 大吉郎君 廣瀬 德藏君 山本 實彦君 五郎君 斯波 貞吉君 星島 二郎君 村松 恒一郎君 加藤 知正君 大野 伴睦君 川口 義久君 (鳩山 一郎君 百瀬 渡君 高見 之通君)	大野 伴睦君 向井 倭雄君 清瀬 規矩雄君 荒川 侃市君 田川 大吉郎君 廣瀬 德藏君 山本 實彦君 五郎君 斯波 貞吉君 星島 二郎君 村松 恒一郎君 加藤 知正君 大野 伴睦君 川口 義久君 (鳩山 一郎君 百瀬 渡君 高見 之通君)	大野 伴睦君 向井 倭雄君 清瀬 規矩雄君 荒川 侃市君 田川 大吉郎君 廣瀬 德藏君 山本 實彦君 五郎君 斯波 貞吉君 星島 二郎君 村松 恒一郎君 加藤 知正君 大野 伴睦君 川口 義久君 (鳩山 一郎君 百瀬 渡君 高見 之通君)
著作権法中改正法律案(政府提出)貴族院 送付)委員 武知 勇記君 星島 二郎君 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君 山本 實彦君 五郎君 斯波 貞吉君 星島 二郎君 加藤 知正君 大野 伴睦君 川口 義久君 (鳩山 一郎君 百瀬 渡君 高見 之通君)	著作権法中改正法律案(政府提出)貴族院 送付)委員 武知 勇記君 星島 二郎君 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君 山本 實彦君 五郎君 斯波 貞吉君 星島 二郎君 加藤 知正君 大野 伴睦君 川口 義久君 (鳩山 一郎君 百瀬 渡君 高見 之通君)	著作権法中改正法律案(政府提出)貴族院 送付)委員 武知 勇記君 星島 二郎君 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君 山本 實彦君 五郎君 斯波 貞吉君 星島 二郎君 加藤 知正君 大野 伴睦君 川口 義久君 (鳩山 一郎君 百瀬 渡君 高見 之通君)
大正十三年法律第二號中改正法律案(海 軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出)貴 族院送付)委員 鈴木 寅彦君 伊禮 肇君 小野耕一郎君 高橋壽太郎君 古賀 政一君 川島正次郎君 水島彥一郎君 宮脇 長吉君 宮川 一貫君	大正十三年法律第二號中改正法律案(海 軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出)貴 族院送付)委員 鈴木 寅彦君 伊禮 肇君 小野耕一郎君 高橋壽太郎君 古賀 政一君 川島正次郎君 水島彥一郎君 宮脇 長吉君 宮川 一貫君	大正十三年法律第二號中改正法律案(海 軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出)貴 族院送付)委員 鈴木 寅彦君 伊禮 肇君 小野耕一郎君 高橋壽太郎君 古賀 政一君 川島正次郎君 水島彥一郎君 宮脇 長吉君 宮川 一貫君
一去五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 地租法案(政府提出)外六件委員 理事牛場清次郎君 (理事中村繼男君今 其ノ補闕)	一去五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 地租法案(政府提出)外六件委員 理事牛場清次郎君 (理事中村繼男君今 其ノ補闕)	一去五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 地租法案(政府提出)外六件委員 理事牛場清次郎君 (理事中村繼男君今 其ノ補闕)
第八部選出 第三部選出豫算委員 三土 忠造君 第九部選出豫算委員 鳩山 一郎君 一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ	第八部選出豫算委員 三土 忠造君 第九部選出豫算委員 鳩山 一郎君 一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ	第八部選出豫算委員 三土 忠造君 第九部選出豫算委員 鳩山 一郎君 一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任 委員左ノ如シ
地租法案(政府提出)外六件委員 豫算委員 井上 孝哉君 (清瀬規矩雄君 君補闕)	地租法案(政府提出)外六件委員 豫算委員 井上 孝哉君 (清瀬規矩雄君 君補闕)	地租法案(政府提出)外六件委員 豫算委員 井上 孝哉君 (清瀬規矩雄君 君補闕)
第九部選出 豫算委員 川口 義久君 (鳩山 一郎君 君補闕)	第九部選出 豫算委員 川口 義久君 (鳩山 一郎君 君補闕)	第九部選出 豫算委員 川口 義久君 (鳩山 一郎君 君補闕)
一昨六日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ 電氣事業法改正法律案(政府提出)委員 委員長 河西豊太郎君	一昨六日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ 電氣事業法改正法律案(政府提出)委員 委員長 河西豊太郎君	一昨六日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ 電氣事業法改正法律案(政府提出)委員 委員長 河西豊太郎君
理事 松尾 四郎君 百瀬 渡君 安田 正男君 高見 之通君	理事 松尾 四郎君 百瀬 渡君 安田 正男君 高見 之通君	理事 松尾 四郎君 百瀬 渡君 安田 正男君 高見 之通君
著作権法中改正法律案(政府提出)貴族院 送付)委員 委員長 大野 伴睦君 委員長 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君	著作権法中改正法律案(政府提出)貴族院 送付)委員 委員長 大野 伴睦君 委員長 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君	著作権法中改正法律案(政府提出)貴族院 送付)委員 委員長 大野 伴睦君 委員長 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君
大正十三年法律第二號中改正法律案(海 軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出)貴 族院送付)委員 委員長 大野 伴睦君 委員長 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君	大正十三年法律第二號中改正法律案(海 軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出)貴 族院送付)委員 委員長 大野 伴睦君 委員長 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君	大正十三年法律第二號中改正法律案(海 軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出)貴 族院送付)委員 委員長 大野 伴睦君 委員長 大野 伴睦君 廣瀬 德藏君
自動車交通事業法案(政府提出)委員 辭任牧野 良三君 補闕松村 光三君 收君 補闕大石 倫治君	自動車交通事業法案(政府提出)委員 辭任牧野 良三君 補闕松村 光三君 收君 補闕大石 倫治君	自動車交通事業法案(政府提出)委員 辭任牧野 良三君 補闕松村 光三君 收君 補闕大石 倫治君
○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸リ致シマス、本日茲ニ御命名式當 内親王殿下御誕生アラセラレタル趣宮内大 臣ヨリ通牒ニ接シマシタ、就キマシテバ議 長ハ本院ヲ代表シテ、本日茲ニ御祝詞ヲ申上ゲヨウト思ヒマス、御異議ガゴザ イマセヌケレバ、敬意ヲ表スル爲ニ諸君ノ 起立ヲ望ミマス (總員起立)	○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸リ致シマス、本日茲ニ御命名式當 内親王殿下御誕生アラセラレタル趣宮内大 臣ヨリ通牒ニ接シマシタ、就キマシテバ議 長ハ本院ヲ代表シテ、本日茲ニ御祝詞ヲ申上ゲヨウト思ヒマス、御異議ガゴザ イマセヌケレバ、敬意ヲ表スル爲ニ諸君ノ 起立ヲ望ミマス (總員起立)	○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸リ致シマス、本日茲ニ御命名式當 内親王殿下御誕生アラセラレタル趣宮内大 臣ヨリ通牒ニ接シマシタ、就キマシテバ議 長ハ本院ヲ代表シテ、本日茲ニ御祝詞ヲ申上ゲヨウト思ヒマス、御異議ガゴザ イマセヌケレバ、敬意ヲ表スル爲ニ諸君ノ 起立ヲ望ミマス (總員起立)
○議長(藤澤幾之輔君) 起立總員、全會一 致ヲ以テ可決致シマシタ (拍手起立)	○議長(藤澤幾之輔君) 起立總員、全會一 致ヲ以テ可決致シマシタ (拍手起立)	○議長(藤澤幾之輔君) 起立總員、全會一 致ヲ以テ可決致シマシタ (拍手起立)
○作田高太郎君 議事日程變更ノ動議ヲ提 出致シマス、即チ此際議事日程ノ順序ヲ變 更シ、日程第二十三號乃至三十六號ヲ繰上 ゲ、順次其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマ ス	○副議長(小山松壽君) 是ヨリ日程ニ入り マス	○副議長(小山松壽君) 是ヨリ日程ニ入り マス
○副議長(小山松壽君) 御異議ナント認メ マス、仍テ日程ノ順序ハ變更サレマシタ、 日程第二十三號乃至三十二號同一委員ニ付 託サレタル議案デアリマス、一括議題ト爲 スニ御異議アリマセヌカ	○副議長(小山松壽君) 御異議ナント認メ マス、仍テ日程ノ順序ハ變更サレマシタ、 日程第二十三號乃至三十二號同一委員ニ付 託サレタル議案デアリマス、一括議題ト爲 スニ御異議アリマセヌカ	○副議長(小山松壽君) 御異議ナント認メ マス、仍テ日程ノ順序ハ變更サレマシタ、 日程第二十三號乃至三十二號同一委員ニ付 託サレタル議案デアリマス、一括議題ト爲 スニ御異議アリマセヌカ

トスル二十七億五千万圓ノ如キニ及ンデ居ルノデアリマス

〔議場騒然〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○荒川五郎君(續) 随テ其金利モ非常ニ高ク、且ツ期限モ短イカラ、地方一般庶民ノ窮苦困難モ、此一點ニ於テモ想像スルコトガ出来ルノデアリマス、ソコデ今ヤ地方農村山漁村ノ窮状ヲ救フ一法トシテ、負債整理借春等ノ方法モ、爲政家ノ一ノ重大ナル問題トシテ、既ニ本院ニモ其原案ガ出テ居ル次第デアリマス、ソコデ地券ヲ再興スルカ、其他ノ方法ヲ以テ不動産金融ノ圓滑ヲ圖リタクトハ、從來世間ニ考究セラレツ、アル問題デアリマシタガ、茲ニ本案ハ地券ヨリモ確實安全ニシテ弊害ヲ生ゼザルヲ旨トシ、不動産抵當債權ヲ債務者ノ承諾ニ依リ之ヲ證券トナシ、其證券ノ所有者ハ登記ヲ要セズ、唯裏書ニ依リ之ヲ譲渡シ流通シ得ル所ノ便法ヲ創設セントスルノデアリマス、斯ク此不動産抵當證券制度ハ不動産抵當債權ヲ證券化シタモノデアリマシテ、大體ニ於テ不動産抵當權ヲ手形ニ合體セシメテアリマスカラ、物的擔保ノ力ヲ手形ニ加ヘル上ニ、更ニ裏書ノ譲渡ニ依リ裏書人ノ責任モ付イテ参リマスカラ、即チ人的擔保ノ力モ加ハリマシテ、一層金融ノ便利ヲ得ル譯合デアリマスカラ、爲ニ不動産金融ヲ一層圓滑便利ニ致シ、高利ニ苦シム地方庶民ノ苦ヲ除ク上ニハ、相當多大ノ效果アリト認メルノデアリマス(拍手)此抵當證券制度ヲ創設スルト共ニ、勸業銀行法等ヲ改正シテ、此抵當證券ハ勿論、其他一般不動産抵當債權ヲ質シテ、定期償還貸付ヲ行フコトヤ、又此抵當證券ノ賣渡ヲモ行フコトヲ得セシメテ、以テ一層不動産金融ヲ圓滑ニセシコトヲ圖タノデアリマス、併シ斯様ニ不動産金融ヲ容易ナラシムルヤウニスルト、ツイ一時ノ必要ニ駆ラレテ、土地ヲ抵

當ニシテ、遂ニ抵當ハ流レテ土著力ヲ失フ者ガ多イ、爲ニ農村ノ安定ヲ害シ、土地兼

トル云フ御質問ガアリマシタ、之ニ對シテ、ソレハ併シ多少斯様な場合ガ無イコトハ期セラレマセヌ、ケレドモソレハ此法ヲ行フト否トニ拘ラズ、土地ノ移動ハ免レヌ現狀

デアリマス、併シ一方ニ於テ高利短期ノ負債ニ苦シム、其苦シミヨリ通レ、又資金ノ融通ヲ得テ新ニ起キ來ル者モ多カルベク、一般庶民ヲ通ジテ全體ノ利益ハ決シテ少ク

ナイト信ズルトノコトデアリマシタ、又斯様ニ不動産金融ヲ専務トスル勸銀ヤ農銀ノ營業ヲ擴張シテ、活動ノ範囲ヲ擴メルニ付テハ、銀行ニ其資本餘力ガアルカト云フ開

ニ對シテハ、ソレガ爲ニ差向キ勸銀ヤ農銀ノ定期償還貸付ヲ從來ノ一倍マデヲ認メ

テ、大ニ其範囲ヲ擴ヌ、又農銀ヤ拓銀ノ證券發行限度ハ、從來ノ五割方ヲ擴張スルコトニ致シテ、以テ一般金融ノ要望ニ應ズ

タルヤウニ改正シタ次第デアリマス、債務者ガ不動産ノ原本ノ支拂ガナイ時分ニハ、其辨

護事件ガ非常ニ殖エテ來ルト思フ、此期限ヲ延シテハドウカト云フ質問ニ對シテハ、

政府ノ答辯ハ、斯ク三箇月ノ期限ヲ決メタ

ノハ、一ハ此證券ハ登記公示ヲセズニ、普通ノ手形ト同ジヤウニ、裏書ニ依シテ融通セ

シムルノデアリマスカラ、裏書人ノ立場モ

考慮シナケレバナラヌ點モアリマス、併シ

普通ノ手形デアルト、僅ニ三日ノ期間内ニ拒絶證書ヲ作ラネバナラヌコトニナッテ居

ルノニ較ベテ、是ハ大ニ債務者ノ立場モ考

ヘテ、相當長イ三箇月ニシタノコトデアリマシタ、又債務者ガ利息ヲ支拂ハヌデ、

ノヲ旨トスルノデアリマスカラ、債權者ニ

於テ其資金が固定セズ、貿易クナル時分ニ

ト云フ問ニ對シテハ、本法ハ不動産抵當債

權ヲ基トシテ、之ヲ證券トシテ融通ヲ圖ル

コトガ、執ルベキ順序デアルト考ヘアル

カトナ事デアリマシタガ、併シ政友會ニ

於テハ此施行區域、前ニ申シタ債務者ノ證券發行ニ關シテハ、特ニ希望條件ノ申出ガ

アリマシタカラ、是ハ本會デ其説明ガアルコト、恩ヒマス、又不動産金融ヲ目的トスルナラバ、土地、建物、地上權ニ限ラズ、永小作權ヤ、各種ノ財團、即チ鐵道財團ヤ、工場財團ト云フモノヤ、船舶等ニモ、之ヲ加ヘタラ宜カラウト云フ問ニ對シテハ、永

ノ趣意デアリマシテ、元々此證券ハ不動産者ガトハ言ヘ、既ニ融通證券トシテ居リマス以上ハ、其性質ニ反シナイノヲ曰トシテ、

併シ債權者ノ立場モ無視シテ、併シ債權者ニ於テ出來ルダケ債務者ノ利益モ

セラレマセヌ、ケレドモソレハ此法ヲ行フ

ト否トニ拘ラズ、土地ノ移動ハ免レヌ現狀

デアリマス、併シ一方ニ於テ高利短期ノ負債ニ苦シム、其苦シミヨリ通レ、又資金ノ融通ヲ得テ新ニ起キ來ル者モ多カルベク、一般庶民ヲ通ジテ全體ノ利益ハ決シテ少ク

ナイト信ズルトノコトデアリマシタ、又斯様ニ不動産金融ヲ専務トスル勸銀ヤ農銀ノ營業ヲ擴張シテ、活動ノ範囲ヲ擴メルニ付テハ、銀行ニ其資本餘力ガアルカト云フ開

ニ對シテハ、ソレガ爲ニ差向キ勸銀ヤ農銀ノ定期償還貸付ヲ從來ノ一倍マデヲ認メ

テ、大ニ其範囲ヲ擴ヌ、又農銀ヤ拓銀ノ證券發行限度ハ、從來ノ五割方ヲ擴張スルコトニ致シテ、以テ一般金融ノ要望ニ應ズ

タルヤウニ改正シタ次第デアリマス、債務者ガ不動産ノ原本ノ支拂ガナイ時分ニハ、其辨

護事件ガ非常ニ殖エテ來ルト思フ、此期限ヲ延シテハドウカト云フ質問ニ對シテハ、

政府ノ答辯ハ、斯ク三箇月ノ期限ヲ決メタ

ノハ、一ハ此證券ハ登記公示ヲセズニ、普通ノ手形ト同ジヤウニ、裏書ニ依シテ融通セ

シムルノデアリマスカラ、裏書人ノ立場モ

考慮シナケレバナラヌ點モアリマス、併シ

普普通ノ手形デアルト、僅ニ三日ノ期間内ニ拒絶證書ヲ作ラネバナラヌコトニナッテ居

ルノニ較ベテ、是ハ大ニ債務者ノ立場モ考

ヘテ、相當長イ三箇月ニシタノコトデアリマシタ、又債務者ガ利息ヲ支拂ハヌデ、

ノヲ旨トスルノデアリマスカラ、債權者ニ

於テ其資金が固定セズ、貿易クナル時分ニ

ト云フ問ニ對シテハ、本法ハ不動産抵當債

權ヲ基トシテ、之ヲ證券トシテ融通ヲ圖ル

コトガ、執ルベキ順序デアルト考ヘアル

カトナ事デアリマシタガ、併シ政友會ニ

見ソ債權ハ貸ス人ト借入人トアッテ成立ツノデアリマス、本案ハ決シテ債務者ノ立場ヲ無視シテハ居リマセヌ、況ヤ債務者ニ於テ證券ヲ發行スルモ、結局ハ債權者ガ融通

考慮シテ居ル積リデアル、債務者ノ利益ハ保護スルガ、併シ債權者ノ立場モ無視シテハ、證券ニ對シテ金ヲ融通シテ吳レナハイ

ハ、折角ノ新制度モ無効ニナルカラ、其處ハ、證券ニ對シテ金ヲ融通シテ吳レナハイ

ハ、双方ノ利害ヲ十分ニ考慮シテ其中庸ヲデソレデハ不動産所有者ノ金融ヲ圓滑ニスル目的ヲ達スルコトガ出來ナイコトニナリ

ハ、斯様ナ次第デ、凡ソ制度ヲ立ツルニハ、双方ノ利害ヲ立ツルニ

ハ、双方ノ利害ヲ立ツルニ

云フ數字ガ現ハレテ居ルノアリマス、即チ現在我國ニ於ケル不動産債務六十二億圓ノ中ニ、是等ノ特殊銀行ノ貸金十二億五千萬圓ヲ引キマシタル残り約五十億圓、此金額ガ割合ニ短期デアルテ高利デアル、如何ニカシテ長期ニシテ低利資金ニ借替セネバナラヌト云フコトガ、現在ノ重大問題トナツテ居ルノアリマス(拍手)

殊ニ現内閣成立以來、資金ハ中央ニ偏在スル一方デアッテ、地方ニ於テハ資金難ニ苦シニデ居ル、就中農村ノ如キハ米ガ安い、有ユル生産物ガ暴落ヲシテ居ル、田地田畠ハ激落ヲ致シマシタ結果、非常ニ疲弊困憊ヲ極メテ居テ、現在ノ農家ノ負擔整理ヲ、如何ナル方法ニ依テカ解決セネバナラヌガ、此問題ノ解決ノ出来ナインハ、農村ノ窮状ヲ救フコトハ出來ナイト云フコトハ、天下ノ輿論トナツテ居ルノアリマス(拍手)又政府ノ提案ノ説明ニ依リマシテモ、現在不動産ニ對シテ特別ノ使命ヲ持テ居リマスル所ノ勸業、農工、拓殖、此三銀行法ヲ改正致シマシテ、即チ抵當證券ノ取扱ヲサセシテ低利資金ヲ貸付スルト云フコトガ、我國ノ現在ノ經濟界ニ照シテ、最モ緊要ノ問題デアルト云フコトヲ言テ居ラレルノデアリマス

私ハ此度ノ此三銀行法ノ改正ニ付キマシテハ、勿論權限ガ擴張サレタコトデアリマスルカラ、其點ハ認メマスルケレドモ、最モ主眼ト致シテ居リマスル所ノ抵當證券制度ナルモノガ、即チ第一ニ金融營業者ニ偏重シテ居テ、債務者即チ土地所有者ニ對シテハ冷酷デアル、第二ニハ大都會ニノミ重キヲ置キマシテ、地方ノ農村、或ハ地方ニ於ケル所ノ小都會ハ閑却サレテ居ルノデアリマス、勿論此抵當證券ヲ檢討致シマスノニ、運用ノ宜シキヲ得タナラバ、相當ノ效果ガアル、併ナガラ惡用致シマシタナラバ、其弊害ガ多イ、故ニ吾々ハ此法案ニ對シマ

シテ反對ヲスル者デハナイノデアル、大局ノ上カラ見マシテ、之ヲ施行スルト云フコトガ、國家ノ爲メ利益デアルト云フ觀念カラ、只今申上ゲマシタ所ノ、最モ重大ナル所ノ此二點ニ重點ヲ置キマシテ、修正ヲ致シタイ次第デアリマス

即チ第一條ニ此抵當證券ノ性質ト致シマシテ、債務者ニ交付スルト云フコトハ原則ニナツテ居ル、是ハ勿論ノコトデアリマスルガ、然ラバ債務者ノ立場ヲ考ヘテ見タナラバ、ドウ云フ結果ニナルカ、新ニ借入レマスル場合ニ於テハ、此抵當證券ノ流用ニ依テ、幾ラカ安イ金ヲ借ル機會ハアリマセウ、併ナガラ從來借入レテ居タモノハ、例ヘバ土地所有者ガ個人ヨリ一割二分デ借リテ居タ、更ニ又其個人ガ此抵當證券ニ依テ普通銀行ヨリ一割デ借リタ、其普通銀行ハ更ニ又之ヲ輾轉致シマシテ、勸業銀行ヨリ八分デ借リタ、其場合ニ於キマシテ、輾轉シテ裏書シタ人々ハ、安イ利子デ以テ儲ケル便利ハアル、併ナガラ第一ノ土地所有者デアル立場ノ人ハ、依然トシテ一割二分ノ高利ヲ支拂ハナケレバナラヌノデアル、ノミナラズ此抵當證券發行ノ結果、長期ニシテ低利資金ヲ借入レスル機會ガナイ、デアリマスルカラ、吾々ハ此法案ハ債權者ニノミ重キヲ置イテ、債務者ナルモノヲ疎外シテ居ル、此關係ニ於キマシテ、債務者ニ對シテモ出來得ルダケ低利資金ヲ借り得ル機會ヲ與ヘナケレバナラヌ、肩代リヲスル機會ヲ與ヘマスニハ、債務者ニ對シテモ、債權者ノ同意ヲ得タ場合ニ於テハ、此證券ヲ發行シ得ルト云フ、權限ヲ與ヘタイト云フ考カラ致シマシテ、色々政府ノ當局ニ質問ヲ致シタノデアリマス、所ガ政府ノ答辯ニハ、キマシテ、吾々ハ修正ヲ中止致シタノデア此條項ヲ加ヘルト云フコトニ付テハ、法制上困難デアル、或ハ又我國ノ民法ヲ根本カラ致ヘナケレバナラヌト云フ、此説明ニ基シタノデアリマス、所ガ政府ノ答辯ニハ、リマスケレドモ、先程來申上ゲマスル通り、

現在重大問題トナツテ居ルノハ即チ舊債デアル、五十億圓ノ借金デアル、此舊債ニ對シマシテハ、現内閣ノ財政計畫ノ見込運ヒヨリ——誤ヨリ貨幣ノ價値ガ高クナツ、其反対ニ物値ハ非常ニ暴落ヲスル、不動産ハ激落致シマシテ、今日債務者ト云フモノハ、非常ニ困難ノ立場ニナツテ居ルノデアリマス(拍手)之ヲ解決スルト云フコトニ付テハ現内閣ノ責任デアル(拍手)現内閣ノ失政ノ爲ニ、斯ル債務者ガ非常ニ惑迷ラシテ居ルノデアリマスカラ、私ハ一片ノ希望デハナシ、現内閣ハ從來アル所ノ舊債ニ付テ方策ヲ講ズベシト云フ警告ヲ發スルノデアリマス(拍手)

更ニ第十五條ニ抵當證券ハ裏書ニ依テ之ヲ爲スト云フコトニナツテ居ルノデアルガ、勿論輒轉スル上ニ於キマシテハ、登記ヲ省イテ裏書ヲシテ廻シタル便利デアラウ、併ナガラ裏書シテ輒轉ヲ致シマシテ所持人ガ分ラヌ、其場合ニ於テ債務者即チ土地所有者ガ、期限前ニ金ヲ幾ラカ入レテ——利子ヲ入レテ延期シテ貰ヒタイト云フ交渉ヲシヨウタシテモ、其便宜ハナイ、更ニ又抵當權が設定サレタ第一ノ債權者ガ、他ニ之ヲ賣却シタ場合ニ於テ、其後ノ輒轉シタル所持人ガ誰デアルカ分ラヌ、其場合ニ於テハ稅務署ハ遠慮會釋ナク第一ノ抵當權設定者カラ、之ニ對スル所得稅竝ニ資本利子稅ヲ取ルト云フコトハ、從來ノ例ニ依テ明カデアル所デアリマス、即チ債務者ガ何時デモ所持人ヲ確知スル方法ヲ講ズルコトガ、最モ必要デアルト云フ見地カラ、吾々ハ裏書スルト同時ニ登記ヲシロト訂正致シタ次第デアリマス、併ナガラ政府ノ答辯ニ依レバ、即チ此證券ト云フモノハ手形ニ類似シタモノデアル、裏書ノミデアッテ登記ヲシナイ所ニ妙味ガアルト云フコトニアリマスケレドモ、併ナガラ此證券ハ擔保ヲ入レテ發行サレタモノデアッテ、手形ノ如ク敏活ニ輒

ルカラ、最モ安全確實ナル方法ヲ取ラウト
云フコトガ、債權者ニ於テモ、債務者ニ於
テモ、最モ適當デアラウト吾々ハ信ジテ居
ルノデアリマス

更ニ又第二十四條ノ即チ民法ニアル滌除
ヲ削除サレタノデアルケレドモ、是ハ民法
上ニ於テ既ニ債務者ナルモノヲ保護シテア
ルノデアルカラ、證券ニ對シテモ之ヲ削除
スルト云フ必要ガナイ、不合理デアル、故ニ
吾々ハ此證券ニ對シテモ滌除ノ規定ヲ利用
スルコトニ修正ヲ致シタノデアリマス

其次ノ二十五條ニ於キマシテ、元本ノ一
部ヲ入レタ場合ニ於テハ、之ヲ唯單ニ裏書
ニ止メテ置クト云フコトデアリマスケレド
モ、若シ手形ノ所持人ガ元本ノ一部ヲ受取
テ記入シオイ場合ニ於テハ、債務者ガ二重
拂ヲシナケレバナラヌ、此關係ニ於テ其安
全ヲ期スル爲ニ、登記ヲ要スルトシタノデ
アリマス

更ニ其次ノ抵當證券ノ所持人ハ、債務者
ガ元本ノ支拂ヲ爲サセル場合ハ、辨清期ヨリ
三箇月内ニ必ズ競賣ノ申立ヲ爲スコトヲ要ス
ルト云フ簡條ガアル、是ガ重大ナル問題デ
アル、即チ不動產ト云フモノハ、言フマデ
モナク其名ノ如ク、或ハ商品・動產ノ如ク、付
輕々シク輾轉サルベキ性質ノモノデハアリ
マセヌ、更ニ又不動產ノ金融ヲ認メルニ付
キマシテモ、成ベク長ク、成ベク安ク借り
ルト云フノガ、即チ不動產金融ノ本能デア
リマス、然ルニ此問題ニ對シマシテ、三箇
月ノ中ニ必ズ競賣ヲ要スルト云フコトニ致
シマシタナラバ、債務者ノ立場ニアル人々
ハ土地ヲ買却スルカ、或ハ他ニ借替ラヌル
カ、ソレ以外ニハ中々辨濟スル途ガナイ、
大部分ノ人々ハ元本ノ一部或ハ利子ヲヤッ
テ、延期ヲシテ貰フノガ殆ド通例デアル、
然ルニ之ニ對シテ冷酷ニモ、三箇月内ニ競
賣ヲ申立テロト云ウテ、債權者ニ義務ヲ強
ヒルト云フコトハ、債務者ニ對シテ餘りニ
残酷デアル、殊ニ其結果競賣ガ頻々ト行ハ

レルコトニナリマシタナラバ、債務者ノ損害ハ固ヨリ、其地上ニ居ル借地人、借家人、或ハ又小作人ガ多大ノ迷惑ヲ致シマシテ、其結果社會ニ非常ナル惡影響ヲ起スコト、私ハ考ヘルノデアリマスカラ、此三箇月ヲ六箇月ニ訂正致シタノデアリマス

最後ニ是ハ希望條件デアリマスルケレドモ、政府ノ原案ト致シマシテハ、此法律ヲ市制ノ施行地、借家法施行地、及浦和町ノミニ施行スルノデアリマシテ、隨テ此際ハ市街地ノ土地建物ノミガ抵當證券ノ目的デアリマスト説明サレテ居ルケレドモ、吾々ハ現在ノ不動産金融ニ對シマシテ、如何ナル方面ガ最モ困難ヲ來シテ居ルカ、如何ナル方面ヲ救ハナケレバナラヌカト云フコトヲ、第一ノ目標トセネバナラヌノデアル、然ルニ市街地ニ於キマシテハ相當ノ收入ガ伴ニテ居リマスルカラシテ、割合ニ金融ノ便利ガアッテ、左程不自由ハナイ、今日一番困ツテ居リマスルノハ、地方ニ於ケル農村ノ田地田畠、或ハ又小都會ニ於ケル宅地建物、是等ニ對スル所ノ金融ガ渦渴シテ居ル、之ヲ開クタ云フコトガ、現在ノ政治ヲ行フ上ニ於キマシテモ、最モ適當ナ方法デアルト信ズルノデアリマス、即チ國民經濟ヲ基調トシタ所ノ不動産金融ニ對シマシテハ、先づ第一ニ現在非常ニ窮迫シテ居ル所ト云フコトヲ目標トシテ、政治ヲ行フト云フコトガ、最モ公平ナヤリ方デアルト吾々ハ信ズルノデアリマス、併ナガラ政府ノ答辯ヲ聽イテ見マスルト、今全部行フコトハ困難デアル、割合ニヤリ易イ所ノ市街地ニ對シテ之ヲ行ツテ、而シテ將來ニ於テ農村ニ及ブト云フ説明ヲサレテ居ルノデアリマスガ、勿論手續ノ上ニ於テハ相當ノ理窟ハアリマセウ、併ナガラソレハ政府ノ都合デアル、然ラバ人口一万以上ノ町村ニ之ヲ及ボストシタナラバ、ドウ云フ關係ガ生ズルカ、市制施行地デアルト致シマシタナラバ、登記所ノ數ガ百四十二箇所、若シ之ヲ人口一万以

上ノ町村ニ擴ゲルト云フコトニナリマシタ
ナラバ、其町村ガ五百六十七箇町村、登記
所ニ於キマシテ三百六十八箇所、合計五百
十箇所デアリマシテ、左程ムツカシイ問題デ
ハナイ、此問題ニ付テ民政黨ノ諸君モ、個
人トシテハ相當ニ賛成ヲシテ居ラレルノデ
アリマスカラ、將來ニ於キマシテ之ヲ施行
スル場合ニ於キマシテハ、十分ノ御考慮ヲ
願ヒタイトノデアリマス

要スルニ此法案ハ勿論一利一害ハアリマ
ス、併ナガラ國民全體ノ經濟ノ上カラ考ヘ
テ見マシタナラバ、之ヲ施行スルト云フコ
トハ、吾々ハ國家ノ爲メ國民ノ爲メ利益ダ
ト信ジマシテ、唯債權債務ノ關係ニ於テ最
モ公平ナル取扱ヲシタイト云フ意味ニ於テ
修正シタノデアリマスガ、政府當局トノ
質問應答中ニ於テ、色々意見ヲ聽イテ見マ
スト、此法案ハ現在普通銀行ガ地方ノ土地
建物ニ對シテ資金ガ固定シテ困ヅ居ル、之
ヲ救濟スルト云フコトガ第一ノ目的デア
ル、其法文ナルモノハ、之ニ對シテ最モ便
利宜ク出來テ居ル、併ナガラ政府ハ之ヲ一
般ニ流用スルト云フ説明ハサレテ居リマ
スケレドモ、此法案ガ例ヘバ獨逸、亞米利
加ノ如ク、不動產證券ノ如キ性質ノモノデ
アリマシテ、之ニ關係シタ所ノ、即チ證券業
ヲ評價鑑定ヲスルト云フ調査機關ノ出來ザ
ル以上ハ、此證券ノ前途尙ホ遼遠デアルト
私ハ信ズルモノデアリマス(拍手)

最後ニ私ハ政府ノ施設ニ對シテ非常ニ怪
訝ノ念ニ堪ヘマセヌコトハ、凡ソ金融政策
ノ確立ヲ圖ルト云フコトニ付テハ、先づ第
一ニ其資金ヲ如何ナル方面ニ利用スルカト
云フコトニ付テ、産業政策ノ根本方針ガ定
モラナケレバ、何等意義ヲ爲サヌト信ズル
モノデアリマス(拍手)此法案ハ市街地ニ先
づ第一ニ應用スルト云フノデアルカラ、現
在東京其他ノ大都市ニ於テ、一万坪、二万坪
坪ト云フヤウナ庭園ヲ擁シテ居ル住宅ハ澤
山アル、是等ノ人ノ中ニハ金融ニ困テ居

國民一般ノ收入ノ增加ヲ圖ルト云
〔副議長退席、議長復席〕

リ、借金デ苦ンデ居ル、是等ニ對シテ不生
産的ニ之ヲ貸付ケル意味デモナカラウト思
フ、又三銀行法ノ改正ニ依テ、茲ニ十二億
三千万圓ト云フ資金ヲ要スルノデアルガ、
一體此金ヲ何ニ使フ目的デアルカ、甚ダ失
禮ナ申分デアリマスケレドモ、今私ガ申上
ゲタル通り、民政黨ニ於テハ國家ノ事業ニ對
スル所ノ重要ナ法案ヲ此議會ニ出シテ居ル
カ（拍手）國策ガアツテ初メテ金融制度ノ確
立ノ必要ガアル、即チ我黨ノ主張ノ如ク五
箇年計畫ヲ立テ、而シテ產業立國ノ大本ヲ
定メテ、出來ルダケ輸入ヲ防遏スル、出來
ルダケ輸出ヲ獎勵スル、國富ノ増進ヲ圖リ、
國民一般ノ收入ノ増加ヲ圖ルト云フ
〔副議長退席、議長復席〕

○大崎清作君 私ハ本議案ニ對シマンテ、

○議長（藤澤幾之輔君）此際御報告ガアリ
マス、議長ハ先刻ノ決議ニ依リマシテ宮城
ニ參内、次デ大宮御所ニ參殿致シマシテ、
御祝詞ヲ言上致シマシタ、此段御報告致シ
マス（拍手起ル）

只今ノ少數意見ニ成規ノ贊成アリト認メ
マス、仍テ少數意見ハ修正案トシテ成立致
シマシタ、是ヨリ討論ニ入りマス、通告順
ニ依テ發言ヲ許シマス——大崎清作君

〔大崎清作君登壇〕

○大崎清作君 私ハ本議案ニ對シマシテ、
其主義方針ニ付キマシテハ、大體ニ於テ贊
成ノ意ヲ發表スルモノデアリマス、併ナガ
ラ其内容ノ取扱方法ニ行キマシテハ、遺憾
ナガラ之ニ反対シナケレバナラナイ理由ガ
アルノデアリマス（拍手）此本案ノ内容ガ如
何ニモ資本家偏重ニ傾イテ居ルノデアリマ
シテ、農業者、工業者若クハ商業ニ從事ス
ル所ノ、眞ニ國富増進ニ活動セラル、所ノ
實業家ヲ無視シタ條項ガ多イノデアリマ
テ（拍手）益此實業家ヲ苦境ニ陥レルヤウ
ナ條項ノ多イノハ頗ル遺憾トシテ、私ハ原
案ニ反対スル一人デアルノデアリマス（拍
手）演説ハ至テ不馴レデアリマシテ、殊ニ
民政黨ノ方ニモ知已ノ方ガ多ウゴザイマス
ノデ、ドウカ趣旨ノ徹底シナイ所ハ、諸君
ガ善意ニ御解釋アッテ、若シ過ギタコトガア
リマシタラバ、然ベク御諒解ヲ願ヒタイコ
トヲ、前以テ申上ゲテ置タ次第アルノデ
アリマス（拍手）

井上大蔵大臣ヤ渡邊司法大臣ハ、此抵當
證券法案ハ單ニ金融ノ圓滑ヲ圖リ、抵當證
券ノ輾轉ヲ容易ナラシムルト言ハレテ居リ
マスガ、此不動産即チ土地建物ヲ抵當ト致
シマシテ、是ガ證券化シテ社會ニ輾轉スル
ト云フト、社會ニ於テ商工業者、居住者若
クハ借地人、借家人ニ非常ナ影響ヲ與ヘル
ノデアリマス、又農村ニ於キマシテモ、只

今ニ於キマシテヘ直チニ實施出來マヌケレドモ、是ガ農村ニ實施セラレル場合ニハ、小作人ニ非常ナル甚大ノ影響ヲ與ヘルノデアリマス、デアリマスルカラ本證券法案ハ金融ノ圓滑ト云フ一點ノミヲ以テ、此本案ニ賛成スルコトハ出來ナインデアリマス、私ハドウシテモ本案ヲ實行スルニ當リマシンテハ、商工大臣、内務大臣若クハ農林大臣等ハ、本案ニ對シテ最モ密接ナル關係ヲ有スルノデアリマスカラ、私ハ其不安ニ付テ、農業者、商業者若クハ實業家ニ、若クハ土地不動産ヲ所有スル所ノ者ニ、如何ナル影響ガアツテ、如何ナル弊害ガアルカト云フコトヲ、私ハ皆様ニ申上げタインデアリマス先ヅ本案ニ於ケル大體ノ趣旨ハ、過日二十七日ノ委員會ニ於キマシテ、我ガ同志植原君ノ質問ニ對シ、小川次官ハ我國ノ現下ノ經濟狀態ハ、動脈硬化ニ陥テ居ルト云フコトヲ答辯セラレタノデアリマス、此動脈硬化ニ陥タコトハ、誰ガ斯ノ如キ狀態ニ陥レタト云フコトハ、私ガ申上グルマデモナノク、民政黨ノ施政其宜シキヲ得ナカッタカラ、斯ノ如キ狀態ニ陥ランメタモノデアリト云フコトヲ斷言スルノデアリマス(拍手)此動脈硬化ニ陥レタ此結果ヲ直スト云フコトハ、詰リ自分ガヤリ損タコトヲ、此抵當證券法案ニ依テ幾分ナリトモ救濟シヨウウト云フコトハ、自分が惡イコトヲヤッタト云フコトヲ、茲ニ自白シタモノト言ウテ差支ナイモノデアラウト思フノデアリマス(拍手)(「オ前等ノ後始末ヲシテ居ルノダ」ト呼フ者アリ)後始末ト云フヤウナ御言ヨアリマスルガ、現内閣ガ如何ナル政策ヲ執リ居ルカハ、私ガ申上ガルマデモナク、通貨ヲ收縮シテ居ルノデアリマス、通貨ヲ收縮致シマスレバ物價ハ必ズ低下スル、又諸事業ヲ中止シテ、サウシテ商工業ヲ萎縮ニ陥レテ居ルデハアリマセヌカ、隨テ農家ナドハ収支相償ハナイ狀態デ、失業者ガ三十三万モ續出シテ居ルト云フコトハ、私が申上ゲ

ルマデモナイ、併シ之ヲ根本的ニ救濟スルノ策ガナク、唯徒ニ金融ヲ圓滿ニスレバ、此問題ガ解決スルト云フコトニ考ヘテ居ルノハ、私ハ大藏大臣ノ誤リデハナカラウカト思フノデアリマス(拍手)デアリマスカラ。本案ノ如キハ、根本的ニ救濟シナケレバナラナイコトガ澤山アルノニモ拘ラズ、大藏大臣ノ發案ニ依ツテ、土地所有者融通ノ圓滑ヲ圖ルト云フコトハ口實デアツテ、實際ニ於テハ、今ノ銀行家ガ多數ノ貸出ヲシテ停滯ヲシテ居ル、之ヲ整理スルノ案ナノデアリマスカラ、斯ノ如キ案ヲ、他ニ緊切ナル事業ノ施設ガ澤山アルノニモ拘ラズ、現在ノ銀行、詰リ財閥ヲ救フ所ノ案ニ澤山ナ金ヲ使ツテ、之ヲ使用シナケレバナラスト云フヤウナコトハ、私ハ事業ノ施設ニ矛盾ヲ來シテ居ルト云フコトヲ皆様ニ申上ガタイノデアリマス(拍手)

護法モ制定サレテ居リマスガ之ヲシモ實行スルコトガ出來ナイ程、經濟ノ窮迫ヲ告げテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ緊切ナル事業ヲ其儘措イテ、サウシテ何等ノ設備モゼズ、銀行業者ノミニ有利ナ此法案ヲ、閣僚ガ全部賛成ヲシテ居ルト云フコトハ、私ハ實ニ責任内閣トシテ了解ニ苦ムノデアリマス、然ラバ農村ニ於キマシテ——少シ詫ガ細カニナリマスガ、暫クノ間御辛抱ヲ願ヒマス、政府ニ於キマシテハ、本法ヲ農村ニハ施行シナイト云フコトヲ言ッテ居リマス、現在農業ニ從事スル者ハ、米ヲ作ルニシテモ、又養蠶ヲスルニシテモ、何レモ收支償ハナイ、自作農デモ收支ガ償ハナイノニ、小作スル者ハ申スマデモアリマセヌ、斯ノ如キ農村ノ状態デアリマシテ、而モ國民ノ約六割ヲ占メテ居ル此農村ニ對シテ、農業ニ從事シテ居ル者ハ如何ナル状態デアルカ、諸君ハ立派ナ方デアリマスカラ、能ク存ジテ居ルト思ヒマスガ、私ハ自分が鋤鍬ヲ取ツテ居リマスカラ、能ク存ジテ居リマス、私ハ其事ヲ是非申上ゲタインデアリマス、農村ノ者ハ——都會ニオイデノ方ハ、朝モ八時九時マデ寝テ居リマスガ、農村ノ者ハ、朝ハ星ヲ戴イテ働イテ居ル、夜ハ霜ヲ履シニテ歸ル、而モ手ニ較アカギレヲ切ラセテ働イテ居ルニモ拘ラズ、農村ハ如何ナ状態デアル、彼等ガ一生働イテモ、自分ノ向上ヲ圖ルコトガ出來ナイ状態デアルデハアリマセヌカ(拍手)農村ガ斯ノ如ク疲弊困憊デ居ルニモ拘ラズ、之ヲ救濟スル所ノ方法ヲ講ジナイデ、而モ現在ニ於テ農林大臣ハ小作法ナドヲ出シテ居リマスガ、自作農デサヘ自活ガ出來ナイノニ、小作法ナドヲ制定シテ、小作デ何デ農民ガ行立チマスカ、斯ノ如キ状態ニナツテ居リマス、所ガ若シ此銀行家ヲ救濟スル所ノ資金ガアルナラバ、先づ第一番ニ此農村ヲ救ハナケレバナラヌト云フコトヲ御諒解願ヒタイノデアリマス(拍手、「眞面目ニ聽ケ」「眞面目ニ聽イ

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○大崎清作君（續） 殊ニ此農村ノ問題ニ付
キマシテハ、私ノ言フコトハ極ク卑近ナコ
トデアリマスルカラ、皆サンニハ御分リニ
ナラナイカモ知レナイ、併ナガラ能ク靜ニ
考ヘテ見テ戴キタイ、最近ニ於キマシテモ、
而モ畏多クモ 陛下ハ何ト仰セラレテ居
ル、農村ノ疲弊、之ヲ御幹念アラセラレテ、
行幸ヲ差止メテ居ラレルデハナイカ、之ヲ
シモ思ハナイ、若シ民政黨ノ諸君ニ責任觀
念ガアリマスルナラバ 陛下ニ御心配ヲ懸
ケタト云フコトハ何ト考ヘル（拍手）本年ノ
一月二十日ニモ御心配ナサツテ居ル、又最近
二月二十日ニモ御心配ナサツテ居ル、殊ニ町
田農相ヲ御召シニナシタノデハナイカ、此農
村ノ話ガ何デ分ラナイ、農村ヲ先ニシナケ
レバナラヌト云フコトヲ私ハ諸君ト相談シ
タイ

三國ノ勞働者ガ一箇月働キマシテモ、四十
圓カ五十圓シカ取レナインデアル、此五十
圓デ總テノ生活費ヲ支辨スルト云フヤウナ
コトハ、一家族三人ト致シマシテモ、生活
ガ出來ルカドウカト云フコトヲ、私ハ皆サ
ンニ御尋シタインデアル（拍手）斯ノ如キ狀
態ニ陥テ居リマシテ（議長注意シロ）ト呼
フ者アリ）暫クノ間御清聽ヲ御願シマス、私
ハ此困ル者ノ状態ヲ、立派ナル方々ノ御耳
ニ入レテ置キタインデアリマス（拍手）斯ノ
如ク勞働者ハ收入ガ少イ所ニ、經費ガ掛ル
ノデアリマス、衣食ヲスル外ニ家賃モ支拂
ハナケレバナラヌ、子供モ教育シナケレバ
ナラヌト云フヤウナコトハ、見エ透イタコ
トデ、自明ノ理デアル、而モ事業ヲ中止シテ、
職業ヲ奪テシマッテ、サウシテ職業紹介所
ニ行テ、二日ニ一度位五十錢ヤ一圓ノ金
ヲ貰テ來ル、是ガ國民トシテ生活ガ出來ル
カドウカト云フコトヲ、私ハ御尋シタイン
デアル（拍手）デアリマスカラ若シ政府ニ餘
分ナ金ガアッテ、何等カ事業ヲヤルト云フコ
トデアリマスナラバ、先づ第一ニ此失業者
ノデアリマス（拍手）斯ノ如キ状態ニナッテ
居リマシテ、現ニ缺食兒童ナドモアルコト
ガ、新聞紙上ニ見エテ居リマスガ、是等モ警
視廳デ僅ナコトハヤッテ居リマスガ、殆ド徹
底シナイ、サウンテ家ヲ借リテ居ル人ハ、
家賃ガ滯納スレバ、立退ヲ請求セラル、
サウンテ借リタ金ガ返セナケレバ、執達吏
ガ來テ差押ヘテ、ドン／＼之ヲ取立フヤッテ
居ル（市會議員ニソンナコトガ分ルカ）ト
呼フ者アリ）私ハ現在ノ状態ヲ皆サンニ申
上ガネバ分ラヌ——此社會苦、斯ノ如キ社
會苦ヲ免レンガ爲ニ、子供ヲ殺シテ心中ス
ル人ガ澤山アルデハアリマセヌカ（拍手）斯
ノ如キ状態ニ陥レ、此子供ヲ殺シテ心中ス
ルノハ——私ハ決シテ五人ヤ三人死ンダカ
ラト云フテ、國家ニ影響ハアリマセヌガ、彼
等ガ此社會苦カラ子供ヲ免レシメンガ爲

ニ、自分ノ最愛ノ子供ヲ殺スト云フ此心理
状態、此社會ヲ咀フ所ノ心理状態ヲ、國民
ニ與ヘタト云フコトハ、民政黨ノ罪デアル
ト言ヒタインデアリマス……

（發言スル者多シ）

○大崎清作君（續） 斯ノ如ク私ガ眞面目ニ
申シマシテモ、殆ド嘲笑ヲ以テ私ハ迎ヘラ
レテ居ルノデアリマス、併ナガラ借家人ガ

困ルトカ、勞働者ガ困ルトカ、心中スルトカ
云フヤウナコトガアルト云フコトヲ申上ゲ
ル其言葉ヲ嘲笑スル人ハ、此本案ニ於テ銀
行家ヲ擁護スル所ノ案ニ贊成シテ、斯ノ如

キ困ル者ヲ助ケナクトモ宜イト云フ結論ニ
ナルデハアリマセヌカ、尙又中產以下ニ對
シテ本法ガ如何ニ弊害ガアルカト云フコト
ハ、本法ノ第三十條——本法ノ第三十條ニ

ハ、貸シタ金ガ還ラナイ時ニハ、三月以内
ニ之ヲ競賣ニスルト云フコトガチヤント明記
シテアルソレハ貸シタ金ガ還ラナイカラ、

競賣ニ付スルト云フコトハ、理窟カラ言ヘ
バ差支ナインデアル、辯護士口調デ言フナ
ラバ、是ハ差支ナインデアル、併ナガラ日

本ノ井上大蔵大臣ハ、英米デ摹タ所ノ二億
三千万圓ノ金ヲ期限内ニ返シタカドウカ、
此二億三千万圓ノ金ヲ返スニハ、二億六千
万圓ノ金——詰リ三千万圓餘分ニ借リテ、

之ヲ借換シタデハナイカ、斯ノ如ク債務ト
云フモノハ、期限ニ返セルモノデハナイ、
其返セルモノデハナイモノヲ、期限ガ來タ

時ニハ必ズ之ヲ競賣ニ付スル、競賣ヲ以テ
總テノモノヲ解決スルト云フ其心理状態ガ、

甚ダ惡イノデアルト云フコトヲ私ハ申上ゲ
タインデアル、若シ本法ノ如キ精神ヲ以テ、

修正案ガ出テ居ルノデアリマスガ、此
修正案ハ全ク完全無缺ナル良イ法案デアル
ト云フコトヲ、私ハ茲ニ申上ゲタインデアリ
マス、斯ノ如ク農民ヲ苦シメルノミナラズ、
労働者ヲ失業状態ニ陥レ、又商業ヲ萎縮ヲ

來シ、經濟界ニ大ナル不振ト衝動ヲ興ヘテ
居ル所ノ金ハ六十二億圓アル、此六十二億
圓ノ金ガ期限ニ皆返セマスルカト云フコト
ヲ、私ハ皆サンニ伺ヒタインデアル、殊ニ

ト云スルコトヲ要スト云フヤウニ書
申シマシテモ、殆ド嘲笑ヲ以テ私ハ迎ヘラ
レテ居ルノデアリマス、併ナガラ借家人ガ
困ルトカ、勞働者ガ困ルトカ、心中スルトカ
云フヤウナコトガアルト云フコトヲ申上ゲ
ル其言葉ヲ嘲笑スル人ハ、此本案ニ於テ銀
行家ヲ擁護スル所ノ案ニ贊成シテ、斯ノ如
キ困ル者ヲ助ケナクトモ宜イト云フ結論ニ
ナルデハアリマセヌカ、尙又中產以下ニ對
シテ本法ガ如何ニ弊害ガアルカト云フコト
ハ、本法ノ第三十條——本法ノ第三十條ニ

ハ、貸シタ金ガ還ラナイ時ニハ、三月以内
ニ之ヲ競賣ニスルト云フコトガチヤント明記
シテアルソレハ貸シタ金ガ還ラナイカラ、
競賣ニ付スルト云フコトハ、理窟カラ言ヘ
バ差支ナインデアル、辯護士口調デ言フナ
ラバ、是ハ差支ナインデアル、併ナガラ日
本ノ井上大蔵大臣ハ、英米デ摹タ所ノ二億
三千万圓ノ金ヲ期限内ニ返シタカドウカ、
此二億三千万圓ノ金ヲ返スニハ、二億六千
万圓ノ金——詰リ三千万圓餘分ニ借リテ、
之ヲ借換シタデハナイカ、斯ノ如ク債務ト
云フモノハ、期限ニ返セルモノデハナイ、
其返セルモノデハナイモノヲ、期限ガ來タ

時ニハ必ズ之ヲ競賣ニ付スル、競賣ヲ以テ
總テノモノヲ解決スルト云フ其心理状態ガ、
甚ダ惡イノデアルト云フコトヲ私ハ申上ゲ
タインデアル、若シ本法ノ如キ精神ヲ以テ、
修正案ガ出テ居ルノデアリマスガ、此
修正案ハ全ク完全無缺ナル良イ法案デアル
ト云フコトヲ、私ハ茲ニ申上ゲタインデアリ
マス、斯ノ如ク農民ヲ苦シメルノミナラズ、
労働者ヲ失業状態ニ陥レ、又商業ヲ萎縮ヲ

來シ、經濟界ニ大ナル不振ト衝動ヲ興ヘテ
居ル所ノ金ハ六十二億圓アル、此六十二億
圓ノ金ガ期限ニ皆返セマスルカト云フコト
ヲ、私ハ皆サンニ伺ヒタインデアル、殊ニ

ト云スルコトヲ要スト云フヤウニ書
申シマシテモ、殆ド嘲笑ヲ以テ私ハ迎ヘラ
レテ居ルノデアリマス、併ナガラ借家人ガ
困ルトカ、勞働者ガ困ルトカ、心中スルトカ
云フヤウナコトガアルト云フコトヲ申上ゲ
ル其言葉ヲ嘲笑スル人ハ、此本案ニ於テ銀
行家ヲ擁護スル所ノ案ニ贊成シテ、斯ノ如
キ困ル者ヲ助ケナクトモ宜イト云フ結論ニ
ナルデハアリマセヌカ、尙又中產以下ニ對
シテ本法ガ如何ニ弊害ガアルカト云フコト
ハ、本法ノ第三十條——本法ノ第三十條ニ

ハ、貸シタ金ガ還ラナイ時ニハ、三月以内
ニ之ヲ競賣ニスルト云フコトガチヤント明記
シテアルソレハ貸シタ金ガ還ラナイカラ、
競賣ニ付スルト云フコトハ、理窟カラ言ヘ
バ差支ナインデアル、辯護士口調デ言フナ
ラバ、是ハ差支ナインデアル、併ナガラ日
本ノ井上大蔵大臣ハ、英米デ摹タ所ノ二億
三千万圓ノ金ヲ期限内ニ返シタカドウカ、
此二億三千万圓ノ金ヲ返スニハ、二億六千
万圓ノ金——詰リ三千万圓餘分ニ借リテ、
之ヲ借換シタデハナイカ、斯ノ如ク債務ト
云フモノハ、期限ニ返セルモノデハナイ、
其返セルモノデハナイモノヲ、期限ガ來タ

時ニハ必ズ之ヲ競賣ニ付スル、競賣ヲ以テ
總テノモノヲ解決スルト云フ其心理状態ガ、
甚ダ惡イノデアルト云フコトヲ私ハ申上ゲ
タインデアル、若シ本法ノ如キ精神ヲ以テ、
修正案ガ出テ居ルノデアリマスガ、此
修正案ハ全ク完全無缺ナル良イ法案デアル
ト云フコトヲ、私ハ茲ニ申上ゲタインデアリ
マス、斯ノ如ク農民ヲ苦シメルノミナラズ、
労働者ヲ失業状態ニ陥レ、又商業ヲ萎縮ヲ

來シ、經濟界ニ大ナル不振ト衝動ヲ興ヘテ
居ル所ノ金ハ六十二億圓アル、此六十二億
圓ノ金ガ期限ニ皆返セマスルカト云フコト
ヲ、私ハ皆サンニ伺ヒタインデアル、殊ニ

マシテ、詰リ長期ニ國民ニ低利ノ金ヲ使用
サセルト云フコトガ目的デ出來タノデアリ
マス、ソレヲ現在ノ法律ニ於キマシテハ、
此法律ノ趣旨ヲ無視シテ、サウシテ不動産
ヲ短期ニシ、又ハドンノト期限ガ來マシ
タナラバ、之ヲ競賣ニ付スルト云フコトハ、
實際動ク所ノ此國民、實業家ト云フモノ
ヲ、中途ニシテ見殺スト云フ結果ニナルト
云フコトヲ御了解願ヒタインデアリマス
(拍手)此事ニ付キマシテハ、丁度好イ例ガ
一ツアルノデアリマスガ、日本ノ銀行業者
ハ物ガ安クナリマスト、現在ノ如ク土地ガ
安クナリマスト云フト、土地ガ安クナルカ
ラ、早ク是ハ澤山取ラナケレバナラヌ、之
ヲ賣ラシテ回収シナケレバイケナイト云フ
コトヲ考ヘル、又南洋ニ於テ砂糖ガ安イト
云ヒマスト、サウスルト砂糖烟ニ金ヲ貸シ
タ者ハ、早ク之ヲ回収シナケレバ損ガ行ク
ト云ダテ、回収スルノデアリマスカラ、事業
家ハ詰リ地所ノ下タ時ニ、砂糖ノ安イ時ニ
烟ヲ二束三文ニ賣ラシテ、皆債權者ニ取立テラ
レマス、ソレガ一二年經チマスト云フト、
其時安ク賣タ所ノ砂糖烟ハ値ガ出ル、土地
建物ハ騰貴スルト云フ、茲ニ非常ナ結果ヲ
來スノデアリマス、外國ノ銀行ハ安イ時ニ
ハ尙ホ持テ居ラテ御使ヒナサイ、其中ニハ
好クナルカラト言ダテ、事業家ヲ保護スルト
云フ精神ニアルノガ、銀行業ノ本旨デハナ
カラウカト思フノデアリマス(拍手)尙ホ本
法ニ對スル缺點ガマダ澤山アルノデマリ
マス、是ハ申上ゲタイノデアリマスガ、餘
り長クナリマスカラ申上ゲマセヌガ、其一
ツヲ申上ゲサシテ戴キタイ、若シ條項ガ間
違ヒマシタラ御許ヲ願ヒタイガ、二十四條
ダト思フ、二十四條ニ於キマシテハ、是ハ
本法ノ缺點デアリマス、土地ガ擔保ニ入り
マスト、民法ニ於キマシテハ、擔保ニ入レテ
置キナガラ他ニ賣買スルコトガ出來ルノデ
アリマス、本抵當證券ニ於キマシテハ、抵當

證券ガ發行ニナリマスト、ソレデ其地所ヲ賣
ルコトモ買フコトモ、ドウスルコトモ出來ナ
(ソンナコトハナイ)ト呼フ者アリ)二十四
條ニ於テ民法ヲ適用シナイト云フコトガチ
ヤント書イテアル、サウ致シマスト、此抵
當證券ヲ發行ニナラ所ノ土地ト云フモノ
ハ、一度抵當證券ガ發行セラレマスト、其
土地ハモウドウスルコトモ出來ナイト云フ
ヤウナ狀態ニ陷ルコトヲ、私ハ皆サンニ申
上ゲタインデアリマス、實際ニ於キマシテ、
先程モ申上ゲマスヤウニ、多クノ債務ハ借
換シナケレバナラナイ、併ナガラ登記ヲシ
テ抵當證券ヲ發行シテ居リマスカラ、其抵
當證券ハ債權者ニ在フテ、何處ニアルカ分ラ
ナイノデアリマスカラ、借リテ居ル人ハ之
ヲ直チニ又借換スルト云フコトガ、非常ニ
困難ノ場合ニ立至ラテ、若シ借換スルトキニ
ハ、一度借りタ金ヲ返シテ、ソレカラ更ニ
借りナケレバナラヌト云フヤウナ、非常ナ
状窮屈ナル態ニ陥ルノデアリマス、言葉ハ
卑近デアリマスルガ、若シ身賣シタ人ナド
ガアリマシタナラバ、ソレト同ジヤウニ、
本抵當證券ニ一度設定致シタモノハ、其土
地ハ全ク永世浮上ルコトガ出来ナイヤウナ
ガアリマシタナラバ、ソレト同ジヤウニ、
シナケレバナラヌヤウニ思フノデアリマ
ス、而モ理ヲ曲ゲテモ、政府案デアリマス
レバ、政黨内閣デアリマスルナラバ、當然
私ハ本法案ニハ反対シテ、修正意見ニ賛成
シナケレバナラヌヤウニ思フノデアリマ
ス、而モ理ヲ曲ゲテモ、政府案デアリマス
レバ、何デモカシニモ賛成スルト云フコト
ハ、私ハ良心ニ違タコトヲ贊成スルコト
ニナルト思フ、良心ニ違タコトヲ贊成
スルト云フコトハ、其處ニ何等カ理由ガナケ
レバ、私ハ惡政ノ結果デハナカラウカト思
マス、仍テ委員長報告ノ通り御異議アリマセヌカ
ス、委員長報告ノ通り御異議アリマセヌカ
ス、(異議ナシ)ト呼フ者アリ)
(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 少數デアリマス、
仍テ修正案ハ否決セラレマシタ
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
ス、委員長報告ノ通り御異議アリマセヌカ
ス、(異議ナシ)ト呼フ者アリ)
(拍手)

次ニ不動産登記法中改正法律案外八件ノ
委員長報告ハ何レモ可決デアリマス、委員
長報告通り御異議アリマセヌカ
(拍手)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
ス、仍テ九案ハ何レモ可決デアリマス、委員
長報告通り御異議アリマセヌカ
(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 開カレントコトヲ望ミマス
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
決致シマシタ(拍手)是ニテ十案ノ第二讀會
ヲ終リマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ第三讀會ヲ
開カレントコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
決致シマシタ(拍手)是ニテ十案ノ第二讀會
ヲ終リマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

モノデアルト云フコトヲ、皆サンニ申上ゲ
タインデアリマス

反對ノ理由ハ是ニオシマヒニ致シマスル
ガ、一體現内閣ハ政黨内閣デアルヤウニ私
ハ思ウテ居リマス、デアリマスカラ閑僚ノ
中ニモ、同志ノ中ニモ、吾々ト志ヲ同ジク
スル人ガ澤山アルヤウニ思ウテ居リマス、
殊ニ委員會ニ於キマシテハ、吾々ト同ジ意
見ヲ持テ居ル人ガ澤山ニアッタノデアリマ
ス、然ルニ私方今マデ申上ゲマシタヤウ
スル人ガ澤山アルヤウニ思ウテ居リマス、
ニ、農民ヲ苦シメ、商工業者ヲ苦シメ、又
中堅デアル所ノ此實業家ヲ苦シメテ、サウ
シテ單リ此金融業者、惡ク言ヒマスレバ高
利貸、私等カラ言ヒマスレバ、是ハ世ノ中
ノ蛆蟲、政府デ發行スル所ノ金ヲ人ニ貸シ
テ、其金ノ利息ヲ取テ衣食シテ居ル、實際
ノ勞働ニ從事スル人ガ眞ノ國民デアリテ、斯
ノ如ク利子ヲ取テ衣食シテ居ルト云フヤ
ウナ者ハ、是ハ私ハ世ノ中ノ蛆蟲デアルト
言ヒテ憚ラヌノデアル、斯クノ如ク考ヘマス
レバ、政黨内閣デアリマスルナラバ、當然
私ハ本法案ニハ反対シテ、修正意見ニ賛成
シナケレバナラヌヤウニ思フノデアリマ
ス、而モ理ヲ曲ゲテモ、政府案デアリマス
レバ、何デモカシニモ賛成スルト云フコト
ハ、私ハ良心ニ違タコトヲ贊成スルコト
ニナルト思フ、良心ニ違タコトヲ贊成
スルト云フコトハ、其處ニ何等カ理由ガナケ
レバ、私ハ惡政ノ結果デハナカラウカト思
マスルト、此民政黨内閣ノ歷代ノ内閣ヲ見
ニナルト思フ、良心ニ違タコトヲ贊成ス
ルト云フヤウナコトニ考ヘマシタトキニ、
給ヘ、先づ第一ニ加藤サンハ何レニ姻戚ヲ
有スルカ、又幣原サンハ何レニ姻戚ヲ有ス
ルカ、又仙石サント演口サントハ同郷デア
ルト云フヤウナコトニ考ヘマシタトキニ、
此財閥デナケレバ民政黨ノ黨首ニハナレナ
イ所ノ家ニ居住シナケレバナラヌト云フコ
トハ、私ハ惡政ノ結果デハナカラウカト思
フノデアリマス(拍手)又小作人ナドモ實際
ニ於キマシテ、自分ガ小作スル所ノ土地ナ
カ、斯ノ如キ財閥擁護ニ傾キ、財閥ノ提
心ヲ曲ゲテモ財閥擁護ニ傾キ、財閥ノ提
シタル案ニハ、何デモカシニモ盲從シナケ

タ、討論ノ際ニ政友會ヲ代表サレタ久山君カラ、本策ノ趣旨ニハ贊成ガガ、法案ニ缺點ガ多イカラ、出直シテ來イト云フ御意見デアリマシタ、採決ノ結果ハ多數デ本案ヲ通過致シマシタ、此際經過ヲ簡單ニ御報告申シテ置キマス

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑 ハアリマセ
又、直子ニ討論ニ入リマス、久山知之君
〔久山知之君登壇〕

○久山知之君 私ハ只今委員長ヨリ御報告ニナリマシタ、小兒保険ノ問題ニ對シマシテ、反対ノ意見ヲ開陳致シタインデアリマス、固ヨリ其趣旨ニ對シマシテハ、私共之ニ反対スル者デハナイノデアリマスケレドモ、本案ハ其性質ガ社會的ノ立法デアリマシテ、少クモ防貧救貧ノ意味ヲ加味スル所ノ法律案デアル以上ハ、何處マデモ其内容ノ充實ヲ圖ルコトガ、私共ハ大切デハナイカト考ヘルノデアリマス(拍手)

曩ニ政府ハ本案ヲ上程サレマシタ場合ニ於キマシテ、小兒保険ガ現在ノ社會狀態ニ最モ適切ナル法案デアル、而モ將來十分ニ機能ヲ發揮シ得ルガ如キ御説明ガアツタノデアリマス、吾々ハ只今委員長ノ報告ニナリマシタ通リニ、可ナリ長時間ニ亘テ、其内容ノ詳細ナル検討ヲ致シタノデアリマス、凡ソ一事ヲ爲スニ當リマシテハ、何處マデモ其計畫ノ内容ヲ質シ、サウシテ法ノ眞使命ヲ發揮シ得ルカ否ヤヲ決定スルコト基礎ニ御調査ニナシタカト云フト、現在行ハレテ居リマスル所ノ簡易保險ガ其基礎ニ相成、テ居ル、私共今日簡易保險ガ非常ニ盛況モデアル、斯ウシタ政府ノ御説明ハ、固ヨリ之ヲ肯定致スノデアリマスケレドモ、簡

易保険ト小兒保険ハ其目的ニ於テ、其方法ニ於テ、其内容ニ於テ、相異ナルモノデアリマスルト云フコトハ、私ガ申上げルマデモナイ次第デアルト考ヘルノデアリマス
ソコデ私共色々此點ヲ追窮質問致シタノデアリマスルガ、遞信大臣ノ御説明ニ依リマスルト、全國ニ一千九百万人ノ満十二歳以下ノ兒童ガアル、此一千九百万人ノ兒童ニ對シテ、此小兒保険ノ適用ヲ致スノデアルト云フ御説明デアッタ、ケレドモ一千九百万人ノ中ニハ、満三歳以下ノ兒童ガ舍マレテ居ル、又小兒保険ノ目的外デアル所ノ、有產階級ニ屬シテ居ル多數ノ兒童ヲ、私共ハ此中ニ見出スノデアル、既ニ遞信大臣ノ御説明其モノガ頗ル杜撰デアルト言ツテモ、私ハ何等差支ナイト考ヘルノデアル（拍手）而モ政府委員ノ説明ニ依リマスルト、此小兒保険ノ募集ノ方法トシマシテハ、全國九万ノ郵便局ヲシテ、一箇年二十一萬口ノ被保険者ヲ募集スルノデアルト云フ御計畫デアル、成程今日簡易保険ヲ郵便局ノ局員カアル極力奔走致シマシテ、世間一部ニ非難ノアルガ如キ態度ヲ執ツテ、此募集ヲ致シテ居リマスル現状ヲ見マシテ、或ハ政府ノ此所期ノ目的ガ果サレルカモ存ジマセヌガ、併シ此二十一萬ト云フ數字ノ基礎ハ未確定デアリマス、何等據ルベキ根據ノナイコトハ、政府委員ノ説明ニ依リテ明瞭デアルノデアリマス、唯政府委員ハ過去ノ経験ニ依リテ、吾々ニ答辯サレタノデアリマスルガ、私ハサウシタ経験ノミヲ以テ、此重大ナル事業ノ前途ニ確信ヲ持ツコトハ出來ナイノデアリマス（拍手）
尙ホ本案ハ御承知ノ通リ、一般庶民階級ヲ對象トスル所ノ特殊ナル保険デアリマステ、少クトモ私共ガ見マスル中產階級以下ノ下層階級ノ兒童ヲ、此保険ノ恩恵ニ浴セシムルコトガ當然デハナイカト考ヘルノデ

アリマス、併シ今日ノ社會ノ實狀ヲ見マスルト、到ル處悲風慘澹タル經濟狀態ニ陥テ、居ル、只今大崎君ノ指摘サレマシタ通り、吾々ノ眼前ニハ多數ノ缺食兒童ガ出テ參^フテ居ル、或ハ親子心中ガ行ハレテ居ル、此經濟的ニ行詰^ツテ居ル現狀ニ對シマシテ、而モ所謂無產階級ノ家庭ノ兒童ガ、果シテ今日此保険ニ應募シ得ル力ヲ尙ホ持^フテ居ルカドウカト云フコトハ、重大ナル疑問デアルト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)、而モ政府ハ此案ヲ決定スル場合ニ於テ、私共ガ見マシテ洵ニ怪シカラヌト思フニツクノ條件ヲ村ヶテ居ル、何デアルカト申シマスト、年齢ニ於テハ滿三歳未滿ノ者ヲ除外シテ居ルノデアリマス、又保険ノ掛金ニ致シテ居ルノデアリマス、又保険ノ掛金ニ對シテハ、一箇月一圓乃至五十錢ト、二口ノ金額ニ限定ラサレテ居ルノデアリマス、抑^ム滿三歳以下ノ兒童ニ對シマシテハ、民間ノ保険業者ノ今日ノ狀態ヲ見テモ洵ニ明瞭デアリマシテ、此小兒保険ニ類似シテ居ル兒童ノ「パー^{セント}」ヲ調べテ見マシテモ、御承知ノ通り我國ニハ四ツノ徵兵保險ノ會社ガアル、此徵兵保險ニ應募シテ居ルモ、零歲ノ者ニ於テ四五・三「パー^{セント}」一歲ノ者ニ於テ二・六「パー^{セント}」、二歲ノ者ニ於テ一・六「パー^{セント}」、三歲ニ於テハ七・四「パー^{セント}」、四歲ニ於テハ四・八「パー^{セント}」、五歲ニ於テハ三・一「パー^{セント}」、サウシテ六歲以上ニ於テハ五・二「パー^{セント}」ニ相成^ツテ居ルノデアリマス、此表ニ依^フテ見テヨ滿三歲以下ノ兒童ガ如何ニ民間ノ保険會社ニ多數應募シテ居ルカト云フコトハ、私ハ明瞭デハナイカト考ヘルノデアリマス(拍手)換言致シマスレバ、是等ノ小サイ兒童ガ最モ保険ニ應募シ得ル可能性ヲ持^フテ居ル、然ルニ政府ニ於テハ此年齡ノ點ニ於テ、私共ノ意見ト全然相反スルガ如キ制度ヲ御定メニナ^シテ居ルノデアリマス、而モ私ハ尙ホ申上ガタイ、政府ノ

答辯ニ依リマスルト、満三歳以下ノ者ヲ除外シタカ、政府ハ此三歳以下ノ小兒ヲ除外致シマシタ一ツノ理由ト致シマシテ、道德的ノ危険ヲ感ズルカラ、三歳以下ノ児童ハ除外シタノデアルト主張サレテ居る、諸君、道徳的危険トハ何デアルカ、平タク申シマスルト、所謂子殺シデアル、ケレドモ私共ハ深ク信ズル、日本ノ家庭ノ状態ハ、他ノ諸外國ニ於テ見ルコトノ出来ナイ、洵ニ温カイ所ノ家庭デアル、マサカ自分ノ可愛イ子供ヲ殺シテ、少々ノ保険金ニ眼ガ眩レテ、此社會的ニ最モ指揮スベキ罪ヲ犯ス者ガアルトハ、私共決シテ考ヘ得ナインデアル(拍手)而モ若シ之ヲ敢テ致シマシタ場合ニ於キマシテハ、簡易保険ノ條文ニ依テ保険金ヲ支拂ハナイト云フ制度ガ今日設ケラレテ居ル、政府ハ何ヲ苦シonde此満三歳以下ノ小兒ヲ除外致シタノデアルカ、斯く追窮致シマスルト、何分小兒保険ハ毎月金ヲ取立テルノデアル、此集金ノ手數ガ非常ニ複雑デアル、隨テ金ガ澤山掛カルカラ、政府ハ満三歳以下ノ者ヲ除外シタノデアル、ト云フ風ナ御答辯スラッタノデアリマス、ケレドモ私共ハ考ヘテ見マスルノニ、日本ノ此割時代的トモ言フベキ小兒保険ヲ遂行致シマスル場合ニ於キマシテハ、斯ウシタ保険ノ應募者ノ最モ好イ、所謂満三歳以下ノ児童ヲモ之ニ應募シ得ルヤウナ制度ヲ作ッテコソ、初メテ私共ハ此案ガ完全デアルト申上ガタイノデアル(拍手)政府ハ之ニ對シテモ、私共ニ對シテ満足スベキ答辯ヲ與ヘテ居ナイ、而モ此保険金ヲ受取り得ル人ハ、其児童ノ實父母、或ハ實祖父母、若クハ養父母、又ハ其實兄姉デアルト云フ、是ダケノ嚴重ナル規定ノ設ケラレテ居リマスル本案ニ於テ、唯手數ガ掛チテ困ル、引合ハナイカラヤラナイノデアルト云フ御答辯ニハ、私共斷ジテ之ニ賛成ヲ表スルコトガ出來ナインデアリマス(拍手)若シ儲カルカラヤルノデアル、引合ハナインカラヤラナイ

ノデアルト云フ、政府ノ御意見ガ正シイト
致シマスレバ、是ハ即チ社會立法デハナイ、
官營ノ、此政府ノ力ヲ利用致シマシテ、營利
事業ヲヤンテ居ルノデアルト謂ハレテモ、
私ハ一言辯解ノ餘地ハナイト考ヘルノデア
リマス(拍手)

ナイノデアリマス(拍手)

ルノデアリマス、此改正ノ要項ハ、政府

云ア者ヲ殺済スルノ元アルガトウ云ア附

尙ほ最後ニ私ハ本案ニ對シテ私共ノ反對意見ヲ申上ゲタインノハ、何デアルカト申シマスルト、所謂民業ノ壓迫デアル、私ハ斯ク申シテモ、必ズシモ此民間ノ保險會社ノ立場ノミヲ庇護スルモノデハ決シテナインゾダアレ、ノイ、同詩ニ「日向ニ文守ガ力品

示ス所ニ依リマスト、此保険ハ小兒ヲ被保険者トスル關係上、特殊ノ制限ヲ必要トスル點多キヲ以テ、便宜上終身保険反比養老保険ニ對立スル別箇ノ保険種類ト致シタ保険ニアルノデアリマシテ、全ク保険業界

ドウ云フ人達ノ救貧施設ヲスルノデアルカ、又級ノ人々ノ防賀施設ヲスルノデアルカ、又
力、此點ニ付キマシテ、吾々ハ所謂政府ノ
薄資者階級ト云フモノニ付キマシテ、幾度
力質問應答ヲ繰返シタ、政府ノ所謂薄資者
皆及トハ何デアレカ、政府ハ之ニ對シテ、

云フ非難ガ、此頃起テ居ルノデアリマス、小兒保険ニ對シマシテモ、同様ノ缺點ヲ私ハ發見致シテ居ル、政府ガ此點ニ對シマシテ、成程他ノ保険ニ比較スルト此料金ノ率ガ高イノデアル、ソレハ死亡保険デアルカラ、料金ノ率ガ高イノハ當然デアルト云フ、成程ソ御答辯ガ出來テ居ルノデアリマス、成程ソレモ一理アリマセウ、ケレドモ政府ガ今日此死亡率ヲ如何ニ決定シテ居ルカト申シマスルト、内閣統計局ノ死亡率ノ第三表ニ二割ヲ掛ケタモノガ、今日ノ保険ノ死亡率ニ相成テ居ル、隨テ保険ノ率ガ二割以上高齢ニナッテ居ルコトハ、私ハ爭フコトノ出來ナイ事實デアルコトヲ主張致シタイノデアル、而モ今日此經濟上ノ最モ重大ナル立場ニ立テ居ル庶民階級ノ人達ニ取テハ、毎月五十錢或ハ一圓ノ掛金ヲスルコトハ、頗る苦痛デアレコトヲ承共、苟或文ノテ居レ

テアル ンレト同時ニ 女性ニ政府六九九九
キ威力ヲ以テ致シマシテモ、是等多數ノ呈
間保険業者ヲ壓迫スルヤウナ、此制度ヲ
條件デ肯定スルコトハ私ハ出來ナイト四
フ、若シ百歩ヲ譲リマシテ、是等ノ民間
類似ノ保険業者ガ徹底的ニ疲弊シテモ、困
難ヲ極メテモ、ソレハ大ナル意味ニ於ケル
社會立法トシテ忍ンデ貰ヒタイト云フ御意
見ガアルトンマシテモ、私ハ此保険業者ハ
單ニ其保険業者ノ問題デハナクシテ、保険
ニ加入シテ居ル多數ノ被保険者ノアルコト
ヲ考慮ノ外ニ置クコトハ出來ナイノデアリ
マス、若シ不幸ニシテ彼ノ民間ニアル微少
保険ノ如キガ、此小兒保険ノ實施ノ爲ニ徹
底のノ打擊ヲ受ケタ假定シテ、若シ彼ノ
ガ財政的ノ破綻ヲ來スヤウナ場合ガアリト
致シマシタナラバ、ソレハ單ニ保険業者ノ
問題ノミデハナクシテ、保険ニ加入シテ民
レ數十万或ハ數百万ノ被保険者ノ一大團體

孜營々トシテ奮闘努力シテ、其領域ヲ開拓シテ居リマシタ所ノ保険業界ニ對シテ、大ナル爆弾ヲ投ズルモノデアルト私ハ考ヘルモノデアリマス、此提案ノ理由ヲ申サレマスケレドモ、委員會ノ詳細ナル質疑答ノ結果ヲ見マシテハ、斷ジテ此法律ノ制定ニ依シテ、社會的ノ立法トシテ、防貧救貧ノ施設トシテノ目的ヲ達シ得ザルノミナラズ、薄資者階級ノ救濟ガ出來ナイバカラリデナク、却テ數十年來ノ保險業界ノ平穏ナル發達向上、發展進歩ヲ阻碍スルモノト云フコトニナルノデアリマス
隨テ私ハ先づ政府ノ要項ノ主ナルモノニ付キマシテ、之ヲ讀上ガテ一々検討シテ目次トイ思フノデアリマス、政府ガ提出致シタル法草案ノ要領ノ主ナルモノハ、之ニ對フル變革ヲアリ、又今ニテ其ノ開拓張

唯社會通念上薄資者ト云フノデアル、ケレ
下モ是ハ洵ニ漠漠トシテ居ルカラ、何カ
體的ニ基準ヲ示シテ貰ヒタイト申シマシタ
所ガ、其一例トシテ月收七十五圓以下ノ
達、サウシテ其人達ノ葬式ノ費用ヲ教ヘテ
吳レタノデアリマス、ソコデ然ラバ月收七
十五圓以下ノ人達ハ、是ハ薄資者階級デア
ルカト云フコトヲ確メテ見マスト、イヤソ
レハ違フ、ソレハ唯一例トシテ申上ガルダ
ケデアル、月收七十五圓以下ノ人達ハ、必
ズシモ薄資者階級ノ人デナイト云フコトヨ
言ハレマシタ、然ラバドウ云フ階級ノ人達
デアルカト云フコトヲ、色々伺ヒマスト、
所得稅免除者アタリガ薄資者階級デアルト
云フヤウナ意味ノ御答辯ガアツクノデアル
マス、所ガ若シモ政府ノ申シマス所ガ正シ
イト致シマシテモ、有產階級ノ家ノ所得稅
ハ、御承知ノ通り口主ガ其家族ノ所得ヲ除

ノ吉原ニハシルニシテ、利其ノ病屋至シテ、月水ノ信大臣ハ如何ナル矣辯ヲ與ヘラレテ居ルカ、成程今日ノ庶民階級ハ經濟上ニハ苦痛ヲ感ジテ居ルカ知ラナイガ、僅ニ五十錢、一圓ノ掛金ヲ、彼等ガ苦痛ニ感ズル程トハ自分ハ考ヘナイ、斯様ナ答辯ガ與ヘラレテ居ルノデアル、私ハ小泉遞信大臣ハ所謂野大臣、所謂人情大臣トシテ、社會人噴々タル好評ヲ受ケラレテ居ルコトヲ能ク承知致シテ居ル、又私自身ト致シマシテモ、此點ニ對シテ小泉遞信大臣ニ絶大ナル敬意ヲ拂テ居ルノデアリマスガ、併シ人間ハ環境ニ慣レ易イモノデアッテ、自ラ閑僚ノ椅子ニ位地ヲ占メルト、其思想ニ於テ斯ノ如キ相違ヲ來スコトヲ、實ニ遺憾ニ考ヘザルヲ得

コトヲ私共主張致シタノデアル(拍手)
斯ウシタ立場ニ於キマシテ、私ハ此小兒
保険ノ趣旨ハ何處マデモ贊成デアルガ、併
シ其内容ニ於テ、其制度ニ於テ、私共ト全
然意見ガ合致シナイコトヲ甚ダ遺憾ニ考へ
ルノデアリマス、簡単デアリマスルガ、乱
ハ茲ニ本案ニ對シマシテ反対意見ヲ申述べ
マシテ、此壇ヲ降リタイト考へマス(拍手)
○議長(藤澤幾之輔君) 上野基三君

(上野基三君登壇)

加入シ得ル者ハ満三歳以上十二歳未満デア
ルコトデアリマス、ソレカラ十二歳未満ニシテ
シテ死亡シタル場合ニ於キマシテハ、年齢ニ
ニ致ジ一定ノ削減條項ヲ規定シタト云フコト
トデアリマス、其次ニ保険種類ヲ十五年満
期ト二十年満期トノ二種類ニシタコトデアリ
マス、最後ニ保険料額ハ月額五十錢トニ
圓ト、此二種類ニ限定シタコトデアリマス、
此要項ヲ通覽致シマスト、決シテ政府が目
的ト致シマスル所ノ防貧救貧ノ政策ト云フコト
モノガ實現セラレナイ、社會的立法ノ目的
ヲ達セラレナイ、何故カト申シマスト、此
法案ニ於キマシテ、最モ重大ナル基礎トナ
ルベキモノハ何カト申シマスレバ、保険ノラ
ス、此保険ニ依テドウ

算シテ、之ヲ納メルノデアリマスカラ、有
産階級ノ家ノ子弟ハ、相當ノ財産ハアリマ
シテモ、其所得税ハ免稅サレルノデアリマ
ス、其意味ニ於キマシテ、必ズシモ政府ノ
言フ所ノ所得稅免稅者、ソレヲ薄資者階級
トハ言ハレナイノデアリマス、元來此生命
保険ニ於キマシテ、其法律ヲ運用スルニ
キマシテ、ドウシテモ決メテ置カナケレバ
ナラヌ採算ノ基礎、即チドレダケノ人間ガ
此保険ニ加入スルカト云フコトデナケレバ
ナラナイ、此保険ニ加入スル所ノ人ガ定マ
ラナケレバ、此法律ヲ實施致シマシテ、サ
ウシテ社會施設トシテノ效果ヲ擧ゲルト云
フコトハ出來ナイ筈デアリマス、デアリマ
スカラ政府ノ所謂薄資者階級ト云フモノ、

概念ニシテ定ラナイ限りハ、結局此法律ノ適用ニ依テ其利益ヲ受ケル所ノ人ハ、所謂政府ノ目指ス所ノ薄資者階級ニアラズシテ、結局通常ノ簡易保険ガ最モ多クノ中產階級以上ノ者ニ浸潤致シマス如クニ、此法規モ結局ハ政府ノ目的ト致ス所ノ薄資者階級ノ救濟ニナルニアラズシテ、中流以上ノ階級ニ對スル保護施設デアルト云フコトニナルノデアリマス、又國民ノ所得ノ方面カラ見マシテモ、五十錢、一圓ト云フヤウナ掛金ヲ毎月掛け得ラレル所ノ者ハ、是ハ恐ラク私ハ薄資者階級ト云フコトハ出來ナイト思フノデアリマス、民政黨内閣ノ誤レル財政計畫ノ結果、今日地方ト都會ヲ問ハズ、皆國民ハ總テ其生活ヲ脅威セラレテ居ルノデアリマス、將來ノ爲ニ金ヲ積ンデ置クコトノ出來ナイハ勿論、刻下喫緊ノ生活スラモ出來ナイ、大抵ノ人ハ出來ルコトナラバ、借金ヲシテデモ生活ヲシテ行カナケレバナラズ、借金ヲシテデモ食テ行カウト云フ現在デアリマス、此狀態ニ於テ毎月一圓ナリ五十錢ナリヲ掛けルトシテモ、子供が三人居レバ三圓或ハ一圓五十錢ト云フコトニナリマスガ、是等ノ金ヲ毎月々々繼續シテ掛けテ行クト云フコトハ、所謂薄資者階級ノ爲シ能フ所ニアラズシテ、簡易保險が専ラ適用サレテ居ル所ノ中產階級以上ト云フコトニナルノデアリマスカラ、此意味カラ申シマシテモ、此法案ハ之ニ依テ政府が自指ス所ノ防貧事業若クハ救貧事業ニ依テ定マルノデアリマス、又死亡生殘率スマデモナク保險料算定ノ基礎ハ、豫定利率ノ如何、豫定利率ノ高イ低イト云フコトノ高下ニ依テモ定マルノデアリマス、又賦課保險料ノ高イ低イト云フコトニ依テモ

影響ヲ被ムルノデアリマス、所ガ此法案ニ
於キマシテハ、豫定利率ハドサデアルカト
申シマスト、豫定利率ハ三分五厘デアルト
云フコトデアリマス、政府ガ責任準備金ヲ
以テ四分利公債若クハ五分利公債ヲ買シテ
モ、四分若クハ五分ノ利廻ガアルノデアリ
マス、此立法ヲ以テ社會施設デアル、防貧
事業デアル、救貧事業デアルト致シマスレ
バ、何モ安イ利率デアル三分五厘ヲ採用致
サズシテ、四分・五分若クハ利廻ノ豫定デアル
所ノ五分四厘五毛ヲ見テ居シテモ、決シテ其
運用ニ於テ支障ヲ來サムルノミナラズ、是
ガ爲ニ國家ハ多少金錢上、財政上ノ保護ヲ
與ヘテ然ルベキモノデアルト思ヒマス、然
ルニ政府ハ態々其運用ノ利廻ガ五分四厘五
毛デアルニ拘ラズ、三分五厘ノ豫定利率ヲ
採用シテ、利率ヲ低クシテ居シテ、救貧事業
ノ金、防貧事業ノ金ヲ集メテ、之ヲ安ク貸
付ケル計算ニ依シテ、保険料ヲ高クスルコト
ニナシテ居リマス

スト、四歳以上十二歳マデノ間ニ於テ、月掛一圓、二十年満期ノ保険ニ入りマスレバ、モ、二百五十六圓ノ金ガ支拂ヒ得ルニ拘ラズ、政府ハ特ニ削減條項ヲ設ケマシテ、満十二歳ニ至ラザルニ先ツテ死亡致シマシタ時ハ、此削減條項ニ依ツテ支拂金額ハ極ク僅カニシテ居リマス、又二百五十六圓以上ノ支拂金額シカ支拂ハナイト云フ、削減條項ヲ設ケテ居ルノデアリマスカラ、若シモ斯ウ云フコトガ社會的立法デアルト云フコトニナリマスレバ、洵ニ計算ノ基礎ニ於テ、政府ハ暴利ヲ貪ルモノデアルト謂ハナケレバ、ナラヌノデアリマス

又政府ハ此保険料ヲ徵收シテ置イテ、餘剩ガアレバ是ハ返スノデアルカラ宜イデハナイカト云フ説明ヲサレタノデアリマス、併ナガラ是ハ餘剩ノアルノハ初カラ明カラアリマス、金解禁ヲスレバ圓價ノ爲替相提

ス、必ズシモ保険金ヲ欲シザニ殺スバカリ
デハナイ、生活ニ窮シテ子ヲ殺ス人モアル、
或ハ最近ニ於キマンシテハ、不倫ノ子ヲ生ン
ダ爲ニ認知ノ訴訟ヲ受ケタト云フヤウナ人
ガアリマスルケレドモ、斯ウ云フヤウナ認
知ノ訴訟ヲ受ケタ人ハ、民政黨ノ諸君ガ御
承知ノ管デアリマスルケレドモ、必ズシモ子
ヲ殺スト云フコトハ、保険金欲シサノ爲ト
ハ限ラナイノデアリマス、デアリマスルカラ
ラ道徳的危険ト云フコトハ、寧ロ我國ニ於
キマシテハ、最早何モ重大ナ問題デハナイ
ノデアリマス、詰リ政府ガ満二歳以下ノ人
人ヲ保険ノ客體カラ除外シタト云フコト
ハ、道徳的危険ニアラズシテ、採算上ノ危
険ヲ斟酌シテ、之ヲ省イタト言ハナケレバ
ナラヌト思フノデアリマス
斯ウ云フ點カラ申シマシテモ、所謂此法
案ノ目的トスル所ノ防貧救貧ノ施設ハ、其
目的ヲ達スルコトハ出來ナイト考ヘルノデ
アリマス

諸君、其次ニ先程統計ノコトニ付キマシテハ、久山氏カラ申述ベタ所デアリマスカラ、私ハ之ヲ省キマスガ、併ナガラ内閣ノ統計局ニ於テ、明治四十二年ノ第二表ニ依テ作ッタ統計ガ正シイモノトスルナラバ、何モ之ニ二割ヲ加ヘテ死亡率ヲ多クスル必要ハナイ、死亡率ガ多ケレバ保険料ガ高クナツテ參リマス、又我國ニ於ケル著名ナル「アクチユアリスト」ノ説ニ依リマスト、此保険料ハ日本ノ國ニ於キマシテ、毎月一圓ヅ、掛ケテ二十年満期ノ保険ニ加入致シマスレバ、今日保険ニ加入致シマシテ、明日死亡スルト致シマシテモ、年齢満三歳以上十一歳マヂノ間ニ於キマシテ、二百六十二圓ノ金ガ支拂ヒ得ルト云フコトデアリマス、此統計ハ政府ノ言フ所ニ依リマスト、誤テ居ルト云フコトデアリマスガ、誤タ根據ニ付キマシテハ、到頭理論的ノ説明ヲシテハ吳レナカツタノデアリマス、又政府ノ説明シク所ニ依リマ

ガ上り過ギテ困ル程上カルト云フノト同じ
デアリマシテ、是ダケノ保険料ヲ徴収シテ置
ケバ、是ガ爲ニ非常ナル剩餘金ガ得出テ來
ルコトハ初カラ分リ切々タ話デアリマス、
アリマスルカラ採算ノ取レル範圍内ニ保険
料ヲ限定致シマシテ、初カラ安ク定メマシ
テ、本保険法ヲ實施スルト云フコトニ致シテ
マシテコソ、初メテ社會立法トナルニ拘ニ
ズ、豫メ高イ保険料ヲ徴収シテ置イテ、ソ
レガ高イト云フナラバ、ソレハ後ニナッテ剩
餘金ガアレバ返スノデアルカラ宜イヂヤナ
イカド云フヤウナコトハ、未ダ以テ此立法
ガ社會施設ニアラズト云フ攻撃ヲ免レル所
以ニハナラヌト思フノデアリマス(拍手)
其次ニ所謂一番死亡ノ危険ノ多イ満二歳
以下ヲ除外シタト云フコトニ付キマシテ
ハ、先程久山君ヨリ申上ガマシタカラ私ハ
ト云フコトハ、日本ニ於キマシテハ、外國
ノ事情ニ比ジマスレバ甚ダ少イノデアリマ

次ニ私ハ此法案ガ實施致サレマスレバ、
是ガ爲ニ民間ノ保險業ニ對シテ、重大ナル
壓迫ヲ加ヘル結果ヲ招來スルト思フノデア
リマス、此小兒保險ヲ政府ハ之ヲ民間ノ事
業ト比較致シマシテ、其年齢ニ於テ、或ハ
其金額ニ於テ、其目的ニ於キマシテ、何レ
モ民間ノ事業ト相異ルト云フコトヲ申サレ
タノデアリマス、併ナガラ斯ノ如キ辯解ハ、
唯法案ノ主文ヲ見マシテ、其實際ノ運用ヲ
知ラザルノ議論ト謂ハナケレバナラヌノデ
アリマス、民間ノ保險事業ニ於キマシテハ、
是ハ總テ未歲以上ノ年齡ニ付キマシテノ保
險ヲ取扱フテ居ルノデアリマス、所デ此度ノ
簡易保險ハ三歳以上ヲ取扱フノデアリマス
カラ、民間ノ事業ト此政府ノ簡易保險、小
兒保險トガ相交錯セザル所ノ年齡ハ、僅ニ
零歲カラ二歳ニ過ギナイノデアリマス(片
方ハ男子、片方ハ男女トモヂヤナイカ)ト
呼フ者アリ)ソレハ後カラ申述ベマス、今假
ニ政府ノ説明致シマスルガ如クニ、民間保

二歳マデノ人ヲ客體トスル契約デアルト致シマシテモ、二割ダケハ——此割ト云フモノガ、民間カラ小兒保険ニ奪取セラレルト云フ危險ガ暴露セラレル譯アリマス、元來成ベク官業ヲ整理シテ民業ニ移シ、成ベク國民ノ努力ニ依テ、國民獨自ノ力ニ依テ、民業ヲ潤澤ナラシメルト云フコトガ、社會ノ大勢アリマス、尙ホ現行法ガ制定セラレマスル當時ニ於キマシテ、政府ノ聲明ニ依リマスルト云フト、積極的ニ簡易保険ノ勸誘ハシナイト云フコトデアタクノデアリマス、併ナガラ今日ノ實情ハドウデアリマスルカ、全國ノ郵便局員ガ、或ハ正服正帽ヲ以テ、或ハ其他ノ市町村ノ自治團體ト相聯絡ヲ取リマシテ、殆ド強制的ニ行クト云フト、所謂簡易保険ニ付キマシテ、今一年經テバ小兒保険ニ入レル、或ハ二年經テバ政府ノ簡易保険ニ入ルコトガ出来ルト云フヤウナコトノ爲ニ、豫約募集ト云フコトガ行ハレテ參ルノデアリマス尙ホ此政府ノ方面ニ於キマシテ、是ハ甚ダ簡單ニ見エルノデアリマスガ、五歳以下ノ民間ノ契約ト云フモノハ、是ハ全契約ノ件數、金額ノ、何レモ九十三「パーセント」ヲ占メテ居ル實情デアリマス、五歳以下ノ保険ヲ客體ト云フモノハ、民間ノ事業ニ於キマシテハ、其件數ニ於キマシテモ、亦金額ニ於キマシテモ、九十三「パーセント」ノ多キヲ占メテ居ルノデアリマスカラ、決シテ所謂年齢ニ於テ相交錯スル所ガナイカラシテ、民間ノ業者ヲ壓迫シナイト云フ政府ノ説明ハ、當チ居ナイト私ハ考ヘルノデアリマス、尙ホ政府ハ、近代ノ保険ハ所謂多額保険ニ進ミツ、アル所ノ趨向ヲ辿チテ居ル、隨テ民間ノ保険ハ、小ハ三百圓、大ハ三萬圓デアルカラシテ、此政府ノ三十圓乃至

テモ底觸シナイト云フ 説明デアグノデア
リマス、併ナガラ第一流ノ會社ハ格別ト致
シマシテ、所謂二流ドコロ、三流ドコロノ
會社ハ、小額保険五百圓内外ノ契約ヲ喜ン
デ漁リ、サウシテ之ヲ喜ンデ吸收セントシ
シテ努力シツ、アルノデアリマス、ソコデ
今日ノ民間ノ財力、國民ノ經濟的ノ彈力ト
云フモノガナクナ^ア居ル時デアリマスカ
ラ、一旦二百八十圓程度ノ小兒保険ニ加入
致シマスレバ、モウ再ビ民間ノ、此五百圓
程度若タハ三百圓程度ノ保険ニ加入スル所
ノ力ト云フモノガ、國民ニ無クナッテ參ルノ
デアリマス、斯ウ云フ意味カラ申シマシテ
モ、政府ノ謂フ所ノ金額ノ點ニ於テ、非常
ナ差額ガアルカラシテ、民間ノ事業ヲ壓迫
シナイト云フコトモ、私ハ嘗テ居ナイト思
フノデアリマス、元來現行簡易保險法ハ、
是ガ制定セラレマシタ時ノ政府ノ説明ニ依
リマスルト云フト、ソレニハ此際ハ國民ノ
所得ガ多イ時デアルカラ、是カラ國民ノ懷
ロニハ金ガ入ルト云フ時デアル、其時ニス
ラ此法案ヲ提出ニナリマシタ時ニハ、三百
圓トシテ出シマシタ所ガ、是デハ高過ギル、
民間ノ事業ヲ壓迫スルト云フノデ、議會ニ
於テ之ヲ二百五十圓ニ修正サレマシタ、其
後經濟力ノ膨脹致シマシタ結果、今日四百
五十圓ニナ^アテ居リマス、デアリマスカラ、
今日ノ如ク國民ノ經濟力ノ彈力ノ減タ時
デアリマスカラ、若モ政府其時ノ聲明ニシ
テ其通リ正シイモノデアル、其通りニ行フ
コトデアリマスレバ、逆ニ今日之ヲ二百五
十圓ナリ三百圓ニ減ラシテコソ、民間ノ當
業者ヲ保護スル所以デアラウト思フノデア
リマス、然ルニ政府ハ逆ニ、此四百五十圓
ヲ減額スルコトナクシテ、新タニ更ニ小兒
保險ヲ設ケマシテ、之ニ依^{シテ}民間ト其目
的、金額、其種類ニ於テ相如ク所ノ本小兒
保險ノ制度ヲ設ケルノデアリマスカラ、是
ハ如何ニ政府ガ陳辯セラレマシテモ、私ハ

尙ホ若モ政府ノ言フヤウニ致シマスナラ
バ、今日ノ民間ニ在ル所ノ四十何社ト云フ
保険業ト云フモノハ、私ノ見ル所デハ、政
府ノ言フ通りニ致セバ、キット是ハ幾ツカハ
倒レテシマッテ、僅カ一ツカ二ツノ會社ガ殘
ルト云フコトニナラナケレバナラヌノデア
リマス、ソレ故ニ四十何社ガ並立スルト云
フコトハ、結局保険界ニ於キマシテハ、保
險ノ種類デアルトカ、或ハ保険ノ目的デア
ルト云フヤウナコトハ、餘リ第一義的ノ意
義ヲ爲サナインデアリマス、詰リ保険業界
ニ於ケル第一義的ノモノハ、保険業者ノ力、
又保険加入者ノ力ト云フコトガ、第一義的
ニナシテ行クノデアリマス、デアリマスカラ
自分ハ如何ナル種類ノ保険ニ入タ、如何ナ
ル目的ノ保険ニ入タト云フヤウナ事ヨリ
ハ、保険業者ノ力ト、自分ノ負擔力ト云フ
モノガ第一義デアリマスカラ、一旦簡易保
險ニ入りマシタ以上ハ、一旦小兒保険ニ入
リマシタ以上ハ、其種類ガ違フト云フコト
カラ、或ハ其目的が違フト云フコトカラ、
之ヲ廢シテ、民間ノ保険ニ再び加入スルト
云フコトハナインデアリマス、其點カラ見
マシテモ、政府ガ此法案ノ實施ニ依シテ何等
民間ノ事業ヲ壓迫スルモノデナイト云フコ
トハ、結局私ハ其理由ガ立タナイト考ヘル
ノデアリマス
之ヲ要スルニ薄資者ト云フコトガ、明確
ナル限界ヲ定メラレルコトガ出來ナイ、唯
茫漠タル社會通念ニ依ル薄資者デアルト云
フコトハ、之ニ依フテ結局ハ政府ノ目指ス所
ノ貧乏人階級ヲ救フコトガ出來ズシテ、却
テ中產階級以上ニ此小兒保険ガ適用セラレ
ルト云フコトガ其一つデアリマス
其次ニ國民經濟ニ彈力ガナイ、國民經濟
ニ斯ノ如キ負擔ヲスル所ノ力ガナイト云フ
コト、此點カラ申シマシテモ、ヤハリ此保
険ノ客體ハ中產階級以上ト云フコトニナッ

ガ殉ルハテアリバテ、交保険料算出ノ基爾
ニ高過ギル、死亡生残表ハ二割増シテ
居ル、或ハ保険豫定利率ガ安ク出來テ居ル
ト云フコトノ爲ニ、是ガ爲ニ貧乏人ニ何等
ノ惠ヲ垂レナイ、豫メ高イ保険料ヲ取^テ
置イテ、サウシテ後ニナッテ之ヲ割戻スト
云フガ如キハ、決シテ其實際ニ於テ社會施
設トナラヌト私ハ思フノデアリマス、又保
険料ニ關シマシテモ、最モ危険率ノ多キ三
歳以下ノ者ヲ除外シテシマフト云フガ如
キ、斯ノ如キ點カラ見マシテ、決シテ此法
案方實施セラレマシテモ、政府ノ目的ト致
シマスガ如キ、社會的施設ト云フコトノ目
的ハ達セラレザルノミナラズ、却テ年齢ガ
相如クト云フ點、又金額ノ相如ク點、ソレ
等ノ點カラ考察致シマシテ、重大ナル壓迫
ヲ民業ニ加ヘルモノト私ハ考ヘルノデアリ
マス、殊ニ斯ノ如キ重大ナル變革ヲ保険業
界ニ齎サントスルニ當リマシテ、此特殊ナ
ル制度ニ對シテ、政府ハ何等特殊ナル研究
ヲシテ居ナインデアリマス、唯僅二十何年
來カノ簡易保険ノ制度ノ、其方面ニ於ケル
統計、其方面ノ慣行ト云フモノニ依^テノ
ミ、此小兒保険ヲ創設シヨウト云フノデア
リマンシテ、決シテ此案ハ長イ間、練リニ練
ラレタ所ノ正確ナル案デアルト云フコト
ハ、私ハ申サレナイト思フノデアリマス、
此故ニ社會的ノ施設ト云フ點ニ於キマシテ
ハ、洵ニ宜シイ、社會的ノ施設ト云フモノ
ハ、多々益、多イノガ宜シイ、併ガガラ此
法案ハ、斯ノ如キ研究ノマダ足リナイ、斯
ノ如キ杜撰ナル案ヲ以テシテハ、未ダ以テ
政府ノ目的トスルガ如キ救貧事業、若クハ
防貧事業ト云フヤウナ、社會的施設ノ效果
ハ現ハレナイモノト思フノデアリマス、況
ヤ是ガ爲ニ從來奮闘努力シマシテ、其運命
ヲ打開シマシタ所ノ民間ノ事業ヲ壓迫スル
ト云フコトガ、聊カデモアリマスナラバ、
是ハ容易ニ斯ノ如キ法律案ニ對シテハ、私
共ハ協賛ヲ與フベカラザルモノト思フノデ

アリマス(拍手)故ニ政府ハ一旦之ヲ撤回致
サレマシテ、更ニ長イ間研究ニ研究ヲ重ネ、
慎重調査ノ上ニ、再び相當ノ案ヲ具シテ帝
國議會ニ提出セラレルヤウニト云フ希望ヲ
有スルノデアリマス、此意味ニ於テ私ハ本
案ニ反対スルノデアリマス

○議長(藤澤幾之輔君) 討論ハ終局致シマ
シタ、本案ノ第一讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君
ハ起立

○(賛成者 起立)

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開カレントコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議モアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、
是ニテ本案ノ第一讀會ヘ終リマシタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ
開カレントコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

簡易生命保険法中改正法律案 第二讀會
○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議モアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、
是ニテ本案ノ第一讀會ヘ終リマシタ

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

簡易生命保険法中改正法律案 第三讀會
○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議モアリ
マセヌカラ、第二讀會議決ノ通り可決確定
致シマシタ(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、第一讀會議決ノ通り可決確定
致シマシタ(拍手)

簡易生命保険法中改正法律案 第三讀會
○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議モアリ
マセヌカラ、第一讀會議決ノ通り可決確定
致シマシタ(拍手)

日程第三十五及ビ第三十六ハ同一委員ニ
付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲
スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、日程第三十五、寄生蟲病豫防法案、
日程第三十六、明治四十年法律第十一號中
改正法律案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キ
マス、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長中
馬興丸君

第三十五 寄生蟲病豫防法案 (政府提
出) 第一讀會ノ續(委員長報告) 報告書
一寄生蟲病豫防法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段乃報告候也

昭和六年三月六日

委員長 中馬 興丸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

第三十六 明治四十年法律第十一號中
改正法律案(癩豫防ニ關スル件) (政
府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一明治四十年法律第十一號中改正法律案
(癩豫防ニ關スル件) (政府提出、貴族院
送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段乃報告候也

昭和六年三月六日

委員長 中馬 興丸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

○中馬興丸君 只今議題トナリマシタ寄生
蟲病豫防法案、先づ之ニ付キマシテ委員會
ノ經過並ニ結果ヲ申上げマス、我國人口ノ
約ソ七〇パーセントトヨ六七・八・パー
セントガ寄生蟲ノ病人デアルノデアリマス、
是ハ大正十三年以來、全國ニ亘り調査シタ
結果ノ報告デアリマス、斯ノ如ク多數ノ寄
生蟲ヲ持ツタ國民ハ、外ニハナイ筈デアリマ
ス、是ハ全ク我國ノ農業者ガ大便益ニ小便
肥料トスル結果ニ外ナラヌノデアリマ

ス、故ニ相當ナル方法ヲ以て之ガ豫防ヲ講
ジナケレバ、國民ノ保健衛生上多大ナル障
碍ガアリ、作業、能率、殊ニ小學校ノ兒童
等ニ於テハ、其頭腦ノ明晰ヲ缺クノデアリ
マス、此豫防法案ハ、世界デ初メテ出來タ
所ノ法律デアリマスノデ、吾々委員會へ慎
重審議、昨日マデ五回ノ委員會ヲ開イタ譯
デアリマス、委員中ニハ專門ノ醫師諸君ガ
居ラレマシテ、詳細ニ専門ノ政府委員、茲
ニ政府委員ノ許ヲ得テ、專門ノ博士トノ間
ニ質問應答ガアリマシタ、詳シイコトハ速
記録ニ就テ御覽ヲ願ヒマスガ、要スルニ此
等ニ於テハ、其頭腦ノ明晰ヲ缺クノデアリ
マス、此豫防法案ハ、世界デ初メテ出來タ
所ノ法律デアリマスノデ、只今尚
未一万五千バカリノ癩患者ガ、全國ニ呻吟
シテ居ル、之ヲ政府ノ積リテハ、第一期ニ
五千人ヲ收容シ、第二期計畫シテ、相當
時期ニ於テ後ノ一万人ヲ收容シテ、一万五
千人ヲ收容シ盡シマスナラバ、ソレカラ十
年經テバ全國ノ癩ハ無クナル筈デアリマ
ス、只今ハ其五千人ヲ收容スルダケノ案ヲ
立テタノデアリマスガ、ソレモ第八條ニ於
テ、政府ノ補助ハ六分ノート云フコトガ書
イテアルガ、寄生蟲豫防法第七條ノ六分ノ
一、並ニ癩豫防法第八條ノ六分ノ一ノ補助
ヲ、共ニ三分ノ一ニマデ増額スルト云フ修
正案ガ、政友會ノ松山君並ニ永田良吉君カ
ラアタノデアリマス

是ハ政府ノ方デハ兎ニ角法定傳染病ノ豫
防ニモ、結核ノ豫防ニモ、六分ノ一ヨリ只
今ノ財政デハ補助ガ出來ナインデアルカ
ラ、獨リ此寄生蟲ト癩ダケヲ三分ノ一ニス
ルト云フコトハ、目下ノ財政ガ許サナイカ
ラ、當分是デ我慢シロト云フコトデアリマ
シテ、爲ニ政友會カラノ三分ノ一ト云フ修
正案ヘ少數デアリマシタ、而シテ委員會ハ
此二案ヲ政府原案ノ通り可決シタノデアリ
マス、之ヲ以テ報告ト致シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 兩案ニ對シテハ松
山常次郎君外三名ヨリ各少數意見ガ提出サ
レテ居リマス、此意見ハ何レモ修正デアリ
マスカラ、第二讀會ニ於テ其報告ヲ許スコ
トニ致シマス、尙ホ討論ハ便宜上第二讀會
ニ於テ爲スコトニ致シタイト思ヒマス、左
様御諒承ヲ乞ヒマス、兩案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ
○作田高太郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ
開カレントコトヲ望ミマス
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
「異議アリマセヌカ」

明治四十年法律第十一號中改正法律案中
左ノ通修正ス
第八條中「前條」ヲ「第六條及第七條ノ規
定ニ依ル」ニ改ム

當リマシテハ、曩ニ委員長ノ報告ニアリマ
シタ通り、便池ノ改善モヤラナケレバ、本
案ノ趣旨ノ徹底ガ出來ナイ、便池ノ改善ヲ
致シマスト云フト、合國一千數百万戸ニ對
シマシテ、假ニ一戸極ク少イ經費ヲ見積^テ
十圓ト見テモ、一億五千万圓ノ金ヲ要スル
ノデアリマス、以上諸經費ヲ合計致シマス

シタ譯デアリマス(拍手)
次ニ私ハ癩豫防法ノ改正法律案ニ對シマ
シテ、反對ノ意見ヲ述ベタイト思ヒマス、
是ハ曩ニ委員長ノ報告モアリマシタガ、全
國癩患者ガ一万四千ノ中、特ニ南九州ノ方
ニハ最モ多イノデアリマス、是ハ氣候ノ溫
暖ナル地方ニ多イノデアリマシテ、御参考

ス
○議長（藤澤幾之輔君）御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キマ

永田良吉君 営業委員長ヨリ報告ニナリ
シタ寄生蟲病ノ豫防法案竝ニ牘豫防ニ關
ル法律改正案ニ對スル少數意見ヲ至極簡

費ガ掛ルノデアリマスガ、之ニ對シマシテ
政府ノ補助ハ、僅ニ第七條ニ六分ノ一ノ補
助ヲスルト云フコトガ現ハレテ居リマス

縣ガ一千三百人デアリマス、熊本縣ガ約千人、宮崎縣ガ五百人、沖繩縣ハ驚ク勿レ千人、合計南九州ノ四縣デ四千人ノ癱患者ガ

寄生蟲病豫防法案
明治四十年法律第十一號中改正法律案
（頗豫防ニ關スル件） 第二讀會 ○議長（藤澤幾之輔君）此際兩案ニ對スル少數意見ノ報告ヲ求メマス——永田良吉君

寄生蟲病ノ豫防法案ニ對シマシテハ、國ヨリ國民ノ保健上、是ハ何人モ異存ノナ。法案デアリマス、併ナガラ私ハ本案ヲ實始スル上ニ於キマシテ、非常ナル困難ガ伴ニ

和ノ期少ノ經費國庫に於ニ元局ノガラ、地方ノ府縣町村ニ向テハ二億數千万
圓ノ莫大ノ負擔ヲ皆負ハセル、現在民政黨ノ御方ハ、負擔ノ輕減ヲ言ウテ居ラレル、
又政府ハ減稅案モ出シテ居ラレナガラ、一

少數者意見書
一寄生蟲病豫防法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト認ムルニ依リ少數者意見書及提出候也
昭和六年三月六日

ト思ヒマス、此點ニ付キマシテ二ノ例申述ベタイト思フノデアリマス、假ニ此防除法案ヲ實施致シマストスレバ、先ヅ健診ノ診斷ヲ行ハネバナラヌ、次ニ糞便ノ検査モ行ハネバナラヌ、此健康診斷ト、糞便検査ノ費用ハ、府縣ノ負擔ニシテ居ルノ

面ニ於テハ吾々地方ノ府縣ヤ町村ニ對シテ、斯ル莫大ナル負擔ノ過重ヲ加ヘラレルコトハ、頗ル矛盾スルモノト信ズル者デアリマス（拍手）又本法案ハ驅除ノ方法ニ付キマシテ、農民ニ取リマシテモ頗ル由々シキ問題ガ起ルノデアリマス、即チ本法案ニ依

委員少數意見者

常次郎
外三名

衆議院議長藤澤幾之輔殿
〔別紙〕

別紙

寄生蟲病豫防法案中左ノ通修正ス

第七條中「六分ノ一」ヲ「三分ノ一」ニ

少數者意見書

明治四十年法律第十一號中改正法律案

(癩豫防ニ關スル件) (政府提出、貴族院參付)

右八本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
認ムルニ依リ少數者意見書及提出候也
昭和六年三月六日

委員少數意見者

松山常次郎
外三名

衆議院議長藤澤幾之輔殿

ト云フコトニ、親切ガ届イテ居ナイト云フ
感ジガスルノデアリマス、此點ニ付キマシ
テ、内務當局ハマダ／＼御研究ト御親切ト
ガ足ラヌト思フノデアリマス、以上ノ理由
カラ、本法案ヲ實施スルニ當リマシテ、確
ニ吾々ノ南九州ハ非常ナル負擔ノ過重ニ苦
ムコトガ明カデアリマスカラ、私ハ此理由
カラ、本案ニモ前案同様三分ノ一ノ修正ノ
動議ヲ提出シマシテ、本案ニ反対シタ譯デ
アリマス、以上簡単デアリマシタガ、私ノ
反対意見ハ之ヲ以テ終リマス
○議長(藤澤幾之輔君) 各修正ノ意見ハ成
規ノ賛成アリト認メマス、仍テ各少數意見
ハ修正案トシテ成立致シマシタ、是ヨリ討
論ニ入りマス——松山常次郎君
〔松山常次郎君登壇〕
○松山常次郎君 諸君、私ハ初メニ此寄生
蟲病豫防法案ニ付テ、永田君ノ修正動議ニ
賛成ノ意味ニ於テ、茲ニ演説ヲ致シタ
思フノデアリマス、之ニ付キマシテハ、委
員長ヨリモ可ナリ丁寧ニ報告ガアリマシタ
シ、永田君モ中々丁寧ニ意見ヲ述べラレマ
シタカラ、私ハ此法案ノ内容ノコトニ付テ
述べルコトハ略シタイト思フノデアリマ
ス、唯茲ニ此筋道ヲ能ク御話シテ置キタイ
ト思フノデアリマス
是ハ斯ウ云フ建前ニナフ居ルノデス、大
體寄生蟲病ノ豫防及ビ治療ノ施設ヘ、市町
村ニ於テ之ヲ爲スノデアリマス、ソレニ對
シテ北海道地方費及ビ府縣ヨリ市町村ニ補
助金ヲ出スノデアリマス、國庫ハ其北海道
地方費及び府縣ニ對シテ補助金ヲ與ヘル、
其金額ガ六分ノ一ト云フコトニナフテ居ル
ノデアリマス、私共ハソレヲ三分ノ一ニ修
正シヨウト云フノデアリマス、此寄生蟲病
豫防法ノミナラズ、此後デ御話致シマス所
ガ之ヲ行ハナケレバナラヌノデアリマス、
今日地方財政ノ窮乏ニ陥ツテ居ルト云フコ
トハ、諸君モ御承知ノ通リデアリマス、而

シテ斯ノ如キ文化的施設ハ、大ニ積極的吾々ハ之ヲヤラケレバナラヌト思フ、其意味ニ於キマシテ、今日ノ地方ノ財政デハ六分ノ一位ノ補助金デハ、積極的ニ之ヲヤルコトハ出來ナイト認メルノデアリマス、此意味ニ於テ分ノ一ヲ三分ノニ改ムベシト云フ修正ノ動議ヲ出シタ譯デアリマス、此意味ニ於テ私ハ永田君ノ修正動議ニ賛成ヲ致スノデアリマス

次ニ癲豫防法ニ付テ、アリマスガ、之ニ付テハ委員長モ極メテ簡單ニ御話ニナリマシタシ、永田君モ亦比較的簡單ニ御述ニナリマシタカラ、私ハ少シク前ノヨリモ詳細ニ意見ヲ述べテ見タイト思フノデアリマス（拍手）委員會ニ於キマンテ色々質問ヲ發シテ、當局ヨリ説明ヲ願ツタノデアリマスガ、之ニ依テ斯ウ云フコトガ明カニナフタノデアリマス、是ハ嘗て布畦ノ「モロカイ」島ト云フ避難島ニ於テアフタ事實、癲患者ト癲患者ノ間ニ生レタ子供ヲ、生レテ直グ引取フテ、ソレヲ親カラ離シテ育テ、年取ツテ之ヲ「ホノル、」ノ學校ニ入レテ育テル、サウ云フヤウニヤツテ見テ居ルノデアリマスガ、サウスルトマルデ癲ノ無イ奇麗ナ子供ガ出来ル、ソコデ癲ト云フモノハ遺傳ノモノデハ決シテナイ、傳染ノモノデアルト云フコトガ、ハキリト書イテアルノデアリマス、此事實ニ付キマシテ、政府委員ノ中ニハ醫者ノ方モ、技師ノ方モ居ラレマスカラ、色反復意見ヲ求メタノデアリマスガ、今日ハ學術上殆ド疑フ餘地ハナイ、癲ハ決シテ遺傳デハナイ、傳染病デアルト云フコトハ、學術上疑フ餘地ガナイト云フコトヲ明カニ致シタノデアリマス、隨テ癲豫防ニ付キマシテハ、隔離ニ依テ之ヲ撲滅スルルコトガ出来ル、昔歐羅巴諸國ニ於テハ、隨分癲患者ノ多イ時ガアッタガ、今日ハ非常ニ其數ガ減ツタ、英國ノ如キハ一人モ癲患者ハ居ナイト云フコトニナツタ、ソレハ隔離法ニ依ツテ

皆成功ヲシタノデアル、即チ我國ニ於テモ、此癲豫防ヲヤルニ付キマシテハ、隔離ニ依リテ、其目的ヲ達スルコトガ出來ルト云フ出發點カラ、此施設ガ出來タ譯デアリマス、ソレデ先程委員長カラモ報告セラレマシタ通りニ、我國ニハ約一萬五千ノ癲患者ガアル、之ヲ第一期ト第二期ニ分ケテ、第一期ニ於テ五千人ヲ隔離スル、第二期ニ於テ一万人ヲ隔離スルト云フコトハ、今日アリマス所ノ聯合府縣ノ療養所、民間有志ノ設立致シテ居リマス所ノ療養所、此兩者デ四千五百人ヲ收容答スル、ソレカラ國立ノ療養所ガ、今度岡山縣邑久郡長島ト云フ所ニ出来ル、此處デ五百人ヲ收容スル、ソレハ今月頃カラ收容ヲ始メルサウデアリマス、先づ四百人ヲ收容スルサウデス、是デ兩方併セテ五千人ヲ隔離スル、是ガ第一期計畫デアリマス、第二期ノ計畫ハ一万人デゴザイマスガ、是ガ完成スレバ即チ日本ノ癲ハ撲滅スルコトガ出來ル譯デアルト云フヤウニシテ、之ヲ撲滅スル所ノ案ガアルカト云フコトヲ承リマシタ所ガ、斯ウデアリマス、癲患者ハ癲ガ發生シテカラ十年位デ大抵皆死ンデシマフサウデアリマス、故ニ全部收容ガ出來テ——收容ガ完成シテカラ、十年ニシテ癲ノ撲滅ガ出來ル、斯ウ云フ醫學上ノ見解カラ進ンデ居ルノデアリマス、即チ若シ十年間ニ一万人ヲ收容スル施設ガ完成スレバ、二十年ニシテ日本ノ國ノ癲ヲ撲滅シテシマフコトガ出來ルノデアリマス、此場合ニ於テ要スル費用ガ約三千七百万圓ト云フコトデアリマス、是ガ第一案、第二案ハ若シ其隔離ニ全部成功スルノニ二十年掛クトスレバ、即チ三十年ニシテ此癲ヲ撲滅シテシマブコトガ出來ルノデアアルト云フ場合ニハ六千六百万圓掛ルト云フコトデアリマス、斯ウ云フ意味ニ於テ、是ガ政府ノ

豫算ノ都合ニ依テ、何レガ實行セラレマス
カ、此法ニ依テ進マウト云フノデアリマス
シタ聯合府縣ノ療養所及民間有志ノ療養
所ニ對シテ、補助金トシテ三十六万三千圓
餘計上セラレテ居リマス、長島ノ療養所
ノ爲ニ十五万八千圓餘計上セラレテ居リマ
ス、ソレカラ癩豫防協會ニ對スル補助金ト
シテ五万圓計上セラレテ居リマス、其外ニ
群馬縣草津ノ國立療養所ノ施設費トシテ十
二万圓計上セラレテ居リマス、以上總テ合
シテ六十九万九百三十五圓デアリマス、
而シテ此草津ノ國立療養所ハ第二期計畫ノ
著手デアリマス、是ガ政府ノ說明デアリマ
ス、斯ウ云フ譯デ政府ハ第一期計畫ニ對シ
ニモ著手スル、斯ウ云フヤウナ意味ニ於テ
此豫算ヲ組ミ、此下ニ癩豫防法ト云フモノ
ノ改正法律案ガ提出セラレタノデアリマ
ス、ソレデ私研究致シテ見マスルト、斯ウ
云フコトニナツテ居リマス、明治四十年法律
第十一號、是ハ癩豫防ニ關スル法律デアリ
マスガ、ソレノ第八條ニ「國庫ハ前條道府
縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分
ノ乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス」ト
アルノデアリマス、即チ此勅令デ、ソレハ
明治四十年八月五日、勅令第二百八十五號、
癩豫防ニ關スル法律第八條ニ依ル國庫補助
金、其第三項ニ經常費六分ノ一補助スト云
第デアリマス、癩豫防ノコトニ付テハ、畏
多イ事デアリマスケレドモ、皇太后陛下ガ
此事ニ付テ非常ニ御軽念遊バサレマシテ、
十万圓ノ御下賜金ガアルコトニナツテ居ル、
年々一万圓ヅ、十箇年ニ癩豫防協會ニ御下
賜ニナルコトニナツテ居リマス、民間ニ於テ
ハ澁澤子爵ナゾガ盡力ヲセラレマシテ、少
クモ百万圓ノ金ヲ集メテ、サウシテ政府ノ

デアリマス、労働者ノ業務上ノ傷害ニ對シ
ア事業主ガ扶助スルト云フコトハ、今日ノ
社會通念上認メラレテ居ル所デアリマシ
テ、本法ノ如キ法律ガナクテモ、或程度迄
ハ扶助ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、扶助
スル程度ハ事業主ニ依リ、區々デアリマシ
テ、或場合ニハホノ少額ヲ支給スルニ過
ギズ、又土木建築業ノ如キ請負關係ノ複雜
ナルモノニ於テハ、何人モ扶助責任ヲ負ハ
ナイ場合モ尠クナイノデアリマス、故ニ本
法ニ依テ扶助ノ制度ヲ確立シ、兩者保護ノ
趣旨ヲ實現セントスルノデアリマス、本法
ハ扶助ノ程度、方法ハ總テ勅令ニ委任シテ
居リマスカラ、既存ノ扶助法規タル工場法
鑛業法ト大體歩調ヲ合セル豫定デアリマ
ス、本法ノ適用ヲ受クル事業數ハ一万九千
餘、其從業労働者ノ數五十一萬七千餘ニ上
ル見込デアリマス、労働者災害扶助責任保
險法ハ事業主ノ扶助責任ニ關シ、國營保險
ヲ創設セントスルモノデアリマス
從來扶助法規ノアツカ工場鑛山ニ於キマ
シテハ、事業主ハ大體ニ於テ資力ノ裕カナ
人々デアリマスカラ、特ニ保險ニ依ラナク
トモ、略、圓滑ニ施行ガ出來タノデアリマ
スガ、本法ノ適用ヲ受クル事業主中石切業、
土木建築請負業、仲仕請負業等ニ於キマシ
テハ、事業主ガ資力ガ裕カナラザル場合モ
アリ、一時ニ多數ノ死傷者ヲ生ジタル場合、
扶助ノ支給ニ因ル人々ガ少クナイノデアリ
マスカラ、扶助ノ支給ヲ確保シ、労働者ノ
保護ヲ圖ル點カラ言テモ、又事業主ノ負擔
ヲ容易ナラシメル上カラ言テモ、保險ノ制
度ヲ設クルコトガ必要デアリマス、而シテ
斯ル保險ハ事業主ノ責任保險デアリマス
ガ、労働者ノ扶助ト密接不可分ノ關係ガアッ
テ、實質上社會保險ノ作用ヲ爲スモノデア
リマスカラ、國營トスルヲ適當ト考へ、國
營保險致シタノデアリマス、保險ニ加入
スル範圍ニ付キマシテハ、土木建築工事ニ
付テハ労働者ノ保護及ビ事業主ノ便宜ノ兩

方面ヨリ、劃一的ニ強制スルコト、シ、其
他ノ事業ニ付キマシテハ、任意加入ノコト
ニ致シタ、從來カラ扶助ノ行ハレテ居ル工
場鑛山ニ付キマシテモ、國營保險ヲ設ケタ
以上、保險ノ途ヲ開クヲ適當ト考ヘ、任意
加入ヲ認ムル豫定デアリマス、本保險ハ本
來事業主ノ負擔タル扶助ノ責任ヲ保險スル
モノデアリマスカラ、保險料ハ全部事業主
ノ負擔トシ、國庫ニ於テハ初年度ニ於テ準
備費ヲ支出スルノ外、何等負擔ハナサザル
方針デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ア
ランコトヲ望ミマス

〔政府委員小川郷太郎君登壇〕

○政府委員(小川郷太郎君) 只今議題ニナ
リマシタ、労働者災害扶助責任保險特別會
計法案ニ付キマシテ、其提案ノ理山ヲ説明
致シマス、只今内務大臣ヨリ説明ガアリマ
シタ如ク、労働者災害補助法、工場法及ビ
鑛業法ニ基ク扶助ニ關シマシテ、労働者ニ
對スル扶助料ノ支給ヲ確保スルコト、事
業主ノ負擔ノ便宜ヲ圖リマス爲ニ、其扶助
責任ヲ國營保險トナスノ必要ガアリマシ
テ、労働者災害扶助責任保險法案ガ提出セ
ラレタノデアリマス、而シテ該保險事業ハ
事業主ノ負擔致シマス、保險料等ノ收入ヲ以
テ、保険金、保險施設費、事業取扱費等一
切ノ經費ニ充用セントスルモノデアリマス
カラ、性質上はガ收支ハ一團トシテ計算ス
ベキモノト存ジマス、隨テ本事業ニ關スル
歲入歳出ハ之ヲ一般ノ會計ト區分シ、特別
會計ヲ設置スルノ必要ガアルノデアリマ
ス、是レ本案ヲ提出致シマシタ理由デアリ
マス、何卒御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレント
ヲ希望致シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ハアリマセ
ヌ——日程第四、右各案ノ審査ヲ付託スヘ
キ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作田高太郎君 本案ハ議長指名十八名ノ
委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
日程第五、入營者職業保障法案ノ第一讀
會ヲ開キマス——宇垣陸軍大臣

第五 入營者職業保障法案(政府提出)

第一讀會

入營者職業保障法案

第一讀會

第一條 何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求
職者ノ探否ヲ決スル場合ニ於テ入營
(應召)場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ命
ゼラレタル者又ハ入營ヲ命ゼラルコ
トアルベキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利
益ナル取扱ヲ爲スベカラズ

第二條 雇傭者ハ入營ヲ命ゼラレタル被
傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ノ入
營中雇傭期間ノ満了シタルトキハ其ノ
者ガ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果
果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)シ
タル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭ス
ルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ掲グル事
由ノニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ

現ニ左ノ各號ニ掲グル事由ノニ該當
スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者
ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フベキ勞
務及給與ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及
給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ
テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十
八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者
ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フベキ勞
務及給與ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及
給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ
被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前
ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得
ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給
與ヲフルコトヲ妨ゲズ

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命ゼラ
タル被傭者ガ解雇セラレザル場合ニ於
ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用
ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者ガ當時五
十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之
ヲ適用ス

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規
定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキ
ハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得
前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範囲ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、
市町村其ノ他之ニ準ズルモノガ雇傭者
タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲

四 被傭者ガ著シク其ノ職務ヲ怠リタ
ルトキ

五 被傭者ニ著シキ不良行爲アリタル
ル事由アルトキ

六 被傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了
又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズ
ル前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル
事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス
雇傭者ハ第一項各號ニ掲グル場合ヲ除
クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被
傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於
テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十
八條ノ規定ニ依リ雇スルコトヲ得

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ハアリマセ
ヌ——日程第四、右各案ノ審査ヲ付託スヘ
キ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第四 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣宇垣一成君〕茲ニ議題ニナリ

マシタ入營者職業保障法案ニ付テ提案ノ理由ヲ説明致シマス、抑、兵役ニ服シ入營スル者ハ、一身一家ノ利害ヲ顧ミズ、國民ノ代表トシテ、能ク困苦缺乏ニ堪ヘ、専心軍務ニ盡瘁シ、護國ノ重任ニ服シテ居ルノデアリマス、此點ニ思ヲ致シタナラバ、之ヲ後援シ、支持シテ、後顧ノ憂ナク、一意奉公ノ誠ヲ致サシムルコトハ、國民當然ノ責務デアリマス、又國民ニ此自覺ガアッテこそ始メテ國民皆兵ノ實モ學リ、建國ノ基礎ガ愈、鞏固ヲ加ヘ得ルト思ヒマス、然ルニ現在是等兵役義務者ニ對スル國民ノ後援スルト、入營スル者ニ對シテハ却テ之ガ採用ヲ嫌ヒ、又ハ入營ノ機會ニ於テ解雇セラレ、退營後失業スル者ノ尠カラザル實情ニ在ルノデアリマス、勿論雇用者中ニハ在營中ニ十分ニ心身ヲ鍛錬シタル除隊者ノ真價ヲ認メマシテ、進ンデ之ガ雇用ヲ歡迎スル向モ、今日ニ於テハ相當ニ考ヘマスケレドモ、未ダソレガ廣ク且ツ遍ク此傾向ニ在ルトハ申兼ヌルノデアリマス、即チ入營スル者ガ奉公ノ義務ヲ果シナガラ、而モ失業ヲ以テ酬イラル、ト云フヤウナ、頗ル不條理ノ狀態ニ置カレテ居リマス者モ間々在ルコトハ、洵ニ氣ノ毒ニ堪ヘナイ次第デアリマス、此ニ於テカ一日モ速ニ適當ナル方策ヲ講ジ、一ハ以テ入營スル者ヲシテ安ジテ兵役ニ服セシメ、他ハ因テ之テ廣イ國民ノ兵役ニ對スル義務觀念ヲ助長スルコトノ必要ヲ認めルノミナラズ、殊ニ現時ノ世態ニ鑑ミマス時ハ、更ニ一層其緊切ナル所以ヲ痛感スルノデアリマス、此見地ニ於テ曩ニ兵役義務者及ビ廢兵待遇審議會ニ於テモ、此種職業保障法ノ制定ニ關シ答申ヲ提出セラ

レタ次第デアリマス、而シテ本法案ノ趣旨ハ、從來勤モスレバ被傭者ヲ求メ、又ハ求

職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ、兵役關係ヲ嫌フノ傾向ガアリマスノデ、之ヲ防止シ

マスルト共ニ、雇用者ノ負擔ヲ過重ナラシメザル程度ニ於テ、被傭者ノ退營後ニ於ケル就職竝ニ復職ヲ保障セントスルモノデアリマス、何卒本案ノ趣旨ヲ御諒察ノ上ニ、速ニ御審議御協賛アランコトヲ切望致シマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君)質疑ハアリマス又一一日程第六、右議案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○作田高太郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

馬ス、仍テ動議ノ如ク決定致シマシタ、日

程第七、明治四十二年法律第二十二號中改

正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——川崎政務次官

第七 改正法律案(立木ニ關スル件)(政府提出)

明治四十二年法律第二十二號中改正法律案

第一條中「植栽ニ依リ生立セシメタル」ヲ

正ス

前項ノ樹木ノ集團ノ範圍ハ勅令ヲ以テ

「生立スル」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加

之ヲ定ム

明治四十二年法律第二十二號中左ノ通改

正ス

第一條中「植栽ニ依リ生立セシメタル」ヲ

正ス

前項ノ樹木ノ集團ノ範圍ハ勅令ヲ以テ

「生立スル」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加

之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

〔岩本武助君登壇〕只今議題ト相成テ居リマ

〔政府委員川崎克君登壇〕只今議題トナリマ

シタ明治四十二年法律第二十二號中改正法

律案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、現在ノ明治

四十二年法律第二十二號ハ、植栽ニ依テ

成立致シマシタル樹木ノ集團ニ付テハ、所

有權保存ノ登記ヲ爲シタモノハ之ヲ不動產

ナカタタクデアリマシテ、山林所有者ニ於テ

齊シク不便ヲ感ジテ居タノアリマスル

ガ、元來我國ノ林野ノ狀態ハ天然林ガ大部

分ヲ占メテ居リマシテ、人工植栽林ト其經

濟的ノ價値ニ於テハ何等選ブ所ナインデア

リ、又其成立致シテ居ル狀態モ、人工植栽

林ト同様ノモノガ少クナインデアリマス、

發達ニ依リマシテ、從來ノ天然林ニ付キ困

難トセラレテ居タ所ノ、登記事項ノ確定

モ亦容易トナツタノアリマスルカラ、此時

リマシテ、又一面ニ於テハ林業技術ノ普及

ニ當リマシテ、天然林ノ樹木ノ集團ニ對シ

テハ、所有權保存登記ヲ許シマシテ、ソレ

ヲ一箇ノ不動產看做スモ何等權利關係ニ

ニ付テハ、是マデ人工植栽林ニ適用セラレ

テ來マシタ所ノ登記制度ヲ擴張致シマシ

テ、之ヲ土地ト分離シテ讓渡ヲシ、又ハ抵

當權ノ目的タルコトヲ得セシメテ、金融ヲ

スル明治四十二年法律第二十二號中改正法

律案ニ付キマシテ、二三ノ質疑ヲ試ミタイ

ト思フノデアリマス、政府委員ノ提出ノ說

明ヲ聽キマスルト、此四十二年ニ制定セラ

シタ明治四十二年法律第二十二號中改正法

律案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、現在ノ明治

四十二年法律第二十二號ハ、植栽ニ依テ

成立致シマシタル樹木ノ集團ニ付テハ、所

有權保存ノ登記ヲ爲シタモノハ之ヲ不動產

ナカタタクデアリマシテ、山林所有者ニ於テ

齊シク不便ヲ感ジテ居タノアリマスル

ガ、元來我國ノ林野ノ狀態ハ天然林ガ大部

分ヲ占メテ居リマシテ、人工植栽林ト其經

濟的ノ價値ニ於テハ何等選ブ所ナインデア

リ、又其成立致シテ居ル狀態モ、人工植栽

林ト同様ノモノガ少クナインデアリマス、

アリマス、然ニ天然林ニ付テハ此規定ガ

カト私ハ存ズルノデアリマス（拍手）此提出
ニ理由ヲ見テ見マスルト、近來天然林ハ經
營其他ガ非常ニ進歩ヲ致シ、即チ天然更新
ニ依リ經營セラル、森林ガ非常ニ多クナッ
テ、又林業技術ノ普及モ發達シ、從來天然
林ニ付テ困難トセラレタ所ノ登記法モ、斯
機ナ意味ニ於テ非常ニ簡單ニ出來ルヤウニ
ナツタ、斯ウ書イテアリマスルガ、第一私ハ
非常ニ困難デアリ、又疑問トセラレマスル
所ハ、所謂此立木法ノ第一條ニアリマスル
集團デアリマス、御承知ノ如ク人工林デア
リマスルナラバ、樹種ハ多ク杉デアルトカ
檜デアルトカ云フモノニ一定致シテ居リマ
ス、然ルニ天然林ハ申スマデモナク各種ノ
樹種ガ混淆シテ、言葉ヲ換ヘテ申シマスル
ナラバ、灌木モアレバ喬木モアリ、或ハ竹
モ這入テ居ル、斯様ナ雜多ナ樹ノ種類ガ混
淆シテ生ヘテ居リマスルモノヲ、如何ニ集
團トシテ認メルコトガ出來マスカ、即チ此
集團ヲ如何ニ認メルカト云フコトガ本案ノ
一大眼目デアラウト存ズルノデアリマスル
カラ、此點ヲ當局ヨリ詳シク御答辯ヲ願ヒ
タイ、即チ此立木法ノ第十五條ニアリマス
ル通り、立木登記ヲ致シマスル上ニ於テ、
第一ニ樹種、樹齡、數量、此モノヲ擧ゲナ
ケレバナラヌコトガ規定サレタノデアリマ
ス、故ニ私ハ先刻カラ申上ダマシタ如ク、
此各種ノ種類ノ樹木ガ天然ニ生ヘテ居リマ
ス、即チ一年生ヨリ何百年生マデノ各種混
淆天然林ヲ如何ヤウニ此十五條ヲ適用致ス
ス、例ヘバ蝦夷デアルトカ、櫻松デアルト
天然林ヲ加ヘルト云フ聲ハ、餘程前北海道
カラ舉ゾタノデアリマス、御承知ノ如ク北海
ニ生ヘテ居ルノデアリマスカラ、是ハ集團
道ノ天然林ハ洵ニ樹ノ種類ガ簡單デアリマ
ス、例ヘバ蝦夷デアルトカ、櫻松デアルト
天然林ヲ加ヘルト云フ聲ハ、餘程前北海道
ナガラ本州ニ於キマシテ或ハ四國、九州ニ
於キマシテモ、天然林ナルモノノ林相ヲ見

マスルナラバ、如何ニシテ此第一條ノ集團ヲ認メ、又實際登記ヲ致シマスルカ、此點ヲ誤リマスルナラバ、折角此立木登記、最モ我國ノ林業ノ歴史カラ見テ異數ノ例ヲ立テ居リマスル立木法ニ對シテ、誤ミテ今回ノ天然林ヲ登記致スコトヲ決メルコトニ致シマスルナラバ、折角今日マデ此異例トシテ認メラレタ立木法ガ、全ク其目的ヲ沒却サレルノミナラズ、今マデ人工林ガ立木法ニ依ツテ相當ナル價值ヲ認メラレタモノガ、今回ノ改正ノ爲ニ其價值ヲ認メラレナイ、又假ニ今回此天然林ヲ入レルコトガ善イニ致シマシテモ、此手數ヲ如何ニ致シマスカ、手續ヲ如何ニ致シマスカ、即チ先刻カラ申述ベマスル通り、斯ク色々ノ樹種ガ、年齢ノ一定シナイモノノ集團ヲ登記致シマスルニハ、一々樹ノ年齢、種類、數量、斯様ナモノヲ調査シナケレバナラム、天然林ノ所有者ガ此登記法ニ依ツテ資金ヲ得ント致シマシテモ、其資金ヲ得ル前ニ登記ヲ致ス手續、準備ノ費用ニ倒レテシマッテ、資金ヲ得ル目的ヲ沒却サレルト云フ虞ガアルノデアリマス、故ニ此點ニ付テ當局ノ明確ナル御答辯アランコトヲ希望致シマシテ此壇ヲ降ルノデアリマス(拍手)

居リマス、大正十四年ニ村山喜一郎君外ニ
東武君外十名提出ノ建議案、ソレカラ大正十五年
和二年ニ川崎安之助君提出ノ建議案、是レ
皆天然林ヲ植栽ニ依ル所ノ、人工植栽ニ依
ルモノ、ミヲ立木ノ規定ニ置イテアシタノ
ハ、狹過ギルカラ廣クシタイト云フ意味デ、
建議案トナッテ現レテ居ルノデアリマス、斯
様ナ經過ニ鑑ミラシテ、今度此立法ヲスルノ
必要ヲ感ジタ譯デアリマス、第二ノ御問ハ
天然林ハ樹種ハ雜多デアッテ、樹齡モ計算ガ
困難デアル、立木法ノ第十五條ニ依シテ規定
セラレテ居ル所ノ、此樹種及ビ數量、樹齡
ナド、云フモノヲ、植栽林ナラバ勘定シ易
イケレドモ、天然林ナラバヤリ惡イガ、是
ハドンナモノデアルカト云フ御開デアッタ
ト存ジマスガ、是ハ大體此法律ヲ實施スル
ニ當シテハ、勅令ヲ以テ決メルコトニナッテ
居リマス、隨テ樹種ノ如キハ凡ソ七種位ニ
限シテ見タイト思フノデアリマス、ソレカラ
樹齡ハ最近ノ技術ノ進歩ニ伴ヒマシテ、ハ
キリシタ樹齡ノ何年生ト云フコトハ分ラヌ
マデモ、何年カラ何年、五年乃至十年ト云
フヤウナ範圍ヲ限シテ樹齡ヲ見ルコトニ致
シタイト思フノデアリマス、隨テ今日技術
ノ進歩ハ天然林ノ更新ラスルコトニナッテ
整理セラレテ參リマシタ結果ガ、植栽林ト
殆ド區別ガ付カナイヤウニ整理セラレタモ
ノモアリマシテ、左様ナ狀況デアリマスカラ、
此規定ヲ設ケマシテモ、決シテ混雜繪
糾ハ生ジナイト斯様ニ存ズル譯デアリマス
○岩本武助君　只今川崎政務次官カラノ御
答辯ガアリマシタガ、此樹種或ハ年齡等ノ
問題ハ委員會ニ讓リタイト思ヒマス、併ナ
ガラ御説明ニ天然更新等ガ行屆イテ居ルト
云フコトガアリマシタガ、ソレハ所謂机上
ノ議論デアリマシテ、今日多ク行ハレテ居
リマスル天然更新ナルモノハ、所謂天然更
新ナル學術語ヲ利用シテ、天然林ヲ濫伐シ

テ居ルノガ多イノデアリマス、現ニ國有林更新ト云フ立派ナ名前ハ付ケテ居リマス、併ナガラ其内容ニ立至シテ見マスルト、決シテ真ノ所謂研伐或ハ天然更新ハ行ハレテ居ナインデアリマス、此點ハ私ハ非常ニ憂慮致スノデアリマス、併ナガラ是レ以上ハ議論ニナリマスカラ、委員會ニ譲ラウト思フノデアリマス

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ハ終リマシタ——日程第八、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作田高太郎君 本案ハ北浦圭太郎君外三名提出、辯護士法中改正法律案外二件ノ委員ニ合セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ——日程第九、船員保險法案ノ第一讀會ヲ開キマス——安達内務大臣

第九 船員保險法案(政府提出)

第一 船員保險法案

第二 船員保險法

第三 總則

第一條 船員保險ニ於テハ保険者ガ被保險者ノ疾病、負傷、廢疾、分娩又ハ死亡ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋瘞手當金、分娩費、出產手當金、埋葬料若ハ遺族手當金ノ支給ヲ爲モノノトス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ船員ガ其ノ勞務ノ對價トシテ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準ズベキモノト謂フ賃金、給料又ハ俸給ニ準ズベキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ

第九 船員保險法案(政府提出) 船員保險法案

出

出
第一讀會

第三條 報酬ノ額ニ基キ保険料又ハ保険

給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報

酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之

ヲ定ム

第四條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル

徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル

権利、療養費、傷病手當金、分娩費、

出產手當金、埋葬料若ハ第五十一條第

二項ノ規定ニ依ル埋葬費ノ支給ヲ受ケ

又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及第三十一

條ノ規定ニ依リ費用ノ償還ヲ受クル權

利ハ一年、癆疾手當金若ハ遺族手當金

二項ノ規定ニ依ル埋葬費ノ支給ヲ受ケ

又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及第三十一

條ノ規定ニ依リ費用ノ償還ヲ受クル權

利ハ五年ヲ超過シタルトキハ時效ニ因

リテ消滅ス

前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他の事項

ニ關シテハ民法ノ時效ニ關スル規定ヲ

準用ス

船員保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命

令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法

ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 船員保險ニ關スル書類ニハ印紙

稅ヲ課セズ

第七條 保険者又ハ保險給付ヲ受クベキ

者ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ

埋葬料若ハ遺族手當金ノ支給ヲ受クル

者ノ戶籍事務ヲ管掌スル者

又ハ其ノ代理人ニ對シ無償ニテ證明ヲ

求ムルコトヲ得

第八條 船舶ノ借入人、受寄者其ノ他船

舶所有者ニ非ザル者ニシテ第十六條各

號ノ一ニ該當スル者ノ雇傭スル船員ニ

關シテハ本法ノ適用ニ付ク其ノ雇傭者ヲ

以テ船舶所有者ト看做ス

第九條 船舶が沈没シ又ハ行方不明ト爲

リタル際現ニ其ノ船舶ニ乗組ミタル

官報號外 昭和六年三月八日 衆議院議事速記録第二十四號 船員保險法案 第一讀會

保険者又ハ其ノ船舶ニ乗組申被保險者

ノ資格ヲ喪失シ引續キ乘船シタル者ニ

シテ沈没ノ日又ハ最後ノ消息アリタル

日ヨリ三月間其ノ生死分明ナラザルト

キハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ期間満了

ノ日ニ死亡シタルモノト推定ス被保險

者又ハ船舶ニ乗込申被保險者ノ資格ヲ

喪失シ引續キ乘船シタル者ガ船舶航行

中行方不明ト爲リタル場合ニ於テ最後

ノ消息アリタル日ヨリ三月間生死分明

ナラザルトキ亦同ジ

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ

職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ保險官署ニ委

任スルコトヲ得

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依

ル徴収金ヲ滯納スル者アルトキハ保險

者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合

ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手

數料及延滞金ヲ徴収ス

第十二條 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケ

タル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ

他本法ノ規定ニ依ル徴収金ヲ納付セザ

ルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ

依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者

ノ財產ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ

請求スルコトヲ得

保險者ガ前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對

シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村

ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ

場合ニ於テハ保險者ハ徴収金額ノ百分

ノ四ヲ當該市町村ニ交付スベシ

前二項ノ規定ニ於テ町村トアルハ町村

制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズ

ベキモノトス

第十三條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依テ

ル徴収金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其

ノ他之ニ準ズベキモノノ徵収金ニ次ギ

他ノ公課ニ先ツモノトス

第十四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依

ル徴収金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ

國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ

規定ヲ準用ス

本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定

ヲ爲スコトヲ得

第二章 被保險者

第十六條 船舶所有者ニシテ左ノ各號ノ

一ニ該當スル者ニ雇傭セラル船員ハ

船員保險ノ被保險者トス

二 本法施行區域内ニ住モ有スル日

本臣民

三 本法施行區域内ニ本店ヲ有スル商

事會社ニシテ合資會社ニ在リテハ社

ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株

式會社ニ在リテハ取締役ノ全員ガ日

本臣民ナルモノ

四 本法施行區域内ニ主タル事務所ヲ

有スル法人ニシテ其ノ代表者ノ全員

ガ日本臣民ナルモノ

第十七條 前條ニ規定スル船員ニシテ左

ノ各號ノニ該當スル者ハ前條ノ規定

ニ拘ラズ船員保險ノ被保險者タラヅル

モノトス

一 船舶ニ乗組マザル船員ニシテ賃

金、給料又ハ俸給ノ全額ヲ受ケザル

者

二 船舶職員及之ニ準ズベキ者ニシテ

一年ノ報酬千四百圓ヲ超ユル者

三 湖川港灣ノミヲ航行スル船舶ノ船

員トシテ雇傭セラレタル者

四 船舶法第二十條ニ掲グ船舶ノ船

員トシテ雇傭セラレタル者

五 前各號ニ掲グ者ノ外勅令ヲ以テ

指定スル者

トキハ其ノ國ニ於テ日本人タル船員ヲ

シテ本法ノ被保險者ト同様ノ利益ヲ享

受セシムル場合ニ限リ之ヲ船員保險ノ

被保險者トス

第十九條 第十七條第一項第三號若ハ第

四號ニ掲タル者又ハ同項第五號ニ掲グ

ル者ノ中主務大臣ノ指定スル者ヲ雇傭

スル船舶所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受

ケ其ノ所有スル船舶ノ全部又ハ一部ニ

付船員トシテ雇傭セラル者ヲ包括シ

テ船員保險ノ被保險者ト爲スコトヲ

得ルコトヲ要ス

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト

爲ルベキ船員ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ

得ルコトヲ要ス

第二十條 前條第一項ノ認可アリタルト

キハ其ノ船舶ノ船員トシテ雇傭セラル

者ハ船員保險ノ被保險者トス但シ第

十七條第一項第一號若ハ第二號ニ該當

スル者又ハ同項第五號ニ該當スル者ニ

シテ主務大臣ノ指定スル者以外ノ者ハ

此ノ限ニ在ラズ

第十八條 の規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

用ス

第二十一條 第十六條の規定ニ依ル被保

險者ハ雇傭セラレタル日、第十七條第

一項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日

又ハ第十八條ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ヨリ、前條ノ規定ニ依ル被保

險者ハ認可アリタル日、雇傭セラレタル

日、前條但書ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日又ハ前條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十二條 第十六條の規定ニ依ル被保

險者ハ死亡シタル日、解雇セラレタル

日、第十七條第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日又ハ第十八條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ、第

二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シ

トキハ其ノ國ニ於テ日本人タル船員ヲ

タル日、解雇セラレタル日、第二十條

第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタル日又ハ第二十條第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十三條 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ船員所有者ハ主務大臣

ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ハ全部又ハ一部ラシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ニシテ其ノ資格ヲ喪失スペキ者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十四條 第二十二條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ資格喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシ者勅令ノ定期ムル期間内ニ申請ヲ

爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタルヨリ百八十日ヲ經過シタルトキ、保

險料ヲ納付セズシテ命令ヲ以テ定期ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ、第十六條若ハ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ、前條第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ又ハ健康保險ノ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第二十二條ノ規定ヲ適用ス

第二十六條 船員保險ノ保険者ハ國トス

第二十七條 保険者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 保険者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者ヲシテ其ノ雇傭スル者ノ異動、報酬等ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシメ其ノ他船員保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十九條 保険者ハ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定期ムル官吏ヲシテ保險事故ノ生ジタル場所又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ療養ヲ爲ス場所ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ急迫ノ場合ノ外日出前日後ニ於テハ其ノ場所ノ管理人又ハ現住者ノ意ニ反シテ臨檢セシムルコトヲ得ズ

第三十條 保険者ハ保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療又ハ看護ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

第三十一條 被保險者又ハ被保險者タリシ者疾病ニ罹り、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲スコト困難ナル場合ニ於テ保險給付ヲ爲スコト困難ナルトキハ被保險者ハ船舶所有者ヲシテ保険給付ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ船舶所有者ハ被保險者ニ對シ保險給付ニ要シタル費用ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 被保險者ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發生病方治療スル迄之ヲ爲ス但シ第四十三條ノ規定ニ依リ癡疾手當金ノ支給シタルトキハ以後療養ノ給付及傷病手當

金ノ支給ハ之ヲ爲サズ

第三十三條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第三十四條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第三十五條 病院ニ收容シタル被保險者又ハ船舶ニ乘組中ノ被保險者ニ對シテ支給スペキ傷病手當金ハ勅令ノ定期ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコト得

第三十六條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發生病方治療スル迄之ヲ爲ス但シ第四十三條ノ規定ニ依リ癡疾手當金ノ支給シタルトキハ以後療養ノ給付及傷病手當

金ノ支給ハ之ヲ爲サズ

第三十七條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第三十八條 被保險者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル場合ニ於テハ療養

前項ノ療養ノ給付ノ範囲ハ勅令ヲ以テハ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

第三十九條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル期間内ト雖モ必要アリト認ムルトキハ保険者ハ療養ノ給付ヲ爲シ其ノ費用ヲ船舶所有者ヨリ徵收スルコトヲ得

之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保険者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第三十三條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保険者ハ勅令ノ定期ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第三十四條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第三十五條 病院ニ收容シタル被保險者又ハ船舶ニ乘組中ノ被保險者ニ對シテ支給スペキ傷病手當金ハ勅令ノ定期ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコト得

第三十六條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發生病方治療スル迄之ヲ爲ス但シ第四十三條ノ規定ニ依リ癡疾手當金ノ支給シタルトキハ以後療養ノ給付及傷病手當

金ノ支給ハ之ヲ爲サズ

第三十七條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第三十八條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第三十九條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル期間ハ第三十七條ニ規定スル期間ニ之ヲ算入ス

第四十一條 本人又ハ第三者ガ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メテ申請シタルトキハ保険者ハ第三十七條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十三條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十四條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十五條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十六條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

之ヲ爲ス

第三十九條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル期間内ト雖モ必要アリト認ムルトキハ保険者ハ療養ノ給付ヲ爲シ其ノ費用ヲ船舶所有者ヨリ徵收スルコトヲ得

第四十條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル期間ハ第三十七條ニ規定スル期間ニ之ヲ算入ス

第四十一條 本人又ハ第三者ガ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メテ申請シタルトキハ保険者ハ第三十七條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十三條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十四條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十五條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十六條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十七條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十八條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第四十九條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第五十條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第五十一條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第五十二條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第五十三條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第五十四條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

第五十五條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹り又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發生病方治療シタル時ニ癡疾ト爲リタルトキハ癡疾手當金ノ支給ス

シタル疾病ニ因リ癒疾ト爲リタルトキ
ハ癒疾手當金ヲ支給ス
前項ノ癒疾手當金ハ發病又ハ負傷ノ日
前一年内ニ於テ百八十日間被保險者タ
リシ者ニ非ザレバ之ヲ支給セズ
第四十五條 癒疾手當金ノ額ハ左ノ範圍
内ニ於テ癒疾ノ程度ニ應ジ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム
一 第四十二條又ハ第四十三條ノ規定
ニ依ル場合 報酬日額四十日分以上
八百十日分以下

二 前條ノ規定ニ依ル場合 報酬日額
三十日分以上五百四十日分以下

第三節 分娩費及出產手當金

第四十六條 被保險者が分娩シタルトキ
ハ分娩費トシテ二十圓ヲ、出產手當金

トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期
間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相
當スル金額ヲ支給ス

第四十七條 保険者ハ被保險者ヲ産院ニ
收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得
産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタ
ル被保險者ニ對シテ支給スペキ分娩費
及出產手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ
之ヲ減額スルコトヲ得

第四十八條 分娩ニ關スル保険給付ニ付
テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保
險者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲ザザル
コトヲ定ムルコトヲ得

第四十九條 被保險者タリシ者ニシテ
ノ分娩ニ關シ保険給付ヲ受クル者其
ノ分娩又ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ
因リ死亡シタルトキ

第五十條 前條第一項各號ノ一ニ該當
スル場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險
者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者
ニ對シ遺族手當金ヲ支給ス

第五十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場
合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支
給セズ

第四節 埋葬料及遺族手當金

第五十二條 死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合
外ノ場合 報酬日額三百六十日分
死亡者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當ス
ル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ三十圓
ニ満チザルトキハ之ヲ三十圓トス

シ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ
埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬料トシテ其ノ
死亡者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當ス
ル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ三十圓
ニ満チザルトキハ之ヲ三十圓トス

二 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ疾
病又ハ負傷ニ關シ保険給付ヲ受クル
者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發
シタル疾病ニ因リ死亡シタルトキ

三 被保險者タリシ者ニシテ商法第五
百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶
所有者ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ
受クル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ
因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

四 被保險者タリシ者ニシテ第四十九
條又ハ第六十一條第一項ノ規定ニ依
リ分娩ニ關シ保険給付ヲ受クル者其
ノ分娩又ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ
因リ死亡シタルトキ

五 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

六 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

七 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

八 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

九 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十一 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十二 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十三 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十四 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十五 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十六 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

十七 被保險者タリシ者ニシテ第六十一
條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者
ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受ク
ル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因
リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタル
トキ

二 死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合
外ノ場合 報酬日額三百六十日分
第五十四條 遺族手當金ノ支給ヲ受クベ
キ者ノ順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五節 保険給付ニ關スル制限
第五十五條 被保險者又ハ被保險者タリ
シ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ
故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ保険
給付ヲ爲サズ

第五十六條 被保險者又ハ被保險者タリ
シ者若ハ被保險者タリシ者又ハ前條ノ規
定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル先順位者ヲ
故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ對
シテハ保険給付ヲ爲サズ此ノ場合ニ於
テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ之ヲ支
給ス

第五十七條 被保險者又ハ被保險者タリ
シ者闘争、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ因
リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上
ノ監督者ノ指揮ニ從ハザルニ因リ事故
ヲ生ゼシメタルトキハ傷病手當金ノ全
部若ハ一部又ハ癒疾手當金ノ一部ヲ支
給セザルコトヲ得

第五十八條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ
被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病又
ハ負傷ニ關シ商法第五百七十八條第一
項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於
テ治療又ハ看護ヲ受クル者ハ其ノ期間
経過後被保險者トシテ療養ノ給付ヲ受
クルコトヲ得ベカリシ期間繼續
シテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十九條 保険給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコト
ヲ得

第六十條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ
被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病又
ハ負傷ニ關シ商法第五百七十八條第一
項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於
テ治療又ハ看護ヲ受クル者ハ其ノ期間
経過後被保險者トシテ療養ノ給付ヲ受
クルコトヲ得ベカリシ期間繼續
シテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第六十一條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタ
ル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保険給
付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保険給
付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續
シテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第六十二條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分
娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全
部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベカリシ者ニ

第六十三條 遺族手當金ノ額ハ左ノ額ト
ス

一 死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合
報酬日額五百四十日分

付ヲ爲サズ
前項ニ掲グル者ニ付テハ第三十五條又
ハ第四十七條第二項ノ規定ヲ準用ス
第五十八條 保険者ハ正當ノ理由ナクシ
テ療養ニ關スル指揮ニ從ハザル者ニ對
シ之ニ支給スペキ傷病手當金又ハ癒疾
手當金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得
第五十九條 保険者ハ詐欺其ノ他不正ノ
行爲ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケン
トシタル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依
リ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザル
コトヲ得

第六十條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ
被保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依
リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル
者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ保険給
付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十一條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタ
ル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保険給
付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保険給
付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續
シテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第六十二條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分
娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全
部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベカリシ者ニ

第六十三條 遺族手當金ノ額ハ左ノ額ト
ス

一 死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合
報酬日額五百四十日分

對シテハ勅令ノ定ム所ニ依リ之ヲ受

クルコトヲ得ベキ期間傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

第六十三條 前條ニ掲グ者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ベカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハザリシトキハ保険者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ保険者ノ支給シタル金額ハ船舶所有者ヨリ之ヲ徵收ス

第六十四條 保険給付ヲ受クベキ者他ノ規定ニ依リ保険給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ重複スル部分ニ付テハ保険給付ヲ爲サズ

第六十五條 第九條ノ規定ニ依リ死亡者ト推定セラレタル者ガ生存シ又ハ生存シタルコト分明ト爲リタルトキハ遺族手當金ノ支給ヲ受ケタル者ハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第六十六條 保険給付ノ支給期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 保険者ハ事故ガ第三者ノ行為ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保険給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ受クベキ者ガ第

三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第六十九條 保険給付ノ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第五章 費用ノ負擔 第七條 保険者ハ船員保険事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

保険料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一條 被保険者及被保険者ヲ雇用スル船員所有者ハ各保険料額ノ二分ノ一部負擔ス但シ第二十四條ノ規定ニ依ル被保険者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十二條 事故多キ船舶ニ乗組ム被保険者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保険者ニ關スル保険料ニ付テハ勅令ヲ以テ船舶所有者ノ負擔スペキ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十三條 被保険者ノ負擔スペキ保険料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ニルコトヲ得ズ但シ第二十四條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條 被保険者左ノ各號ノ一一該當當スル場合ニ於テハ其ノ期間保険料ヲ徵收セズ

一 傷病手當金又ハ出產手當金ノ支給ヲ受クルトキ

二 第五十七條 第一項各號ノ一二該當

第七十五條 船舶所有者ハ其ノ雇傭スル被保険者ノ負擔スペキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ

第七十六條 船舶所有者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スペキ

第六十八條 保険給付ノ支給ヲ受クル権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第六十九條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十一條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十二條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十三條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十四條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十五條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十六條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第七十七條 本法ニ規定スルモノノ外

第七十八條 保険給付又ハ第三十一條第

一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

第七十九條 保険給付又ハ第三十一條第

一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

第八十條 保険給付又ハ第三十一條第

一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

第八十一條 保険給付又ハ第三十一條第

一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

第八十二條 保険給付又ハ第三十一條第

一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

第八十三條 保険給付又ハ第三十一條第

一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵收ス

査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アリ者ハ第二次船員保險審查會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第七十九條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不

第七十條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起

アリタルトキハ主務大臣ハ第二次船員

保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第八十條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起

アリタルトキハ主務大臣ハ第二次船員

保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第八十一條 船員保險審査會ノ組織及審

第八十二條 第十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ定ム

第八十三條 第十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ定ム

第八十四條 第十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ定ム

第八十五條 第十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ定ム

第八十六條 第十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ定ム

第八十七條 船舶所有者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若

ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ適用スペキ罰則ハ

第八十八條 船舶所有者ハ其ノ代理人、

第八十九條 船員保險審査會ノ證據調

第九十條 船員保險審査會ノ證據調

第九十一條 船員保險審査會ノ證據調

第九十二條 船員保險審査會ノ證據調

第九十三條 船員保險審査會ハ審査ノ爲

第九十四條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ

第九十五條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ゲ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條 第二十八條ノ規定ニ依ル保

險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ

理由ナクシテ報告ヲ爲サズ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 船舶所有者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若

ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ適用スペキ罰則ハ

第八十八條 船舶所有者ハ其ノ代理人、

第八十九條 船員保險審査會ノ證據調

第九十條 船員保險審査會ノ證據調

第九十一條 船員保險審査會ノ證據調

第九十二條 船員保險審査會ノ證據調

第九十三條 船員保險審査會ハ審査ノ爲

第九十四條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ

第九十五條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

〔國務大臣安達謙藏君登壇〕

○國務大臣(安達謙藏君) 船員保險法案ニ付テ提案ノ理由ヲ説明致シマス、我國海運業ノ發達が我國ノ消長ニ影響スル所極メテ大ナルコトハ、言フ俟タザル所デアリマス、而シテ海運業ヲ隆昌ナラシムルコトガ最モ緊要方策ハ種々アリマスルケレドモ、就中船員ノ保護ヲ厚クシ、優良ナル船員ヲシテ安ンジテ其職務ニ從事セシムルコトガ最モ緊要アリマス、然ルニ我國ニ於ケル船員ノ保護ニ關シマシテハ、商法中若干ノ扶助規定アル外、總テ船舶所有者ノ自發的施設ニ俟

（ツ）云フガ如キ狀態デアリマシテ、陸上勞働者ニ對シマシテハ、健康保健法、工場法施行令、工夫使役扶助規則等ノ相當ニ進歩シタ法律ノ備ハッテ居ルニ比較致シマシテ、著シク權衡ヲ失シテ居ルノデアリマス、斯ノ如キハ船員ヲ遇スルノ途デハナイバカリデナク、我ガ海運業ノ發展ノ爲ニモ取ラナイ所デアリマス、是ニ於テ政府ハ社會政策並ニ海運政策ノ一端トシテ、先づ保險ノ方法ニ依ル船員保護制度ヲ樹立セントスルモノデアリマス。

元來船員保險制度樹立ノ問題ハ、今ニ始マルモノデナクシテ、既ニ政府ニ於キマシテモ、多年調査ヲ重ねタモノデアリマス、而シテ第四十五回帝國議會ニ於キマシテ、貴族院ハ健康保險法議決ノ際、船員保險制度ヲ速ニ樹立スペキ旨ノ附帶決議ヲセラレマシタ、政府ハ昭和三年船員保險法案要項ヲ勞働保險調查會ニ諮問シ、同ジク四年五月修正ヲ加ヘテ、本制度樹立ヲ可トスル旨ノ答申ヲ得マシテ、更ニ社會政策審議會ニ對シテ修正要項ニ依ル同法制定ノ可否ヲ諮問シタ所、是亦樹立ヲ可トスル旨ノ答申ニ接シマシタ、船員保險法ハ右ノ要項ニ基キ立案シマシタ、之ニ定メアル保險事項ハ、疾病、負傷、癆疾、分娩及ビ死亡ノ五種デアリマシテ、之ニ對シマスル保險給付ハ、大體ニ於テ陸上ニ於ケル工場、礦山ノ勞働者ニ對スル保護ニ準ジマシタケレドモ、時勢ノ進展ニ伴ヒマシテ、新ニ業務上ノ事由ニ依ラナイ癆疾、及び、死亡ノ場合ニ於ケル海運業ノ保護ノ點ヨリ見ルモ、又船員保護特別會計法中ニ規定スル豫定デアリマス、ビ船員ノ負擔スル保險料、及び國庫負擔金ノ額ハ船員保險額ハ一年約百九十万圓ニシテ、其財源ハ船舶所有者、及船員保險制度ハ前ニ申上ゲマシタヤウニ、海運業ノ保護ノ點ヨリ見ルモ、速ニ之ヲ樹立スルノ必要性

ガアルモノデアリマス、何卒慎重御審議ノ上、可決セラレンコトヲ希望致シマス（拍手）
○議長（藤澤幾之輔君） 質疑ヲ許シマス、
板谷順助君（板谷順助君登壇）
○板谷順助君 私ハ本案ノ精神ニ反対スル者デハアリマセヌガ、詳細ノコトハ委員會デ質問スルト致シマシテ、此大綱ニ付テ内務大臣、遞信大臣ニ御伺シタイト思フノデアリマス
政府ハ事業家ニモ喜バレ、労働者ニモ喜バレ所ノ社會立法ニ急ニシテ、國家ノ根幹ヲ成ス所ノ產業政策ヲ忘レテオイデニナルノデハナイカト思フ、成程海員ノ待遇ニ付キマシテハ、海運界ノ發達ト共ニ、出來得ルダケニ之對スル相當ノ施設經營ヲ行フト云フコトハ、當然ノコトデアリマスルケレドモ、此船員保險法ノ如キハ、長イ間接遭テ居ラレタノデアル、然ルニ現在海運界ガ非常ニ不況デアルニモ拘ラズ、突如トシテ之ヲ出サレタ理由ハ何處ニアリマスカ、承ル所ニ依ルト云フト、遞信大臣ハ反対ヲシテ居ラレタト云フ御説デアル、御不満デアルト云フ御話デアルガ、此法案ヲ出サナケレバナラヌト云フ理由ハ何處ニアリマスカ、或ハ又產業本位ニ立案サレタノデアルカ、又勞働本位ニ立案サレタノデアルカ、其根據ヲ伺ヒタインデアリマス、私ハ海員關係ニ於キマシテ、勞資協調ニ付テ内務大臣ニ御意見ヲ承リタイノデアリマスガ、現在勞働團體トシテ海員組合ナルモノガアリマス、此組合ガ船舶ノ好況ノ時代ニ於テ最低ノ給料ヲ決定シタ、或ハ進歩ト言ヘバ言ヘルダラウ、併ナガラ其後船舶業が段々ナル損害ヲ受ケテ居ル者モアルノデアリマス、隨テ漁船ヲシナケレバナラナイト云フヤウナ狀態ニナツタ、所ガ船員側ニ於キマシ

テハ、船ヲ繫船サレタナラバ失業セネバ
ラナイ、其處ニ船主ニ對シテ同情致シマシ
テ給料ヲ下ゲル、給料ヲ下ゲルカラ使テ吳
レト言テ申込ラシテモ、海員組合ナルモノ
ガ背後ニアッテ之ヲ牽制シテ居ル、ドウシテ
モヤラセナイ、其結果海員中ニ多數ノ失業
者ガ出來ナイト云フヤウナ狀態ニナシテ居
ルノデアリマス、政府ハ此點ヲ社會政策上
ドウ云フ風ニ御覽ニナルカ、勿論其後七分
ダケハ下ダテ居ルガ、ソレハ一部デアル、
現在ニ於キマンシテハ、此海員組合ナルモノ
ガ、殆ド給料ノ決定權ヲ持テ居ルヤウナ
形ニナシテ居ル、ニニ對スル所ノ政府ノ所見
ヲ伺ヒタインデアリマス、又先般安達内務
大臣ハ勞働組合法案ニ對スル御答辯中ニ、
事業家モ喜バヌ或ハ勞働者モ喜バヌノデア
ルカラ、最モ公平ナル所ノ案デアルト云フ
結果ニナリハシナイカト私ハ考ヘル(拍手)
御説明ニナシタガ、私ハ沟ニ驚入タル御意
見デナイカト思フ、斯ル不徹底ナル案ヲ御
出シニナルカラ、却ニ階級闘爭ヲ激成スル
多クノ政治家ノ中ニハ民衆ニ迎合スル、民
衆ノ甘心ヲ求メンガ爲ニ、柄ニモナイ事ヲ
宣傳ヲスルト云フコトハ、御五ニ慎マネバ
ナラヌコトデアルト私ハ考ヘルノデアル、
所デ此船員保險法ナルモノハ、只今安達内
務大臣御説明ノ通りニ、勞働保險調査會ニ
於テ決定サレタ事項ガアル、ソレヲ改竄サ
レタノデアッテ、先づ第一ニ從來ノ決定事項
ニ依リマスレバ、船主ト海員ト四割ヅ、出
シテ、政府ガニ二割補助スルト云フコトニナ
テ居ル、更ニ又脱退給付ノ如キモ、之ヲ七
箇年繼續ラシタナラバ給付ヲスルト云フコ
トニナシテ居ルニモ拘ラズ、此法案ニ依リマ
スト云フト、政府ハ一文モ出サナイデ、船主
ト海員トニ五分ヅ、出サセル、又脱退給付
ナルモノヲ全然廢シテ居ルノデアル、是ハ
如何ナル理由ニ依ラテオヤリニナシタノデア
ルカ、更ニ又此保險料ノ算定ノ基礎ヲ承リ
タイ、是ガ安達内務大臣ニ對スル質問ノ要

點デアリマス
ガ、此船員保険法案ハ先程申上ゲマシタ通り、安達内務大臣ト井上大蔵大臣ガ御相談ノ上、咄嗟ノ間ニ御取極メニナツテ、遞信大臣ハ之ニ對シテ御不滿デアルト云フコトヲ承^テ居ル、果シテ事實デアルカドウカ、最モ現在ノ海運界ニ精進シテ居フレ所ノ遞信大臣——遞信大臣ハ現ニ商法第五百七八條ニ依^テ、傷病ニ對スル相當ノ手當ヲ出ス責任ヲ持^テ居ルノデアル、現在ノ海運界ノ不況ノ場合ニ於テ、斯ル船主ニ對シテモ、海員ニ對シテモ、重キ負擔ヲサセルト云フ法案ニ對シテハ、私ハ遞信大臣御反對デアラウト思フ、ノミナラズ政府が金ヲ一文モ出サヌデ以テ、所謂空手デ商賣ヲスルト云フコトニ付テ役人ニ委シテ置クコトハ——役人ガ此仕事ヲスルヨリハ、寧ロ自治的ニ之ヲ民間ニ委ス方ガ、相當ノ成績ガ舉ルモノト私ハ考ヘルデアリマスルガ、之ニ對スル所ノ遞信大臣ノ御意見ハドウデアルカ——更ニ私ハ海運界ノ根本ノ方針ニ付テ伺ヒタイ、政府ハ此議會ニ「メートル」法ノ改正ヲ御出しシニナツタ、ソレハ遞信省ノ管轄デハアリマセヌケレドモ——船舶ニ關聯シタ所ノ船員保険法ナルモノガ只今提出ヲサレタノデアル、然ルニナゼ國策ランシイ所ノ法案ヲ御出しシニナツタ又カ「メートル」法ノ改正モ勿論必要デアラウ、併ナガラ現在ノ海運界ノ情勢ニ照シテ、國策トシテ問題ハ澤山アルノデアルアリマス、先づ第一ニ船舶ノ統制、船舶ノ金融、或ハ船舶ノ保険、遠洋航路ノ補助、是等ノ問題ガ山積ラシテ居ルノデアリマス、名前ヲ申スト云フコトモ穩カデナイカモ知レナイケレドモ、曾テ中野君ガ職ヲ賭シテマデモ力ミ返^テ叫バレタ所ノ遠洋航路補助問題ハ今ドウナツテ居ルカ、平然トシテ知ラヌ顔ラシテ居ラレル態度ニ付テハ、實ニ驚入^テ居ルノデアル、所^レ船舶ノ發展ト云フコトハ、一營業會社ノ利益デハ

アリマセヌ、我國ノ國際貸借ノ改善ノ上ニ於テ、重大ナ關係ヲ持テ居ルノデアリマスルガ、政府ハ我國ノ現在ノ海運界ヲ、ドウ云フ風ニ御覽ニナシテ居ルカ、成程近頃船ハ動キ出シタ、動キ出シタト云フコトハ事實デアリマスケレドモ、是ハ濠洲ノ小麥約五百万噸ノ「ストック」ガアル、此小麥ヲ印度、支那、或ハ遠ク亞米利加マデ不當廉賣ヲ行テ居ル、其結果日本ノ船舶ヲ約八十万噸約東致シマシタ爲ニ、現ニ濠洲方面カラ三十萬噸勤イテ居ルト云フコトハ事實デアル、併ナガラマダ三十萬噸ノ繫船ガアル、英國ノ如キハ四百万噸ノ繫船ガアルト云フヤウナ狀態デアッテ、此動キヲ見テ世界的ニ景氣ガ直々タトカ、我國ノ經濟界ハモウ底入レデアルト云フヤウナ觀察ヲスルト云フコトハ誤テ居ルノデアル、ソコデ此海運界ノ改善ヲ圖ルト云フコトニ付キマシテハ、勿論船腹ノ過剰ハ或ル程度マデ整理スルト云フコトハ當然ノコトデアリマスケレドモ、吾々ガ船ノ經營ヲ行フ上ニ於テ、非常ニ遺憾ニ考ヘテ居リマスコトハ、現在ノ保險料ガ非常ニ高イ、殆ド船費ノ一割五分ニ當るテ居ル、商工大臣モオイデニナリマスガ、保險料ハ固ヨリ商工大臣ノ管轄デアリマス、現在ノ我國ノ保險業者ガ、此船舶ノ不況デアルノニ拘ラズ、一昨年ヨリ一割五分上ガテ居ル、而シテ其金ノ大部分ハ、日本ノ保險會社ガ倫敦ノ保險會社ノ手先ニナシテ外國ニヤッテ居ル、現政府ハ保險ガ好キデアル、デアルカラ有ユル方面ニ保險ノ事業ヲヤッテ居ラレルノデアルガ、將來ニ於テ保險ヲ國營ニスルト云フ意思ナキヤ否ヤ、更ニ又其意思ナシト致シマスレバ、現在ノ保險會社ノ横暴ヲ制肘スル、之ニ對スル適當ナル策ヲ講ジテ戴キタイ、是ハ商工大臣ニ對スル希望デアリマス、大體以上申上ゲタ事ニ對シテ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

○國務大臣(安達謙藏君) 御質問ノ主ナルモノニ付テ御答致シマス只今御話ノ通り、モノニ付テ御答致シマス只今御話ノ通り、今日ノ海運界ノ不況ハ私モ承知致シテ居リマス、併ナガラ漸次好轉シツ、アルト云フコトモ承知致シテ居リマス、此勞資協調ノコトハ、海運界ハ比較的ニ好ク私ハ參テ居ルト考ヘテ居リマス、他ノ方面ヨリモ海運界ノ勞資協調ハ餘程好ク行ツテ居ル、只今御話ノ海員組合ノ如キモ、事業主トノ間ノ協調ガ出來テ居リマシテ、其爲ニ給料ナドノ事モ大變好都合ニ行キマシテ「ストライキ」ナドモ餘り起ラナイト云フコトハ、私ノ理想トスル協調主義ガ、海運界ニハ餘程徹底シテ居ルモノトシテ、私ハ大變喜ンデ居リマス。ソレカラ保險料ノ負擔ニ付テハ、船主ト船員ト二分ノ一ツツ引受けケルコトニシマシテ、サウシテ事業費ハ一切國費ヲ以テ支辨スルコト、シマシタ、是ハ向故斯ウシマシタカト申シマスト、健康保險ノ場合ト調和ヲ執テ、同一精神デシタトイト云フ意味カラレカラ脱退手當ノ事モ、是モ船員ノ脱退スルコトハ、斯ウ云フ意味カラ脱退手當ヲ削除シタル、寧ロ脱退ノ救濟ハ改メテ別ニ養老保險ハ不適當デアルト考ヘマス、ソレカラ脱退出手當金ハ脱退ノ救濟トシテハ不完全デアル、ソレカラ脱退手當ノ事モ、是モ船員ノ脱退スルコトヲ保險ノ事項トスルト云フコトハ不適當デアルト考ヘマス、ソレカラ脱退出手當金ハ脱退ノ救濟トシテハ不完全デアル、ソレカラ脱退手當ノ事モ、是モ船員ノ脱退スルコトヲ保險ノ事項トスルト云フコトハ不適當デアルト考ヘマス、ソレカラ脱退出手當金ハ脱退ノ救濟トシテ考ヘルコトガ必要デアラウ、斯ウ云フ意味カラ脱退手當ヲ削除シタ次第デアリマス、大要ダケヲ御答致シテ置キマス(拍手)

○國務大臣(小泉又次郎君登壇) 板谷君ノ御質問ニ對シテ御答致シマス、其前ニ板谷君ノ御演説中ニ、船主方非常ナ悲境ニ陥リテ居ル際、船員ノ給料ヲ低減シタクモ船員ガ言フコト、致シマシテ、差當リハ本法案ノ保護法施設ノミニテモ實現スルコトガ相當デアルト思ヒマシテ、私共ハ賛成致シタ次第デアルノデアリマス。

又海運ノ現在ニ付キマシテハドウ云フ考ヲ持テ居ルカト云フ御質問デアリマシタ、政府ニ於キマシテモ實現スルコトガ相當デアルト思ヒマシテ、私共ハ賛成致シタ次第デアルノデアリマス。

ヒ、斯業ノ推移ニ對シマシテハ常ニ深湛ナル所以ヲ一言申上ゲテ置キタインデアリマス、最低給料ハ船主ト船員トノ團體協約ヲ爲ス爲ニ協同會ヲ作ラレテ居リマス、此協同會ノ協議ニ依テ初メテ船員ノ給料ガ決定サレルノデアリマシテ、船員方給料ノコトハ、海運界ハ比較的ニ好ク私ハ參テ居ルト考ヘテ居リマス、他ノ方面ヨリモ海運界ノ勞資協調ハ餘程好ク行ツテ居ル、只今御話ノ海員組合ノ如キモ、事業主トノ間ノ協調ガ出來テ居リマシテ、其爲ニ給料ナドノ事モ大變好都合ニ行キマシテ「ストライキ」ナドモ餘り起ラナイト云フコトハ、私ノ理想トスル協調主義ガ、海運界ニハ餘程徹底シテ居ルモノトシテ、私ハ大變喜ンデ居リマス。ソレカラ保險料ノ負擔ニ付テハ、船主ト船員ハ非常ニ意見ガ違テ居ルデハナイカ、斯様ナ御言葉ガアッタノデアリマスガ、遞信省ノ員保險法ニ付キマシテ、遞信省ト内務省トハ非常ニ意見ガ違テ居ルナイト云フコトハ、其内容ニ於テ十分遞信省ノ希望ガ達セラレテ居ラナイト云フコトハ、斯ケハ申上げテ差支ナイト思ヒマス、船員保險ハ板谷君ノ仰セラレマシタ通り、我望ンデ居リマシタ所ト、今回只今茲ニ上程サレマシタ法案トハ、其内容ニ於テ十分遞信省ノ希望ガ達セラレテ居ラナイト云フコトハ、斯ケハ申上げテ差支ナイト思ヒマス、船員保險ハ板谷君ノ仰セラレマシタ通り、我

ノ立場カラ見マスルモ、極メテ緊要ト認メラレルノデアリマス、本期議會ニ提出致シマシタ船員保險法案、即チ只今上程セラレテハ船員勞働ノ特殊性竝ニ海運業ノ實情ニ鑑ミマシテ、理想ト致シマシテハ尙ホ一層ノ考慮ヲ要スペキ點アリト思料致シテ居リマス、併ナガラ刻下ノ財政狀況其他ノ事情等ニ依リマシテ、當面ノ立法ト致シマシテハ本法案ノ程度ニ止ムルコトハ萬已ムヲ得ガル次第デアルト存ジテ居リマス、是ガ改善ニ付キマシテハ漸々逐ウテ將來ニ期スルコト、致シマシテ、差當リハ本法案ノ保護法施設ノミニテモ實現スルコトガ相當デアルト思ヒマシテ、私共ハ賛成致シタ次第デアルノデアリマス。

ヒ、斯業ノ推移ニ對シマシテハ常ニ深湛ナル注意ヲ怠ラズニ、適當ナル施設ヲ講ジ來リツ、アリマシタ、然ルニ客年來ノ不況ハ板谷君ノ御述ニナリマシタ通り、其因ヲ求メマスト洵ニ深刻デアリマシテ、急速ニ保護施設ヲ講ズルノ必要ハ切實ナルモノアリト認メテ居リマス、遞信當局ニ於キマシテハ、昨年十月設置致シマシタ臨時海運調查會ニ於キマシテモ、是ガ局面打開ノ方策ニ決定權ヲ持テ居ラナイノデアリマスカラ、此段ハ御参考ノ爲ニ申上げテ置キマス、船員保險法ニ付キマシテ、遞信省ト内務省ト協同會ノ協議ニ依テ初メテ船員ノ給料ガ決定サレルノデアリマシテ、船員方給料ノコトモ承知致シテ居リマス、此勞資協調ノコトハ、海運界ハ比較的ニ好ク私ハ參テ居ルト考ヘテ居リマス、他ノ方面ヨリモ海運界ノ勞資協調ハ餘程好ク行ツテ居ル、只今御話ノ海員組合ノ如キモ、事業主トノ間ノ協調ガ出來テ居リマシテ、其爲ニ給料ナドノ事モ大變好都合ニ行キマシテ「ストライキ」ナドモ餘り起ラナイト云フコトハ、私ノ理想トスル協調主義ガ、海運界ニハ餘程徹底シテ居ルモノトシテ、私ハ大變喜ンデ居リマス。ソレカラ保險料ノ負擔ニ付テハ、船主ト船員ハ非常ニ意見ガ違テ居ルナイト云フコトハ、其内容ニ於テ十分遞信省ノ希望ガ達セラレテ居ラナイト云フコトハ、斯ケハ申上げテ差支ナイト思ヒマス、船員保險ハ板谷君ノ仰セラレマシタ通り、我望ンデ居リマシタ所ト、今回只今茲ニ上程サレマシタ法案トハ、其内容ニ於テ十分遞信省ノ希望ガ達セラレテ居ラナイト云フコトハ、斯ケハ申上げテ差支ナイト思ヒマス、船員保險ハ板谷君ノ仰セラレマシタ通り、我

レバナラナイト云フ議案ガ上リマシタ時、海上労働者ハ特殊性ヲ持テ居ル、工場或ハ礦山労働者ト違ヒマス特殊ナ事情ガアルカラ、是ハ別個ニ取扱ハネバナラヌト云フ故ヲ以チマシテ、海員労働者ニ對スル問題ヲ除外致シタノデアリマス、爾後遞信省ニ於テ、或ハ内務省社會局ニ於キマシテ、或ハ労働保険調査會ニ於テ、數年ニ亘ル慎重審議ヲ致シマシタ結果、現内閣ガ設立セラレマシタ後ニ、先程中シマシタ社會政策審議會答申シテ發表セラレタ要綱ヲ見マスト、今日上程セラレテ居リマス所ノ此法案トノ間ニ於テハ非常ナ相違ガアルノデアリマス、吾々ハ社會政策審議會答申要綱ニ基ク其内容ニハ勿論幾多ノ不満ヲ持テ居ルノデアリマスケレドモ、幾多ノ聲明ヲ致シテ居リマス其要綱ト、本日上程セラレシタ船員保険法案トノ間ニ於テハ、重要ナル事項ヲ脱却致シマシテ之ヲ骨抜ト致シテ、サウシテ今マデノ聲明ヲ裏切テ居リマス所ノ事項、多々アルト云フコトヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、殊ニ昨年一月二十一日ニ濱口首相ハ此壇上ニ於キマシテ斯様ニ聲明サレテ居ルノデアリマス、海運業ノ發達ハ我國力ノ消長ニ影響スル所極メテ大ナルモノガアリマス而シテ海運業ヲ隆昌ナラシムルニハ、船員保護ヲ厚クシ、安ンジテ其職責ニ從事セシムルノ必要ガアリマス、適當ナル船員保護制度ヲ確立スルコトハ刻下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、船員保険法案ヲ近ク議會ニ提出スル見込达ヲ持テ居ル、サウ云フ意味ヲ演説サレテ居ルノデアリマス、爾後本會議ニ於キマシテモ幣原首相代理及ビ安達内相ハ、時々船員保険法案ヲ提出スルト云フコトヲ聲明サレタノデアリマスガ、其聲明ヲ裏切テ全ク今マデノ聲明ト違ヒマシタル内容ヲ持テル本法

ト云フ美名ヲ贏チ得ンガ爲ニ、海員労働者ヲ犠牲ニ供シテ居ルト云フ事實ヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、即チ今マデ勞働保険調査會ニ於テ、數年ニ亘ル慎重審議ヲ致シマシタ結果、現内閣ガ設立セラレマシタ後ニ、先程中シマシタ社會政策審議會答申シテ發表セラレタ要綱ヲ見マスト、今日上程セラレテ居リマス所ノ此法案トノ間ニ於テハ非常ナ相違ガアルノデアリマス、吾々ハ社會政策審議會答申要綱ニ基ク其内容ニハ勿論幾多ノ不満ヲ持テ居ルノデアリマスケレドモ、幾多ノ聲明ヲ致シテ居リマス其要綱ト、本日上程セラレシタ船員保険法案トノ間ニ於テハ、重要ナル事項ヲ脱却致シマシテ之ヲ骨抜ト致シテ、サウシテ今マデノ声明ヲ裏切テ居リマス所ノ事項、多々アルト云フコトヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、殊ニ昨年一月二十一日ニ濱口首相ハ此壇上ニ於キマシテ斯様ニ聲明サレテ居ルノデアリマス、海運業ノ發達ハ我國力ノ消長ニ影響スル所極メテ大ナルモノガアリマス而シテ海運業ヲ隆昌ナラシムルニハ、船員保護ヲ厚クシ、安ンジテ其職責ニ從事セシムルノ必要ガアリマス、適當ナル船員保護制度ヲ確立スルコトハ刻下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、船員保険法案ヲ近ク議會ニ提出スル見込达ヲ持テ居ル、サウ云フ意味ヲ演説サレテ居ルノデアリマス、爾後本會議ニ於キマシテモ幣原首相代理及ビ安達内相ハ、時々船員保険法案ヲ提出スルト云フコトヲ聲明サレタノデアリマスガ、其聲明ヲ裏切テ全ク今マデノ声明ト違ヒマシタル内容ヲ持テル本法

ト云フ美名ヲ贏チ得ンガ爲ニ、海員労働者ヲ犠牲ニ供シテ居ルト云フ事實ヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、即チ今マデ勞働保険調査會ニ於テ、數年ニ亘ル慎重審議ヲ致シマシタ結果、現内閣ガ設立セラレマシタ後ニ、先程中シマシタ社會政策審議會答申シテ發表セラレタ要綱ヲ見マスト、今日上程セラレテ居リマス所ノ此法案トノ間ニ於テハ非常ナ相違ガアルノデアリマス、吾々ハ社會政策審議會答申要綱ニ基ク其内容ニハ勿論幾多ノ不満ヲ持テ居ルノデアリマスケレドモ、幾多ノ聲明ヲ致シテ居リマス其要綱ト、本日上程セラレシタ船員保険法案トノ間ニ於テハ、重要ナル事項ヲ脱却致シマシテ之ヲ骨抜ト致シテ、サウシテ今マデノ声明ヲ裏切テ居リマス所ノ事項、多々アルト云フコトヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、殊ニ昨年一月二十一日ニ濱口首相ハ此壇上ニ於キマシテ斯様ニ聲明サレテ居ルノデアリマス、海運業ノ發達ハ我國力ノ消長ニ影響スル所極メテ大ナルモノガアリマス而シテ海運業ヲ隆昌ナラシムルニハ、船員保護ヲ厚クシ、安ンジテ其職責ニ從事セシムルノ必要ガアリマス、適當ナル船員保護制度ヲ確立スルコトハ刻下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、船員保険法案ヲ近ク議會ニ提出スル見込达ヲ持テ居ル、サウ云フ意味ヲ演説サレテ居ルノデアリマス、爾後本會議ニ於キマシテモ幣原首相代理及ビ安達内相ハ、時々船員保険法案ヲ提出スルト云フコトヲ聲明サレタノデアリマスガ、其聲明ヲ裏切テ全ク今マデノ声明ト違ヒマシタル内容ヲ持テル本法

ト云フ美名ヲ贏チ得ンガ爲ニ、海員労働者ヲ犠牲ニ供シテ居ルト云フ事實ヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、即チ今マデ勞働保険調査會ニ於テ、數年ニ亘ル慎重審議ヲ致シマシタ結果、現内閣ガ設立セラレマシタ後ニ、先程中シマシタ社會政策審議會答申シテ發表セラレタ要綱ヲ見マスト、今日上程セラレテ居リマス所ノ此法案トノ間ニ於テハ非常ナ相違ガアルノデアリマス、吾々ハ社會政策審議會答申要綱ニ基ク其内容ニハ勿論幾多ノ不満ヲ持テ居ルノデアリマスケレドモ、幾多ノ聲明ヲ致シテ居リマス其要綱ト、本日上程セラレシタ船員保険法案トノ間ニ於テハ、重要ナル事項ヲ脱却致シマシテ之ヲ骨抜ト致シテ、サウシテ今マデノ声明ヲ裏切テ居リマス所ノ事項、多々アルト云フコトヲ指摘シナケレバナラナイノデアリマス、殊ニ昨年一月二十一日ニ濱口首相ハ此壇上ニ於キマシテ斯様ニ聲明サレテ居ルノデアリマス、海運業ノ發達ハ我國力ノ消長ニ影響スル所極メテ大ナルモノガアリマス而シテ海運業ヲ隆昌ナラシムルニハ、船員保護ヲ厚クシ、安ンジテ其職責ニ從事セシムルノ必要ガアリマス、適當ナル船員保護制度ヲ確立スルコトハ刻下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、船員保険法案ヲ近ク議會ニ提出スル見込达ヲ持テ居ル、サウ云フ意味ヲ演説サレテ居ルノデアリマス、爾後本會議ニ於キマシテモ幣原首相代理及ビ安達内相ハ、時々船員保険法案ヲ提出スルト云フコトヲ聲明サレタノデアリマスガ、其聲明ヲ裏切テ全ク今マデノ声明ト違ヒマシタル内容ヲ持テル本法

有效ニ療養ノ給付ヲ受ケルト云フ規定が今マデノ要綱ニア、タノデアリマス、社會政策審議會ニ於キマシテハ其要綱ヲ入レテ居タル所ガ本案ニ於テハ其點ヲモ削除致シテ居ルノデアリマス、何タル殘酷ナル規定デアルカ、殆ド海上労働者、船員ノ保護規定ト云フモノガ一つモナ、全部ヲ削奪シ、全部ヲ削除シテシマツタト言ハレテモ過言デハナイト思フノデアリマス、即チ社會政策審議會答申要綱ノ第四章三十四條ノ二ニ依リマスナラバ、此意味ヲ明カニ規定致シマシテ、三十日ノ間ニ於キマシテハ、下船致シマシタ爲ニ資格ヲ喪失致シマシタ者ニ付キマシテモ、療養給付ヲ爲スト云フコトヲ明カニ致シテ居ルノデアリマス、ソレヲ本案ハ削除シテシマツタ、何故デアルカ、是ハ船員ヲ保護スル規定デハナイ、唯形式的ニ社會立法船員保険法ヲ出シタナラバ、ソレデ事足レリト云ヤウナ意味ガ現レテ居ルト言ハナケレバナラナイ、全ク形式的ナモノノデアリマス、殊ニ第三點ト第四點トハ關聯致シマスルガ、本條項ニ依リマスナラバ、大連ニ船籍ヲ置キマス所ノ船ニ乗テ居リマス船員ニハ、本法ノ適用ガナイト云フ風ニ考ヘラレマス、神戸ニ船籍ヲ持ツテ居リマス船ニ乗テ居タル船員ガ、乘換ヘテ大連船籍ノ汽船ニ乗タル場合ニ、今マデハ折角保険金ヲ納メテ居タル船員モ、既得權ヲモ剝奪シタ殘酷形式ガ違タルト云フダケデ、脱退給與金ヲ吳レナケレバ、三十日間ニ于ケル資格ヲ喪失シタ時ノ給與規定モ適用サレナイト云フニ至テハ、全然船員労働者ノ保護規定下コトノ驟ギデハナイ、既得權ヲモ剝奪シタ殘酷形式ガ違タルト云フダケデ、脱退給與金ヲ吳デアリマス

員ノ權利ヲ剝奪シテ居ル所ノ船主救濟案ト
左様ニシテ本案ヲ考ヘテ見マスルナラバ、本案ハ聲明ヲ裏切タルノミナラズ、其内容ニ於テモ、今マデノ發表致シマシタ所ノ案ヨリ、ズット退化致シテ居ル、逆行致シテ居ル、進歩的ノ案下コロデナクシテ、船員ノ權利ヲ剝奪シテ居ル所ノ船主救濟案ト
保険規定デハナクシテ、結局ハ船主ヲ救濟スル案ニナルノデハナイカ、是ニ關シマンテ内務當局ノ所見ヲ伺フノデアリマス、即チ今マデ日本海員組合、或ハ海員協會ガ既得權ト致シマシテ、鬪ヒ取りマシタ所ノ權利ガアルノデアリマス、ソレハ團體協約ノ規定ニ依ルトカ、或ハ其他ノ規定ニ依リマシテ、給與サレル相互契約、自由契約ニ依リマシテ、獲得致シタル權利ガアルノデアリマス、本法が適用サレルナラバ、今マデ既得權トシテ船員ガ得テ居リマシタ所ノ權利ニ關スル條項ヲ、總て取消シテシマフ、之ヲ削除シテシマフ、サウ云フモノヲ無クシテ本法ニスカカリソレヲ持ツテ來ルト云フコトニナクテ來ルト思フノデアリマス、即チ團體協約ニ依ツテ鬪ヒ取リマシタ權利ヲ總テ無クシテ、本法ニソレヲ持ツテ來ルト云フコトハ、結局ニ於テ船員ヲ救濟スル結論ニナクテ來ヌト謂ハチケレバナラヌ、而モ又保険料ノ半分ヲ船員ノ苦シイ生活費ノ中カラ出シテ行方ナケレバナラヌ、結局ソレハ船主ノ負擔ヲ輕減スルト云フコトニナクテ來ル、船主ノ負擔ヲ輕減シ、又船主が出来ヌト云フ其半分ヲ船員モ負擔致シテ居ルノデアリマスカラシテ、船員ガ負擔シタ金額ヲ以テ自分達ノ負傷或ハ疾病ヲ療養シナケレバナラヌ、今マデハ船主ノミノ負擔ニ依ツテ、團體協約ニ依チ療養セラレテ居タル者ガ、是ニ此法案ヲ出シマスマデノ徑路ニ付テ御掛ケマスマデノ案ト、此提案ニ於キマシテ、若干ノ相違ガアリマス、只今御指摘ニナリマシタヤウナ所ハ、ソレハ修正セラレタ箇條デアリマス、ソレニ付キマシテハ、私はカラ御聞ノ條項ニ付テ御答致シマス第一ニ國庫ノ負擔金ノコトデアリマスガ、是ハ先ニモ御答致シマシタガ、此船員保険法ノミニ特別ナコトヲ致シマスルト、健康保險其他ノ法令ニ及ボス影響ガアリマスカラ、ソレデ其點ニ付テ考慮スルモノデナク、船主ヲ救濟スル案ニナクテ來ルノデナク、船主ヲ救濟スル案ニナクテ來ル、即チ時代錯誤モ甚シイ所ノ社會立法デアリト云フコトヲ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス

斯様ナコトヲ考ヘテ參リマスルナラバ、其労働者ノ反対運動ヲモ押切テ此時代錯謬ノ、時代逆行ノ惡法デアル所ノ、且ツ骨牌法案デアリマスル所ノ、船員保険法ヲ強行スル考ヲ持テ居ルヤ否ヤト云フコトヲ、ナクテ來ヌト謂ハチケレバナラヌ、而モ又保険料ノ半分ヲ船員ノ苦シイ生活費ノ中カラ出シテ行方ナケレバナラヌ、結局ソレハ船主ノ負擔ヲ輕減スルト云フコトニナクテ來ル、船主ノ負擔ヲ輕減シ、又船主が出来ヌト云フ其半分ヲ船員モ負擔致シテ居ルノデアリマスカラシテ、船員ガ負擔シタ金額ヲ以テ自分達ノ負傷或ハ疾病ヲ療養シナケレバナラヌ、今マデハ船主ノミノ負擔ニ依ツテ、團體協約ニ依チ療養セラレテ居タル者ガ、是ニ此法案ヲ出シマスマデノ案ト、此提案ニ於キマシテ、若干ノ相違ガアリマス、只今御指摘ニナリマシタヤウナ所ハ、ソレハ修正セラレタ箇條デアリマス、ソレニ付キマシテハ、私はカラ御聞ノ條項ニ付テ御答致シマス第一ニ國庫ノ負擔金ノコトデアリマスガ、是ハ先ニモ御答致シマシタガ、此船員保険法ノミニ特別ナコトヲ致シマスルト、健康保險其他ノ法令ニ及ボス影響ガアリマスカラ、ソレデ其點ニ付テ考慮スルモノデナク、船主ヲ救濟スル案ニナクテ來ルノデナク、船主ヲ救濟スル案ニナクテ來ル、即チ時代錯誤モ甚シイ所ノ社會立法デアリト云フコトヲ断言セザルヲ得ナイノデアリマス

ソレカラ此法案デハ何モ海員ヲ保護スルコトナクシテ、船主ヲ救濟スルモノノデハナシカト云フ御尋デアリマシタガ、サウデハナイ、此法案ニ依リマシテ、海員ハ非常ニ保護セラル、ト云フコトハ、義ニ商法ノコトヲ御引キニナクテ居リマシタガ、現在ノ規定デハ船主ハ御承知ノ通リ三箇月間ノ治療、看護費用ヲ負擔スル外、業務上ノ死亡ニ對スル葬式費用ヲ負擔スル、是ダケニ過ぎマセヌ、此度ハ御承知ノ通リ業務ノ爲ニ疾病ニナリマスト、永久ニ保護スルコトニナクテ居リマシテ、其間ニハ非常ナ相違ガアリマス、其他今度ノ此法案ニ付キマシテ、海員ヲ保護スルコトハ少カラザルモノガアルノデアリマスカラ、決シテ船主ヲ保護スル

ト云フコトデアル、而シテ此大株主ニ依テ
政府當局並貴族院方面ニ今盛ニ運動ヲ續ケ
テ居ルト云フコトデアル、斯ノ如クデアリ
マシテ、吾々ハ現内閣ガ此鐵道ニ對シテ補
償公債ヲ發行スル、其誠意ヲ疑ハサルヲ得
ナイモノデアル、金ハ僅ニ十三万圓デアル、
併シ其方法及其主義ノ誤テ居ルコトナラ
バ、吾々ハ雖一文デモ賛成スルコトハ出來
マセヌ、殊ニ先程私ガ申上ゲル如ク、此軌
道會社ノ經營ハ、地方ノ人達ノ運輸交通ノ
利便ニ供シテ居ル所ノモノデアルガ、是ガ
未曾有ノ財界ノ不況ニ沈淪ラシテ、隨テ其
會社ノ經營が出來ナイ、其責任ハ何處ニア
ルカ、現内閣ノ財政政策ノ誤タ結果デア
ル、其現内閣ノ誤タ爲ニ、斯様ナル不
況ヲ惹起シ、其不況ノ結果、私設ノ軌道會
社ガ經營が困難ニナリ、其爲ニ今度ハ國家
ガ補償公債ヲ起シ、即チ交付公債ヲ發行シ
テ、其尻ヲ拭テヤラナケレバナラヌト云
ナケレバナラヌコトニナル、此點ニ對シテ
私ハ鐵道大臣ノ明快ナル御答辯ヲ煩シテ置
キタイト思フノデアリマス、鐵道大臣ノ御
答辯ノ如何ニ依テハ、此處ニ又長廣告ヲ振
ヒマス。

(國務大臣江木翼君登壇)

○國務大臣(江木翼君) 只今丹下君ヨリ本
案ニ對シマシテ色々御質問ガアッタノデ
アリマス、細カイ事ハ委員會等ニ於キマシ
テ、詳シク私竝ニ政府委員ヨリ御説明ヲ申
上ゲタイト思フノデアリマスガ、祐德軌道
ナルモノハ、只今丹下君ガ御話ニナリマシ
タ如ク、所謂祐德稻荷ニ詣リマス所ノ旅客、
茲ニ其方面ニ參リマス貨物ヲ運輸スルト云
フコトガ目的ニナッテ居ルノデアリマスガ、
大體御話ノ如ク肥前ノ武雄ト云フ處カラ岐
レマシテ、裕德門前ニ從來行々テ居タノデ

アリマス、而シテ其旅客ノ大部分ハ、今マ
ト、多クハ一面ハ福岡、佐賀ノ方カラ參リ
マス者ガ、武雄デ乗換ヘテ祐德門前ニ參
タ、一方ハ佐世保、長崎ノ方カラ參テ、武
雄デ乗換ヘテ祐德門前ニ參タ、是ガ旅客ノ
大部分デアッタノデアリマス、所ガ今度有明
線ガ出來マシテ、肥前濱マデ通ジテ參リマ
スト、長崎ノ方カラ參リマス者モ、肥前山
口デ乗換ヘテ濱マデ參リマス方ガ時間モ短
ク、又運賃モ安イノデアリマス、ソレカラ
佐賀ノ方、若クハ福岡ノ方カラ參リマスモ
ノハ、申スマデモナク時間モ短カク、運賃
モ安イト云フ譯ニナルノデアリマス、斯様
ナ次第デアリマスカラ、肥前濱マデ有明線
ガ通ジマシタコトニ依リマシテ、此祐德軌
道ト云フモノハ、非常ナ打撃ヲ受ケタノデ
アリマス、即チ昭和五年度ニ於キマシテハ、
上半期、下半期ヲ通じマシテ、建設費ニ對
シマシテ四分九厘ノ益金ノ割合ガアリマシ
タモノガ、省線ガ通ジマシテ、即チ昨年ノ
十二月竝ニ今年ノ一月ノ二箇月ノ分ノ以テ
見マスト云フト、一年ニ約五分六厘ノ缺損
ヲスルト云フ結果ニナッテ居ルノデアリマ
ス、斯様ニナリマスレバ、法律當然ノ結果
ト致シマシテ、政府ハ必ズシモ之ヲ補償ス
ルコトヲ好マオイノデアリマスクレドモ、
法律ノ義務ト致シマシテ、何トシテモ之ヲ
補償シナケレバナラヌノデアリマス、斯様
ナ意味合ヲ以チマシテ、本法律案ヲ提出致
シタ譯ナノデアリマス、而シテ之ヲ提出致
スニ當リマシテハ、極メテ公平ナル判断ヲ
頗ス爲ニ、鐵道會議ノ議ニ付シタノデアリ
マス、鐵道會議ニ於キマシテモ、色々御意
見ガアリマシテ、其御意見ヲ參照致シマシ
テ、此案ヲ作タノデアリマス、ソレカラ又
今マテ斯様ナ軌道ナリヲ補
償致シマスニハ、唯何々鐵道ヲ補償スル爲
ニ相當ナル公債ヲ發行スルト云フ、極メテ
漠タル法律案ニ致シテ居タノデアリマス

スガ、今回ハ全ク私ノナイ所ヲ示ス爲ニ、
金額マデヲ茲ニ現ハスノガ、最モ適當デア
ラウト思ヒマシタガ故ニ、十三万三千圓以
内ト云フコトニ致シマシテ本案ヲ出シタノ
デアリマス(拍手)、全ク法律ノ結果ニ依テ
已ムヲ得ズ補償致スモノデアリマスノデ、
左様御承知ヲ願ヒマス(拍手)
(丹下茂十郎君登壇)
○丹下茂十郎君登壇 先ニ御約束シテ置キマシ
タ通り、鐵道大臣ノ御答辯ニ依テハ登壇ス
ルコトハ御約定済デアリマス、今江木鐵道
大臣ノ御答辯ニナリマシタ旅客ノ關係ハ、
是ハ机上ノ空論デアリマス、此事ハ委員會
デ一つ十分御尋スルコトニ致シマス、併シ
先程モ私ガ申上ゲマス通り、僅ニ二箇月間
ノ經過ヲ以テ、直チニ將來是ガ經營が出來
ナイト斷定スルコトハ、最モ早計デアルト
私ハ申シタノデアリマス(拍手)其點ニ付テ
江木鐵道大臣ハ、何等御辯明ニ相成テ居リ
マセヌ、殊ニ私共調べタ所ニ依リマスト、
鐵道省ガ調べタル十一月以前、即チ十一月
以前ニ遡テ、其前年ト比較シテ見マスレ
バ、非常ニ不況ニナッテ居ル、即チ鐵道ノ開
通シタ爲ノ打撃デナク、財界ノ不況ノ打撃
ガソコニ多分ニ含マレテ居ル、隨テ此竝行
線ノ結果ニ依テ受クル所ノ打撃ト、更ニ財
界ノ不況ヨリ來タ所ノ打撃ト、二様ニ見ナ
ケレバナラヌ、財界ノ不況ヨリ來タ所ノ打
撃ニ付シテハ、相當ノ控除ヲシナケレバナラ
ヌモノト私共ハ思フ(馬鹿ヲ言フナト呼フ
者アリ)馬鹿ヲ言フナト言ハレルガ、鐵道會議
ニ提案サレタ時ニハ、幾ラ出サレマシタカ、
十六万圓ト出シタデハナイカ、サウシテ鐵
道會議デ小言ヲ言ハレテ、三万圓減ラシタ
デハナイカ、マダ練ツテ來タラ二万、三万ハ
減ルカモ知レナイ、此點ニ付テ鐵道大臣ノ
更ニ明快ナル御答ヲ願ヒマス
(國務大臣江木翼君登壇)

○丹下茂十郎君登壇 鐵道大臣ヨリ色々御答辯
ガアリマシタガ、吾々共ノ見ル所ニ依リマ
スト、其地方ニ於テ自動車ノ發達ノ爲ニ打
撃ヲ蒙ツテ居ルコトガ多分ニアルト云フコ
ルノデアリマス
(丹下茂十郎君登壇)
○丹下茂十郎君登壇 鐵道大臣ヨリ色々御答辯
ガアリマシタガ、吾々共ノ見ル所ニ依リマ
スト、其地方ニ於テ自動車ノ發達ノ爲ニ打
撃ヲ蒙ツテ居ルコトガ多分ニアルト云フコ
ロヲ承知致シテ居ル、更ニ十二月ト一月ト
ノ成績ヲ以テ全般ヲ律スルコトハ、是ハ大
變ナ間違デアル、何トナレバ十二月及ビ
月アタリハ、地方農村ニ於ケル是ハ尙ホ農
繁時デアリマス(ソンナコトハナイ)「嘘ヲ
言フナ」ト呼フ者アリ)マア御待チナサイ、
十二月、一月ハ、農村ニ於キマシテハ、マ
ダ外ニ出ル時デハアリマシヌ、殊ニ所謂神
社佛閣ノ參拜ト云フヤウナコトハ、其後ニ
起ルノデアリマス、十二月及一月ハ、サウ
云フ行樂ノ外出ノ最モ少イ時デアル、其時
ヲ標準ニシテヤルト云フコトハ、大變ニ間
違テ居ル、今暫ク其經過ヲ見テカラ調査ス

ベキモノデアラウ、其基礎トスル所ノ時期
ガ悪い、一年中ノ一番悪況ノドン底ニアル
所ノ時期ヲ標準ニ致シタト云フコドガ、私
ハ間違テ居ルト思フノデアリマス、此點
ニ付テ尙ホ御答辯ガアルナラバ承リタイト
思ヒマス。

〔國務大臣江木翼君登壇〕

○國務大臣(江木翼君) 自動車ノ影響ガア
リマスト云フコトハ、總テノ軌道ナリ地方
鐵道ニ一様ニアルノデアリマスガ、此軌道
ニ對シマシテモ、數年前カラ並行セル所ノ
自動車ナドガアリマシテ、無論影響ハ相當
ニ受ケテ居タノデアリマセウ、併ナガラ
近頃ニナフテ、俄ニ其影響ガ起シタト云フコ
トハナノデアリマス、ソレカラ祐徳軌道
ノ一番收入ノ多イ時期ハ、毎年一月ト四月
ナノデアリマス、十二月、一月ト云フモノハ、
一番所謂稻荷様ニ御詣リノ多イ時期ナノデ
アリマス、最モ好キ標準ノ時期デアルト思
フノデアリマス。

○副議長(小山松壽君) 日程第十二、右議

案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス。

○作田高太郎君 本案ハ政府提出自動車交
通事業法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ
望ミマス。

○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十
三、「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職
工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案ノ
第一讀會ヲ開キマス、小川政府委員

第一十三「ロンドン」海軍條約實施ニ伴
フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ
關スル法律案(政府提出) 第一讀會

「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍
職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル
法律案

昭和六年條約第一號千九百三十年「ロ
ンドン」海軍條約ノ實施ニ伴フ艦艇建造ニ
關スル經費ノ減少ニ基キ解備セラレタル
海軍職工ニ特別ノ手當トシテ交付スル爲
政府ハ額面六百八十万圓ヲ限リ公債ヲ發
行スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

〔政府委員小川郷太郎君登壇〕

○政府委員(小川郷太郎君) 只今議題トナ
リマシタル「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ
海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法
律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ヲ説明致
シマス。

倫敦海軍條約ノ實施ニ伴ヒマシテ、艦艇
建造ニ關スル費用ガ、昭和六年度以降、減少
致スコト、ナリマシタ結果トシテ、是方艦
艇建造ニ從事シテ居リマシタ海軍職工ノ
中、相當ノ人員ヲ整理シナケレバナラナイ
ノデアリマス、而シテ今日一般經濟界ノ不
況ノ時機ニ際會致シマシテ、是等多數ノ人
人ガ一時ニ離職セシメラレルニ付キマシテ
ハ、之ニ適當ノ待遇ヲ與ヘルコトヲ必要ト
考ヘマシテ、特別ノ手當金ヲ支給スルコト
ト致シタトイ考ヘマス、此特別手當ハ、其
一部ハ現金ヲ以テ支給シ、其大部分ハ公債
ヲ以テ給與スルコトヲ適當ト考ヘマス、而
シテ之ニ要シマスル公債ハ、其價格ノ時價
ニ依リテ換算致シマスレバ、額面六百八十
万圓トナリマスノデ、是ガ公債發行ニ關ス
ル法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何
卒御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望
致シマス(拍手)

○副議長(小山松壽君) 質疑ガアリマス、
之(武田德三郎君登壇)
○武田德三郎君 私ハ只今上程セラレマシ

タル「ロンドン」條約ノ結果ニ依リ艦艇製造
ノ縮小ニ伴フ海軍工廠ノ職工解雇ニ要スル
手當金交付ノ公債ニ關スル法律案ニ對シテ
思ヒマス。

〔國務大臣江木翼君登壇〕

○國務大臣(江木翼君) 自動車ノ影響ガア
リマスト云フコトハ、總テノ軌道ナリ地方
鐵道ニ一様ニアルノデアリマスガ、此軌道
ニ對シマシテモ、數年前カラ並行セル所ノ
自動車ナドガアリマシテ、無論影響ハ相當
ニ受ケテ居タノデアリマセウ、併ナガラ
近頃ニナフテ、俄ニ其影響ガ起シタト云フコ
トハナノデアリマス、ソレカラ祐徳軌道
ノ一番收入ノ多イ時期ハ、毎年一月ト四月
ナノデアリマス、十二月、一月ト云フモノハ、
一番所謂稻荷様ニ御詣リノ多イ時期ナノデ
アリマス、最モ好キ標準ノ時期デアルト思
フノデアリマス。

○副議長(小山松壽君) 日程第十二、右議

案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス。

○作田高太郎君 本案ハ政府提出自動車交
通事業法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ
望ミマス。

○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十
三、「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職
工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案ノ
第一讀會ヲ開キマス、小川政府委員

特ニ交付公債ヲ以テ支辨スルニ至シタト云
理由ハ如何ナルコトデアルノデアリマセ
ウカ、之ヲ私ハ海軍大臣カラ詳細ナル御說
明ヲ願ヒタイノデアリマス、一體地租法外
手當金交付ノ公債ニ關スル法律案ニ對シテ
附則ノ如クニ、減稅ノ財源ハ倫敦條約ニ依
ル餘剩財源ヲ用ヒルト云フ關係上、此財源
質問ヲ致シタトイ思フノデアリマス、此法
律案ハ其趣旨一見極メテ簡單ノヤウニ見エ
ルノデアリマス、併ナガラ其及ボス所ノ影
響ハ、決シテ左様ニ簡單ナモノデハナイノ
デアリマス、一つハ政府ノ政策ノ變更ニ關
シ、一つハ海軍留保財源ノ性質ニ關スル重
大ナ意味ヲ含ンデ居ル所ノ問題デアルノデ
アリマス(拍手)仍テ私ハ海軍大臣竝大藏大
臣ニ向シテ質問ヲ致シタトイ思フノデアリ
マスガ、私ノ質問ハ極メテ簡單ノヤウニ見エ
ルノデアリマス、其場合ニ於テ海軍
大臣ハ、此吾々ノ質問ニ對シテ甚ダ明瞭ナ
ル御答辯ガナカツタノデアリマス、私其外ノ
同志ノ者ヨリ、幾多ノ質問ヲ致シマシタ、
私ハ先ツ第一ニ斯様ナル質問ヲ致シタノデ
アル、倫敦條約ニ伴テ、餘剩財源ノ出ルト
カラ十一年度マニニ豫定サレタル所ノ船艦
ノ製造費ト云フモノガ五億八百万圓アツタ
メラレタノデアルカ、即チ從來海軍デ豫定
サレマシタル所ノ計畫ニ依テ、昭和六年度
力艦ハ昭和十二年度以後ニ延期ニナリ、又
其他ノ補助艦ニ至シテハ、倫敦條約ニ於テ或
種ノ制限ガ加ヘラレタノデアリマス、隨テ
其全部ヲ建造スルコトヲ要サナイト云フ結
果ニナシタノデアル、ソレガ餘剩財源ト見做
サレタモノノデアルノデアリマス、然ル所此
度ノ整備計畫ナルモノニハ、從來ノ計畫サレ
マシタル所ノ船艦ハ製造費以外ノモノガ含
マレテ居ルノデアルカ、仍テ私ハ其點ニ
質問ノ前提ト致シマシテ、私ハ昨年ノ臨
時議會ニ於テ、我黨ノ總裁ノ犬養毅氏ガ演口
總理大臣ニ向シテ倫敦條約ニ關スル重要ナ
ル質問ヲ致シタルコトハ、諸君御承知ノ通
リデアル、其場合ニ我黨ノ總裁ハニツノ質
問ヲ致シタノデアル、第一ハ倫敦條約ノ結
果ト致シマシテ、國防上我國ノ保有スル所
ノ兵力量ニ依シテ國防上何等ノ缺陷ナキヤ
否ヤト云フコトガ第一點デアタノデアリ
マス、第二點ハ、假ニ國防上缺陷ナシト致

シマシタナラバ、倫敦條約ノ目的ハ世界ノ平和ト、國民負擔ノ輕減ニアルト云フコトニナツテ居ルガ、然ラバドノ位ノ程度ニ於テ、國民ノ負擔ヲ輕減シ得ルノデアルカ、

其様ナルコトガ第二ノ質問デアタノデアリマス、此場合諸君並ニ海軍大臣ニモ御諒解ヲ願ヒタイコトハ、私ハ此我黨ノ總裁ノ質問ヲ致シタ場合ハ、濱口總理大臣ガ施政ノ方針ヲ演説サレタ其直後、アルノデアリマス、即チ我黨ノ總裁ガ、嚴肅ナル意味ニ

於テ總理大臣ニ質問致シタ、濱口總理大臣モ亦嚴肅ノ意味ニ於テ答辯ヲサレタノデアリマス、此事實ヲ先づ以テ深ク御記憶ヲ願ハナケレバナラヌノデアル、斯様ニ問フ者モ、答ヘル者モ、共ニ嚴肅ノ意味ニ於テ問フタル場合ニ於テ、濱口總理大臣ハ如何様ナ御答辯ニナツカト申シマスレバ、過ヲ避ケルガ爲ニ私ハ其場合ニ於ケル總理大臣ノ御答辯速記其儘ヲ此處ニ御紹介ヲ致スノデアリマス、即チ第一ノ我黨ノ總裁ノ質問ニ對シテハ、是ハ速記其儘ニアリマス「第一ハ軍縮ノ問題ニ付チ此度我全權ガ調印ヲ致シタ、アノ條約ニ記載シテアル帝國ノ兵力量デ、果シテ國防ノ安全ガ保障出來ルカ、其責任ガ取レルカ」ト云フ御質問テ居ラレル「此度協定ヲ致シマシタ條約案ニ記載ヲ致シテアリマスル、帝國ノ保有勢力ニ依ツテ帝國ノ國防ハ極メテ安固デアルト云フコトヲ云フ」、即チ條約ニ依ツテ我國ノ保有スル所ノノデアリマス、是ハ第一ニ對スル所ノ濱口首相ノ御答辯デアル、是カラ致シマスト云上何等ノ缺陷ナシト云フコトヲ斷定シテ居ルノデアリマス、

〔分ツテ居ル〕下呼フ者、其他發言スル者アリ」

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○武田德三郎君(續) 妨害サレルナラヤッテ見ロ、此濱口首相ノ御答辯カラ申シマスレバ、倫敦條約ニ依ツテ我國ノ國防上ニハ何等ノ缺陷ガナイト断定シテ居ルノデアル、

而シテ更ニ第二點ニ對シテ濱口首相ハ斯様ニ答辯ヲ致シテ居ラレルノデアリマス「其次ニハ軍縮ニ依ツテ生ズベキ所ノ剩餘金ヲ以テ國民負擔ノ輕減ニ充テルコトガ出來ルヤ否ヤト云フ御質問デアリマス、是ハ此度ノ協定通りニ致シマスレバ、果シテ幾何ノ財源ノ剩餘ガ出來ルカト云フコトハ、今日計算ハ出來マセヌ、ソレハ大養君モ言ハレル通り、此度ノ保留條項ニ依ツテ相當ノ代換建造ノ繰上ノ權利ヲ得テ居ルノデアリマス、其得マシタ權利ヲ如何ナル程度マデ行使スベキカト云フコトハ、條約ノ批准ガアリマシタ後ニ於テ慎重考究ヲ致シ、然後ニ決スペキ問題デアリマス云々トス様ニ言ハレテ居ルノデアリマス、故ニ此濱口總理使スベキカト云フコトハ、第一ハ倫敦條約ニ於テ、我國ノ保有スル兵力量ヲ以テシテ、國防ニ何等ノ缺陷ナシト云フコトヲ断定サレタ所ノ要約シテ申シマスナラバ、第ニハ倫敦條約ニ依ツテ我國ノ保有スル兵力量ヲ以テシテ、我國ノ國防ニハ何等ノ不安ナシト云フコトニナルノデアリマス、故ニ濱口總理大臣ハ第二點ト致シマシテ、既ニ國防上何等ノ缺陷ナシ、故ニ倫敦條約ニ依ツテ保有スル所ノ權利ノ行使如何ト云フコトニ依ツテ餘剩財源ガ生レテ出ルト、斯様ニ言ハレテ居ルノデ

スベキ性質ノモノデハナイデアラウト云フ質問ヲ致シタノデアリマス、之ニ對シテ

ト云フコトガ段々分ツテ來ルノダ

〔發言スル者多シ〕

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○武田德三郎君(續) 君等ガ幾ラ妨害シタ、君等ノ妨害デ僕ノ演説ハ中止サレナイ、ソンナ弱蟲デナ、千軍万馬ノ間ヲ往来シテ居ルノダ、君等ノ妨害位デ……

〔發言スル者多シ〕

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○武田德三郎君(續) 君等ガ幾ラ妨害シタ、君等ノ妨害デ僕ノ演説ハ中止サレナイ、ソンナ弱蟲デナ、千軍万馬ノ間ヲ往

來シテ居ルノダ

〔發言スル者多シ〕

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○武田德三郎君(續) 君等ガ幾ラ妨害シタ、君等ノ妨害位デ……

ハソレヲ御覽ニナシタト見エテ、私ノ質問ヲ
肯定サレテアル所ノ答辯ガアッタノデアリ
マス、即チ斯様ニ御答辯ニナッテ居ル「先日
武田サンノ御質問ニ對シテ、私ハ其當時御
答致シマシタノト變りハナイ積リダト云フ
コトヲ申上ゲマシタガ、其後速記錄ヲ調べ
テ見ルト、成程御尋ノヤウニ、犬養サンニ
對スル御答辯ノ一節デハ、武田サン御尋ノ
ヤウナ風ニ現レテ居リマスケレドモ、其本
當ノ趣旨ハ内田君ガ其以外ノ時ニ御尋ニナ
リマンシタ際ニ、濱口首相ノ答ヘラレタ所
ハ、ヤハリ潛水艦ハ必要ノ數ニ達シテ居リ
マス、ソレガ是非共必要ナルナラバ、何
事カ軍事上ノ方法ヲ以テ補ヒ付ケ得ルト
思フヤウナコトヲ、内田サンノ時モ、亦前
田米藏君ノ質問ニ對スル答ノ中ニモアッタ
ヤウニ記憶致シマス」斯様ニ言ツテ居テレル
ノデアル、サウシマスト、海軍大臣ハ其前
回ニ於ケル私ノ質問シタコトヲ肯定サレタ
ノデアル、即チ濱口首相ノ御答辯ニ於テ、
倫敦條約ニ依ツテ我國ノ兵力量ヲ以テシテ
ハ國防ニ缺陷ナシ、隨テ補填計畫ト云フモ
ノハ認メナイノデアル、故ニ倫敦條約ノ規
定サレタル兵力量ノ補充ニ要スル以外ノ費
用ハ、此保留財源ヲ以テ支辨スペキモノニ
アラズト云フ所ノ質問ニ對シテ、海軍大臣
ハ肯定サレタノデアル（拍手）唯海軍大臣ハ
斯々仰セラレルノデアル（濱口總理大臣ノ
演説ニ取テハ、武田サント同一デア
ルケレドモ、他ノ場合ニ於テ濱口首相ハ、
即チ内田君竝ニ前田米藏君ノ質問ニ對シ
テ、若シ缺陷アトリスレバ、他ニ補充ノ途
ナキニアラズ」ト云フコトテ居ラレ
ルカラ、即チ海軍大臣ノ答辯ト結局ニ於テ餘
スル濱口首相ノ答辯ナルモノヲ、當時ノ速
記錄ニ就テ調査ヲ致シテ見タノデアリマ

ス、併ナガラ其濱口首相ノ答辯ナルモノモ、相當
ハ、決シテ安保海軍大臣ノ仰シヤルヤウナ
答辯デハナイ、唯假ニ缺陷アリト云フコト
コトヲ申上ゲマシタガ、其後速記錄ヲ調べ
テ見ルト、成程御尋ノヤウニ、犬養サンニ
リマンシタ際ニ、濱口首相ノ答ヘラレタ所
ハ、ヤハリ潛水艦ハ必要ノ數ニ達シテ居リ
マス、ソレガ是非共必要ナルナラバ、何
事カ軍事上ノ方法ヲ以テ補ヒ付ケ得ルト
思フヤウナコトヲ、内田サンノ時モ、亦前
田米藏君ノ質問ニ對スル答ノ中ニモアッタ
ヤウニ記憶致シマス」斯様ニ言ツテ居テレル
ノデアル、サウシマスト、海軍大臣ハ其前
回ニ於ケル私ノ質問シタコトヲ肯定サレタ
ノデアル、即チ濱口首相ノ御答辯ニ於テ、
倫敦條約ニ依ツテ我國ノ兵力量ヲ以テシテ
ハ國防ニ缺陷ナシ、隨テ補填計畫ト云フモ
ノハ認メナイノデアル、故ニ倫敦條約ノ規
定サレタル兵力量ノ補充ニ要スル以外ノ費
用ハ、此保留財源ヲ以テ支辨スペキモノニ
アラズト云フ所ノ質問ニ對シテ、海軍大臣
ハ肯定サレタノデアル（拍手）唯海軍大臣ハ
斯々仰セラレルノデアル（濱口總理大臣ノ
演説ニ取テハ、武田サント同一デア
ルケレドモ、他ノ場合ニ於テ濱口首相ハ、
即チ内田君竝ニ前田米藏君ノ質問ニ對シ
テ、若シ缺陷アトリスレバ、他ニ補充ノ途
ナキニアラズ」ト云フコトテ居ラレ
ルカラ、即チ海軍大臣ノ答辯ト結局ニ於テ餘
スル濱口首相ノ答辯ナルモノヲ、當時ノ速
記錄ニ就テ調査ヲ致シテ見タノデアリマ

ス、併ナガラ其濱口首相ノ答辯ナルモノモ、相當
ハ、決シテ安保海軍大臣ノ仰シヤルヤウナ
答辯デハナイ、唯假ニ缺陷アリト云フコト
コトヲ申上ゲマシタガ、其後速記錄ヲ調べ
テ見ルト、成程御尋ノヤウニ、犬養サンニ
リマンシタ際ニ、濱口首相ノ答ヘラレタ所
ハ、ヤハリ潛水艦ハ必要ノ數ニ達シテ居リ
マス、ソレガ是非共必要ナルナラバ、何
事カ軍事上ノ方法ヲ以テ補ヒ付ケ得ルト
思フヤウナコトヲ、内田サンノ時モ、亦前
田米藏君ノ質問ニ對スル答ノ中ニモアッタ
ヤウニ記憶致シマス」斯様ニ言ツテ居テレル
ノデアル、サウシマスト、海軍大臣ハ其前
回ニ於ケル私ノ質問シタコトヲ肯定サレタ
ノデアル、即チ濱口首相ノ御答辯ニ於テ、
倫敦條約ニ依ツテ我國ノ兵力量ヲ以テシテ
ハ國防ニ缺陷ナシ、隨テ補填計畫ト云フモ
ノハ認メナイノデアル、故ニ倫敦條約ノ規
定サレタル兵力量ノ補充ニ要スル以外ノ費
用ハ、此保留財源ヲ以テ支辨スペキモノニ
アラズト云フ所ノ質問ニ對シテ、海軍大臣
ハ肯定サレタノデアル（拍手）唯海軍大臣ハ
斯々仰セラレルノデアル（濱口總理大臣ノ
演説ニ取テハ、武田サント同一デア
ルケレドモ、他ノ場合ニ於テ濱口首相ハ、
即チ内田君竝ニ前田米藏君ノ質問ニ對シ
テ、若シ缺陷アトリスレバ、他ニ補充ノ途
ナキニアラズ」ト云フコトテ居ラレ
ルカラ、即チ海軍大臣ノ答辯ト結局ニ於テ餘
スル濱口首相ノ答辯ナルモノヲ、當時ノ速
記錄ニ就テ調査ヲ致シテ見タノデアリマ

ス、併ナガラ其濱口首相ノ答辯ナルモノモ、相當
ハ、決シテ安保海軍大臣ノ仰シヤルヤウナ
答辯デハナイ、唯假ニ缺陷アリト云フコト
コトヲ申上ゲマシタガ、其後速記錄ヲ調べ
テ見ルト、成程御尋ノヤウニ、犬養サンニ
リマンシタ際ニ、濱口首相ノ答ヘラレタ所
ハ、ヤハリ潛水艦ハ必要ノ數ニ達シテ居リ
マス、ソレガ是非共必要ナルナラバ、何
事カ軍事上ノ方法ヲ以テ補ヒ付ケ得ルト
思フヤウナコトヲ、内田サンノ時モ、亦前
田米藏君ノ質問ニ對スル答ノ中ニモアッタ
ヤウニ記憶致シマス」斯様ニ言ツテ居テレル
ノデアル、サウシマスト、海軍大臣ハ其前
回ニ於ケル私ノ質問シタコトヲ肯定サレタ
ノデアル、即チ濱口首相ノ御答辯ニ於テ、
倫敦條約ニ依ツテ我國ノ兵力量ヲ以テシテ
ハ國防ニ缺陷ナシ、隨テ補填計畫ト云フモ
ノハ認メナイノデアル、故ニ倫敦條約ノ規
定サレタル兵力量ノ補充ニ要スル以外ノ費
用ハ、此保留財源ヲ以テ支辨スペキモノニ
アラズト云フ所ノ質問ニ對シテ、海軍大臣
ハ肯定サレタノデアル（拍手）唯海軍大臣ハ
斯々仰セラレルノデアル（濱口總理大臣ノ
演説ニ取テハ、武田サント同一デア
ルケレドモ、他ノ場合ニ於テ濱口首相ハ、
即チ内田君竝ニ前田米藏君ノ質問ニ對シ
テ、若シ缺陷アトリスレバ、他ニ補充ノ途
ナキニアラズ」ト云フコトテ居ラレ
ルカラ、即チ海軍大臣ノ答辯ト結局ニ於テ餘
スル濱口首相ノ答辯ナルモノヲ、當時ノ速
記錄ニ就テ調査ヲ致シテ見タノデアリマ

○國務大臣男爵安保清種君登壇

（拍手）

ス、併ナガラ其濱口首相ノ答辯ナルモノモ、相當
ハ、決シテ安保海軍大臣ノ仰シヤルヤウナ
答辯デハナイ、唯假ニ缺陷アリト云フコト
コトヲ申上ゲマシタガ、其後速記錄ヲ調べ
テ見ルト、成程御尋ノヤウニ、犬養サンニ
リマンシタ際ニ、濱口首相ノ答ヘラレタ所
ハ、ヤハリ潛水艦ハ必要ノ數ニ達シテ居リ
マス、ソレガ是非共必要ナルナラバ、何
事カ軍事上ノ方法ヲ以テ補ヒ付ケ得ルト
思フヤウナコトヲ、内田サンノ時モ、亦前
田米藏君ノ質問ニ對スル答ノ中ニモアッタ
ヤウニ記憶致シマス」斯様ニ言ツテ居テレル
ノデアル、サウシマスト、海軍大臣ハ其前
回ニ於ケル私ノ質問シタコトヲ肯定サレタ
ノデアル、即チ濱口首相ノ御答辯ニ於テ、
倫敦條約ニ依ツテ我國ノ兵力量ヲ以テシテ
ハ國防ニ缺陷ナシ、隨テ補填計畫ト云フモ
ノハ認メナイノデアル、故ニ倫敦條約ノ規
定サレタル兵力量ノ補充ニ要スル以外ノ費
用ハ、此保留財源ヲ以テ支辨スペキモノニ
アラズト云フ所ノ質問ニ對シテ、海軍大臣
ハ肯定サレタノデアル（拍手）唯海軍大臣ハ
斯々仰セラレルノデアル（濱口總理大臣ノ
演説ニ取テハ、武田サント同一デア
ルケレドモ、他ノ場合ニ於テ濱口首相ハ、
即チ内田君竝ニ前田米藏君ノ質問ニ對シ
テ、若シ缺陷アトリスレバ、他ニ補充ノ途
ナキニアラズ」ト云フコトテ居ラレ
ルカラ、即チ海軍大臣ノ答辯ト結局ニ於テ餘
スル濱口首相ノ答辯ナルモノヲ、當時ノ速
記錄ニ就テ調査ヲ致シテ見タノデアリマ

ハナイノデアリマス、併シ此事ハ極メテ重
大デアリマスルガ故ニ、私ハ重ネテ海軍大
臣ノ御了解ノ行クヤウニ説明ヲ致サナケレ
バナラヌノデアリマス、海軍大臣ニ私ハ先
程申上ゲタノデアリマス、濱口總理大臣ノ
御趣旨カラ申シマスルナラバ、倫敦條約ニ
依シテ我國ノ保有スル兵力量ヲ以テ、國防上
何等ノ缺陷ナシ、隨テ缺陷ナイモノニ整備
計畫ト云フモノガアラウ道理ガナイノデア
リマス、故ニ此整備計畫ニ要スル所ノ費用
ト云フモノハ、濱口總理大臣ノ仰シヤッタガ
如クニ、此保留財源カラ之ヲ支辨スペキ性
質上ノモノデハナイデアリマセヌカト云
フコトヲ、私ハ質問シタノデアル、之ニ對
シテ海軍大臣ハ左様デナイト唯仰シヤッタ
何故ニソレガ左様デナイカ、今茲ニ御紹介
申シタル如ク、濱口總理大臣ガ明カニ言シテ
居ルノデハアリマセヌカ、保留財源ヲ以テ
支辨スペキモノハ倫敦條約ニ依シテ我國ノ
保有シテ居ル所ノ權利ノ行使ニ關シテ居ル
モノト限シテ居ルノデアル、然ルニ十分理由
ヲ御説明ニナラズシテ、缺陷ニ要スル所ノ
整備計畫ノ經費ハ保留財源ニ依シテソレデ
適當デアル、海軍工廠ノ解雇手當ノ交付公
債デソレガ適當デアル、如何ナル理由デ此
同一ノ性質ノモノガ一方ハ保留財源デ支辨
シ、一方ハ交付公債デ支辨サレルト云フ、
其理由ガ何等説明ガナイノデアル、ソレデ
ハ之ニ向テ満足ノシヨウガナイノデアル、
若シ濱口總理大臣ノ御趣旨ノ如何ニ拘ラ
ズ、海軍大臣ハ此缺陷ガアルト云フコトハ、
是ハ濱口總理大臣ト海軍大臣ノ御意見ノ相
違デアル、是ハ私ハ今敢テ論ジナイノデア
ル、是ハ極メテ重大ナ問題デアリマスルケ
レドモ、今茲ニ上程ニナシテ居ル法律案ニハ
直接關係ガナイカラ、私ハ之ヲ敢テ論ジナ
イノデアル、併ナガラ此支辨スル所ノ財源
ノ性質ト云フモノハ、之ヲ明カニシナケレ
バナラヌノデアル〔留保財源ト職工ノ手當

事速記錄第二十四號 「ロンドン」海軍條約
ハ別問題デハナイカト呼フ者アリソレガ
君等ニハ分ラヌカラソソナコトヲ言フノデ
アル、故ニ私ハ海軍大臣ニ御伺スルコトヘ、
如何ナル理由ヲ以テ補填計畫ヲ保留財源デ
御支辨ニナッタカト云フコトガ第一デアリ
マス、是ハ濱口總理大臣ガ倫敦條約ニ依ッテ
我國ノ保有スル所ノ權利ノ行使以外ノ支辨
ト云フモノハ、保留財源ヲ以テ支辨スペカ
ラザル趣旨ノ御答辯ガ極メテ明瞭ニナッテ
居ルノデアル、然ルニ海軍大臣ハ此補填計
畫ニ保留財源ヲ見出シテ居ルト云フノハ如
何ナル理由デアリマスカ、之ヲ御問スルノ
デアル、而シテソレガ適當デアルト云フ御
結論デアリマスルナラバ、即チ倫敦條約ノ
結果ニ依テ支辨ヲ要スルヤウニナリマシ
タル所ノ海軍工廠ノ職工ノ解雇手當ヲ、何
故ニソレト同一ノ性質デアル所ノ保留財源
ニ依テ御支辨ニナラナイカ、之ヲ伺フノデ
アル、之ヲ分リ易ク申上ゲルナラバ、即チ
財源ノ性質カラ云フト保留財源カラ支辨ス
ベキモノデアルト御認ニナルヤ否ヤ、保留
財源カラ支辨スペキモノデアルト御認ニナ
リマスケレドモ、財源ノ不足ノ爲ニ公債ヲ
以テ支辨シタト仰シヤルノデアルカ、此點
ヲ明カニ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、
此點ヲ伺ク上デ更ニ質問ヲ致スコトヲ保
留致シテ置キマス、重ネテ御答辯ヲ願ヒマ
ス

〔國務大臣男爵安保清種君登壇〕

○國務大臣男爵安保清種君 武田サンカ
ラ重ネテノ御質問デアリマシタガ、先程申
上ゲタヤウニ、稅制委員會ノ時ニモ段々御
話合ヲ致シマシタガ、濱口首相ガ前議會ニ
於テ述べマシタ趣旨ハ、此保留財源ヲ以テ
整備計畫ヲヤルト云フ意味ニ少シモ反シテ
居ルトハ認メテ居ナイノデアリマス、ソレ
カラ次ニ此度ノ職工整理ト云フコトニ付
テ、何故ニ保留財源カラ出サナカッタ云フ
コトニ付キマシテハ、先程申上ゲタ所ト變
ル所ハゴザイマセヌ

國務大臣男爵安保清種君登壇

（武田徳三郎君登壇）
○武田徳三郎君 私ハ海軍大臣ノ御答辯ハ甚ダ親切ヲ缺イテ居ルト考ヘルノデアリマス、既ニ海軍ノ工廠ノ職工解雇手當ガ交付公債ガ適當デアルト仰シヤル以上ハ、其理由ノ御説明ガナケレバ、私ノ質問ニ對スル何等ノ答辯ニ相成ラヌノデアリマス、故ニ私ハ誤解ヲ避ケル爲ニ、私ノ質問ノ要領ヲ海軍大臣ニ御了解ヲ願ハシガ爲ニ、重不重ネ私ハ質問ノ趣旨ヲ申上げタノデアリマス、然ルニ職工ノ解雇手當ヲ公債支辨ニスルト云フ趣旨ハ、先刻言々通りデアル、ソレデハ一向答辯ニナラヌデアリマセヌカ、私ハ同ジコトヲ繰返シテ申スコトヲ好ム者デハナインデアリマス、併シ海軍大臣ハ同一ノコトヲ繰返シテ、更ニ私ノ質問ノ要領ニ御觸レニナラナイ以上ハ、何遍デモ私ハ承ラナケレバナラヌ、何故ニ海軍大臣ハ單刀直入ニ、明カニ私ノ質問ニ對シテ御答ニナラヌノデアリマスカ、何故ニアナタノスルカ、一方ノ等シク倫敦條約ノ結果トシテ現レタル缺陷ニ要スル所ノ整備計畫ハ、確信ノアル所ヲ御答辯ニナラヌノデアリマス、即チ其缺陷ヲ補充スル所ノ補填計畫ハアリマセヌカ、若シ海軍大臣ニシテ此事實ガ違フト云フナラバ、其違フ所以ヲ御説明ヲ願ヒタインデアル、私ノ見ル所ハ等シク倫敦海軍條約ノ結果ニ依テ現レタル所ノモモノデアルト私ハ觀察ヲ致シテ居ルノデアリマス、即チ其缺陷ヲ補充スル所ノ補填計畫モ、是亦倫敦條約ノ結果カラ出デ來リタル所ノモノデアリマス、又海軍工廠ノ八千何百名ノ解雇ト云フモノモ、等シク倫敦條約ノ結果ニ依テ現レタル所ノモノデアリマス、若シ倫敦條約ノ締結ガナカリセバ、我國ノ國防ニ於テ缺陷ノナイト云フコトハ勿論、又海軍ノ工廠ノ解雇ト云フモノヲ要セ

ナイト云フコトハ明白デヤアリマセヌカ、
是ハ先程ノ小川政務次官ノ説明ノ中ニモ
アツノデアル、即チ前通リノ豫定計畫ノ戰
艦ノ建造ト云フモノヲナサツタナラバ、即チ
昭和六年度ヨリ昭和十一年度ニ涉テ五億
八百万圓ノ經費ヲ要スルダケノ御計畫ヲ御
實行ニナツタナラバ、海軍工廠ノ職工ノ解雇
ト云フモノハ當然留保財源ヲ以テ支辨スル
ト云フコトニハナラナカッタノデアリマセウ、
然ルニ倫敦條約ノ結果トシテ此解雇ヲ要ス
ルヤウナ場合ニ至タ以上ハ、其解雇ノ手當
ト云フモノハ當然留保財源ヲ以テ支辨スル
ト云フコトハ、是ハ常識上ノ判断トシテ何
等疑ヲ容レルベキ餘地ハナイデハアリマセ
ヌカ、然ルニ此點ニ向テ何等ノ御説明ガナ
イト云フコトハ、私ハ奇怪至極ニ存ズルノ
デアリマス、唯ソレガ適當ト思タカラヤッ
タト云フヤウナコトナラバ、一體議員ノ質
問權ヲ無視シテ居ルモノデアリマス、政府
ガ提案ニナルトキニ無用ダト信ジタケレド
モ、提案シタト云フヤウナル馬鹿ラシイ答
辯ヲスル政府當局ト云フモノハ有ル道理ガ
ナイ、必要ダト言フナラバ、其必要ナ理由
ヲ説明スルノガ當然デハナイカ、議員ノ質
問權ニ對シテ、ソレヲ尊重スルダケノ意思
ガナイト云フナラバ、ソレハ國務大臣ノ資
格ガナイト言ハナケレバナラヌ、私ハ其點
ニ付テ海軍大臣ノ説明ヲ要求致シマス、私
ノ質問ニ對シテ、海軍大臣ハ當然明白ナル
所ノ、私ヲシテ諒解セシムルダケノ御答辯
解ニナックタト思ヒマスカラ、願ハクバ明瞭ナ
ル御答辯ヲ願ヒタイ、尙ホ是ダケノ説明ニ
依テモ御分りデナイト云フコトデアレバ、
重ネテ御説明ヲ致スコトヲ私ハ否ム者デハ
ゴザイマセヌ、何卒私ノ重ネテノ質問ニ對
シテ御答辯ヲ願ヒマス

〔藤井達也君登壇〕

○藤井達也君 私へ此際議事進行ニ關シテ、議長ニ御尋致シタイト思フノデアリマス、何故カト先程「ロンドン」條約ニ關スル職工ノ給付公債六百八十一條約ニ關スル職工ノ給付公債六百八十萬圓ノ問題ニ付キマシテ、我黨ノ武田徳三君ヨリシテ海軍大臣ニ對シテ質問ヲ致シタノデアリマスルガ、未だ明快ナル海軍大臣ノ御答辯モ承ル能ハズ、更ニ又民政黨ノ諸君モ御承知ノ通り、倫敦條約ト云フ此大問題ヘ現内閣ノ大使命デアリ、之ニ伴ウテ減税問題モ政黨内閣ニ取りテハ大問題トシテ居ルノデアリマス、然ラバ政府黨ト致シマシテ、又政府ト致シテモ、此倫敦條約ノ内容ニ關シ、此給付公債ニ關シテ野黨ラシテ十分論議ヲ盡サセルト云フコトハ、當然ノ義務デアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス（拍手）ソレノミナラズ交付公債ト云フコトニ關シマシテハ、他ノ問題ト異リマシテ、現内閣ハ非募債主義ト云フ事ヲ天下ニ標榜シテ居ルニ拘ラズ、幾多ノ公債ヲ發行致シ、或ハ失業公債ト云フ名目ノ下ニ二千二百万圓ノ公債ヲ發行シテ見タリ、或ハ鐵道特別會計ニ於キマスル改良工事ノ公債千三百万圓ヲ發行シテ見タリ、或ハ樺太ノ事業公債ト稱シマシテ百三十万圓ヲ發行シテ見タリ、自黨ノ公債政策ノ根本ト云フモノヲ誤ルガ如キ政策ヲヤツテ居リマスルノニ加フル、此度更ニ又職工ノ手當ト致シマシテ、給付公債六百八十万圓ト云フモノヲ發行スルト云フコトニ付キマシテハ、現内閣ノ公債政策ト云フモノハ根本カラ破レタモノデアルト吾々ハ思フ位デアルノデアリマス、故ニ野黨ト致シテハ十分此問題ヲ論議スル責任ガアルト吾々ハ思フノデアリマス、而

君ヨリシテ海軍大臣ニ對シテ質問ヲ致シタノデアリマスルガ、未だ明快ナル海軍大臣ノ御答辯モ承ル能ハズ、更ニ又民政黨ノ諸君モ御承知ノ通り、倫敦條約ト云フ此大問題ヘ現内閣ノ大使命デアリ、之ニ伴ウテ減税問題モ政黨内閣ニ取りテハ大問題トシテ居ルノデアリマス、然ラバ政府黨ト致シマシテ、又政府ト致シテモ、此倫敦條約ノ内容ニ關シ、此給付公債ニ關シテ野黨ラシテ十分論議ヲ盡サセルト云フコトハ、當然ノ義務デアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス（拍手）ソレノミナラズ交付公債ト云フコトニ關シマシテハ、他ノ問題ト異リマシテ、現内閣ハ非募債主義ト云フ事ヲ天下ニ標榜シテ居ルニ拘ラズ、幾多ノ公債ヲ發行致シ、或ハ失業公債ト云フ名目ノ下ニ二千二百万圓ノ公債ヲ發行シテ見タリ、或ハ鐵道特別會計ニ於キマスル改良工事ノ公債千三百万圓ヲ發行シテ見タリ、或ハ樺太ノ事業公債ト稱シマシテ百三十万圓ヲ發行シテ見タリ、自黨ノ公債政策ノ根本ト云フモノヲ誤

モ一度職工諸君ト云フモノヲ解説致シマシタナラバ、將來ニ關シテ幾多ノ吾々ハ深憂ヲ抱カネバナラヌノデアリマス、何故カト申シマスナラバ、若シ此「ロンドン」條約ノ結果トシテ此職工諸君ト云フモノガ海軍工廠ラル去ルヤウナコトニナリマシタ際ニ

ハ……

〔發言スル者アリ〕

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○藤井達也君（續） 將來若シコレ世界ノ大勢ガ一大變化ヲ來ス其結果ト致シマシテ、再び是等ノ職工諸君ト云フモノヲ使用スルト云フコトニナリマシテモ、海軍ノ建造能率ニ於キマシテ洵ニ吾々ハ幾多ノ困難ヲ來

此問題ヲ論議サセルト云フコトハ、民政黨諸君ハ言フマデモナク、内閣閣僚諸君ノ一大義務デアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリ

マス、例ヘベ此交付公債ニ關係致シマシテ、此交付公債ナルモノヲ、政友會ガ主張スル如ク、所謂減税案ニ使用致シマシタル一億三千四百万ノ金ノ中カラ此金ヲ給付シナイノデアルカ、是ナドハ洵ニ重大ナル問題デアルト思フノデアリマス

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○藤井達也君（續） 此點ヲ簡單ニ明カニシテアルト思フノデアリマス

吾ハ調べル譯ニハ參リマセヌ
「ソンナ議事進行ガアルカ」「議長注意シロ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○藤井達也君（續） 此點ヲ簡單ニ明カニシテアルト思フノデアリマス

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

各委員會デ、本議場デ御演説ニナッテ居ルノデアリマス、是ガ私ハ甚ダ不思議ニ堪ヘナシテ、且又民政黨ノ天下ニ聲明シタル公約ヲイノデアル……（ソレガ議事進行カ）ト呼ブ者アリ）……是ハ重大ナ問題デアリマス、此點ヲ論議シナケレバ議長ノ執ツタ處置ト云フモノガ不當デアルカ不當デナイカヲ吾吾ハ調べル譯ニハ參リマセヌ

「ソンナ議事進行ガアルカ」「議長注意シロ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○藤井達也君（續） 此點ヲ簡單ニ明カニシテアルト思フノデアリマス

〔發言スル者多アリ〕

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○藤井達也君（續） 是ハ決シテ選舉ニ利用スルモノデハナイ、倫敦條約ノ條文ニ基イテ、且又民政黨ノ天下ニ聲明シタル公約ヲ履行スル爲ニ負擔ノ輕減ヲ圖ランガ爲ニ、地租ノ改正、或ヘ其他ノ改正ヲ斷行シタモノデアルト御演説ニナッテ居ル、サウスルト何カ倫敦條約ニハ國民負擔ノ輕減ヲナケレバナラヌト云フヤウナ文句ガアルヤウニシテ、且又民政黨ノ天下ニ聲明シタル公約ヲイノデアル……（ソレガ議事進行カ）ト呼ブ者アリ）……是ハ重大ナ問題デアリマス、此點ヲ論議シナケレバ如何ニモ倫敦條約ノ條項ト云フモノマス——倫敦條約ハ御五國家ノ大問題デアリマス——倫敦條約ハ御五國家ノ大問題デアリマスカラ、此問題ダケハ簡單入デ以テ津々浦々ニ御宣傳ヲ爲ス、テ居ル大問題デアリマスカラ、此問題ダケハ簡單ニ申上げマスカラ、御聽取ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○藤井達也君（續） 此點ヲ簡單ニ明カニシテアルト思フノデアリマス

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

臣ヨリ其答辯ヲスパリト立派ニ承リタカ

タノデアリマスガ、然ルニ此事ヲ言ハナイ

六三五

（テ）現内閣ノ與黨諸君ト云フモノガ、質問打切フタカラ此騒ギガ起フタノデアリマス、其問題ヲ吾々ガドウシテモ、諸君ニ質問セネバナラヌノハ當然デアルト言ハネバナラヌノデアリマス、何カ言フト民政黨ノ人ハ、國民負擔ノ輕減ト云フコトハ倫敦條約デ決メテ來タノデアルカラ、國民負擔ノ輕減ヲヤナケレバ直ニ國際法ヲ破り、或ハ倫敦條約ヲ破壊スルモノデアルヤウナコトヲ總理代理其他ノ閣僚ガ話スノデアリマス、倫敦條約ニハ其様ナ條項ガナイコトヲハッキ致サナケレバ海軍大臣ニ對スル武田徳三郎君ノ質問モハッキリセヌト思ヒマスカラ、私ハ之ヲ由述ベルノデアリマス、諸君、條項ノ中ニハ次ノヤウナコトガ記載サレテ居リマスルカラ、能ク是ハ朝野共ニ研究シテ置カネバナラヌコトデアルカラ茲ニ申シマス

致スコトヲ希望シテ居リマスケレドモ、海軍々縮ニ依フテ得マシタ金ヲ、必ズシモ國民負擔ノ輕減ニ向ケネバナラヌナド、云フ條項ハ一句一言モ書イテ居ラヌノデアリマス、要ハ軍備ノ爲ニハ成ベク金ヲ使ハナイデ、負擔ハ輕クシ、或ハ其金ヲ以テ國民負擔ノ輕減ヲスル必要モアリマセウ、或ハ寧ロ政友會ノヤウニ產業立國ノ政策ニ依フテ、國民ヲシテ其幸福安寧ヲ計ル所ノ產業政策ニ之ヲ用ヒマシテモ、少シモ差支ナイモノト斷言シテ憚ラヌノデアリマス、然ルニ此事ヲ恰モ民政黨ノ諸君ガ何カ知ラ國民負擔ノ輕減ニダケ向ケナケレバ倫敦條約ニ反スルヤウニ宣傳致シテ國民ヲ欺クガ故ニ、間違ガ起ルノデアリマス、若シ倫敦條約ガ私ノ説明ガ確實デアリマスカラ、此度ノ給付ハ必ズシモ此モノヲ公債デ募集スル必要ガナイノデアル、倫敦條約ニ依フテ減稅財源ハ實際ハナイケレドモ、アルト宣傳シテ居ル所ノ一億三千四百万圓ノ中カラ六百八十万圓ヲ切下ゲマシテ之ヲ職工諸君ニ與ヘタ方ガ正シイモノト私ハ固ク主張スルノデアリマス、之ガ大問題トナリマシテ武田徳三郎君ガ質問シタケレドモ、海軍大臣ノ明確ナル答辯ガナカツタノデアリマスガ、更ニ我黨ニ於テハ此問題ニ關シテ私ヤ中村君ガ更ニ十分ナル討議ヲ致シタイト考ヘテ質問通告シテ居タニ拘ラズ、民政黨ノ方デハ之ヲ打ち切ルヤウナ動議ヲ出シ、而モ議長ハ其際吾ノ多數ガ異議アリヽト言フ其聲ヲ掛ケノ言ヒナリ放題ニナックコトハ、謂ハゞ議長ハ全ク吾々ノ議長ニアラズシテ、民政黨ノ

アリマス、アノ當時ノ我黨ノ代議士諸君ト云フモノハ、少クトモ吾々ハ三十名以上アタト云フコトヲ確實ニ自擊シテ居ルノデアリマス、左様目撃ヲ致シマスレバコソ、私ハ書記官長ノ脇ヘ參リマシテ、三十名以上アル、異議ヲ申立テタ以上ハ議長ハ此異議ヲ認メネバナラヌト云フコトヲ飽クマデ要求シタニモ拘ラズ、知ラヌ顔デ以テ遂ニ吾吾ノ主張ヲ無効ニシタト云フコトデアリマス、議長自ラ民政黨諸君ノ所謂走狗ニナッタバカリデナク、吾々ノ權能ヲ無視シタモノナリト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、此問題バカリデハアリマセヌ、更ニ製鐵所問題ニ關シマシテ紛擾ノ内ニ政府委員ノ説明ガアリ、政府委員ノ説明後委員付託ニ對シテ尙且ツ吾々ハ異議ヲ唱タニモ拘ラズ、其當時ニ於キマシテハ明瞭ニ我ガ黨ノ代議士諸君ハ誰人カラ見マシテモ三十名以上居タニモ拘ラズ、又再び吾々ノ主張ヲ阻止シタド云フニ至リマシテハ、殆ド小山副議長ト云フモノハ民政黨ノ代表者トナッテ、此議長ノ椅子ニ腰ヲ掛けテ居ル人形ノヤウニ思ハザルヲ得、ナイノデアリマス、此度ノ問題バカリナラバ、吾々ハ文句ヤ異議ヲ申シマゼヌ、ケレドモ無産黨ノ諸君スラモ小山副議長ノ横幕ニ對シテハ非常ナル反対ノ意思ヲ曾テ表明致シタコトモ御承知ト思フノデアリマス、無産黨ト云フ少數黨ニ對スル壁迫モ致シテ、小山副議長ハ彈劾サレルヤウナ行動ヲ執リ、重ネテ本日ニ於テ吾々在野黨ニ對シマシテ彈壓ヲ加ヘテ、吾々議員ノ權能ヲ無視スルト云フコトデアリマスナラバ、吾々ハ之ヲ副議長トシテ戴ク譯ニハ參ラヌノデアリマス、全ク民政黨ト通謀致シ

マシテ、此議事ノ進行ヲ寧ロ妨ガテ居ル者
ハ副議長ナリト言ハザルヲ得ナイノデアリ
マス、要スルニ民政黨ノ諸君ト云フモノ
ハ、此倫敦條約ト云フ重大ナル條件、而モ
此問題ニ關聯致シマシテ生ジマシタ海軍ノ
職工諸君ニ關スル給付公債ト云フヤウナ重
大案件ト云フモノヲ簡單ニ取扱テ、而シテ
吾々ガ國民ニ訴ヘントスル所ノ主張ト云フ
モノハ、全然蔑ロニ致シ、無視致シタモノ
デアリマスカラ、寧ロ民政黨ト云フモノハ
倫敦條約ヲ輕視シタバカリデナク、國民ノ
所謂敵デアルト吾々ハ考ヘザルヲ得ナイノ
デアリマス、ドウカ此見地ヨリ致シマシ
テ、議長ニ於テハアノ吾々ニ執リマシタ不
法ノ態度ト云フモノヲ今後御改メ下サフテ、
最モ嚴正公平ヲ以テ、此議場ノ御支配アラ
ンコトヲ深ク〜私カラ熱願致ス次第デア
リマス、要ハ議長ノ公平ナル態度ト云フモ
ノヲ今後飽クマデ確守セラレンコトヲ切ニ
望マザルヲ得ヌノデアリマス

大ナル惡例ヲ貽シタモノデアルト私ハ確信致スノデアリマス、此貽シタ惡例ハトト紙ニ印セラレタル此汚點ハ、最早拭去ルコトガ出來ナイノデアリマス、併ナガラ此惡例ヲ作リタル民政黨ノ諸君、纏テ或ハ一週間以内ニ野黨トモナルベキ所ノ運命ニ現在置カレテ居ル民政黨ノ諸君、遠クトモ數旬ナラズシテ野黨トナラルベキ、而シテ一度總選舉ヲ吾黨ノ下ニ於テ爲サレタル曉ニ於テハ、雲散霧消スベキ新米議員ヲ多數包含セラレテ居ル所ノ民政黨ノ諸君ガ、議長ト共ニ此重大ナル惡例ヲ貽シタト云フコトヲ悟ラズシテ、此儘ニ此態度ヲ續ケラレテ改メナイナラバ、我國衆議院ノ將來ノ爲ニナル不安ヲ諸君ト共ニ感ズルト同時ニ、來ル十日始メテ本院ニ靜ニ々々出席セラレナケレバ、其健康ガ保持セラレナイト、醫師ノ嚴命ヲ受ケテ居ル所ノ濱口總理大臣ノ出席ヲ前ニセラレテ、或ハ民政黨幹部諸君ノ重大ナル責任ヲ生ズベキコトヲ、私ハ敢テ申上ダナケレバナラナイノデアル、吾々ノ節制ヲ守ッテ、禮儀ヲ盡シテ、立憲政治家トシテハ出來得ル限り、反對黨總裁ニ對スル所ノ……

シテ、出来得ル限リ私共ハ反對黨ノ議員ト
今マデ心掛ケテ居ルモノデアリマス、諸君、
民政黨ノ幹部諸君、諸君ハ新米多數議員ノ
諸君ノ共鳴ニ依ツテ、與黨黨内ノ結束ハ今日
甚ダ不安ニナツ居ルカラ、此結束ヲ鞏固ニ
スル目的ヲ以テ爲サレタリト考ヘラレルガ
如キ、今日ノ此横暴ヲ繰返ス以上ハ、私共
ハ甚ダ遺憾ナガラ反對黨議員トシテノ本領
ヲ十分ニ發揮シテ、諸君ト飽マデモ鬪ハナ
ケレバナラナイト云フ結果ニ相成ラケレ
バナラナイト云フ、私共ノ此心情ヲ諸君ニ
告白スルコトヲ、私ハ甚ダ遺憾ニ考ヘル者
デアリマス、自覺セヨ、目覺メヨ、民政黨
ノ諸君、眞ニ目覺メヨ、病首相ヲ擁シテ、
其病首相ノ出席、來ル十日ニ迫シタ今日、敢
テ此横暴ヲ何ノ爲ニ諸君ハ爲サレルノデア
ルカ(拍手)諸君、野黨ノ議員タル私共マデ
ガ、病首相ノ御病狀ニ對シテハ満腔ノ憂ヲ
持ツテ居ルノデアリマス、然ルニ其病首相ノ
登院ヲ直前ニシテ與黨ノ幹部ハ、議員諸君
ハ、果シテ病首相ノ身ノ上ヲ思フ誠意アリ
ヤ、熱意アリヤト私ハ疑ハザルヲ得ナイノ
デアリマス(拍手)若シ諸君ニ其誠意ト、其熱
意ト、總裁ヲ擁護セラレル所ノ、總裁愛護
ノ觀念トガアレバ、其總裁出席ヲ目前ニセ
ラレタ今日、諸君ガ此横暴ナル戰ヲ敢テ野
黨ニ挑ムガ如キ亂暴ナル態度ヲ、諸君ノ選

出セラレタル副議長ト共ニ爲サル、モノナデ
ハナイト云フコトモ、亦吾々トシテハ想像
ニ難クナイノデアリマス（拍手）私共ハ何處
マデモ人間要ノ（「何ヲ言ヌテルノダ」ト呼フ
者アリ）眞情ヲ發揮シテ——與黨ノ諸君ガ自ラノ政權維
持慾ノ爲ニ敢テ虐待スル所ノ濱口總理ヲ、
野黨ハ何處マデ穏カニ待遇シ、出來得ル限
リ勞ハルカト云フ所ノ私共トシテノ赤誠ヲ
發揮スベタ、眞ニ努メ居タ所ノ、此吾々
ノ苦衷ヲ諸君ニ懇ヘテ、而モ其苦衷ノ存ス
ル吾々ニ對シテ、諸君自ラ言掛リ付ケタ
ノデアルカラ、濱口總理ノ出席ノ直後ニ於
テ吾々ノ意ノアル所ハ那邊デアルカ、國民
ト共ニ勞ハルモノヲ勞ハリツ、此誤リタ
ル現内閣ノ政策ヲ正道ニ戻シテ、多數横暴
ノ力ヲ挫イテ、國民生活安定ノ爲ニ、ドノ方
向ニ向ツテ進ムカト云フコトニ付テハ、無理
ニ諸君カラ挑戦セラレタ今日、私ハ甚ダ迷
ハザルヲ得ナイノデアル、諸君ニシテ自ラ
改メズンバ、吾等ハ遂ニ吾黨内ニ於テモ主戦
論ヲ高唱シツ、自ラモ矢直面ニ立ツテ、諸君
ト共ニ相見エナケレバナラナイト云フコト
ヲ、御警告申上ゲナイ譯ニハ參ラヌノデア
リマス

シテ戰ヒ得ル、多數黨ノ威力何處ニアリヤ、
ノ模様ハ一體何デアルカ、二百七十ノ多數
ヲ擁シテ此様ハ何ンダ、横暴以外ニ何モノ
モナイデハナイカ、横暴ノ力ハ遂ニ吾等一
人ノ勇氣ニ及バザルコトヲ、諸君ハ數日ヲ
出デズシテ體驗セラレルデアラウ、又諸君
ニ重ネテ御警告申上ゲナケレバナラナイ、
私ハ本日ハ嚴ニ民政黨幹部以下黨員諸君ニ
御警告ヲ申上ガル、此態度ヲ改メズンバ、
此横暴ノ力ヲ以テ乘切ラウトスル所ノ態度
ヲ、遂ニ諸君ニシテ改メズンバ、吾等ハ遂
ニ最後ノ決意ヲ以テ諸君ニ臨マネバナラヌ
ト云フコトヲ、吾々ハ心ノ奥底カラ諸君ニ
御警告ヲ申上ゲル、次ニ本日ノ此議場ニ於
テ、恐ラク衆議院ニ於テハ前例ナシト考ヘ
ル所ノ横暴ヲ取テ爲シタル所ノ小山副議長
ニ對シテモ、此惡例ヲ貽シタル所ノトト與黨
ト共謀シテ、與黨ト通謀シテ惡例ヲ貽シタ
ル所ノ其責任ヲ糺弾シ、尙ホ嚴カニ其將來
ヲ戒メナケレバナラヌト云フコトヲ私ハ重
ネテ申上ゲテ、私ノ議事進行ヲ終リマス（拍
手）

セヌ、議長ハ席ニ在リマシテヘ、之ヲ信念トシテ其職ヲ行テ居ルノデゴザイマス、右御諒承ヲ乞ヒマス(拍手)尙ホ議事進行ニ關シテ一松定吉君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リ

マス、此際之ヲ許シマス

〔松定吉君登壇〕

松定吉君

シテ、議事ノ進行ニ付テ私ノ考ヲ申上ゲ、
政友會ノ諸君ニ警告ヲ與ヘルト同時ニ、議
長ニ對シテ一言希望ヲ述ベルノデアリマス
(拍手)諸君、本日倫敦海軍條約實施ニ伴フ、
海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法
律案ニ關シマシテ、政友會ノ武田徳三郎君
ガ政府ニ對シテ……

〔發言スル者多シ〕

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願セマス

○一松定吉君(續) 種々御質問ニナリマシ

タニ付テハ、吾々ハ相當權威アル御質問ナ

リト考ヘテ暫ク傾聽致シテ居ツタノデアリ

マスガ、同君ノ質問タルヤ、今マテ本會議議

若々ハ豫算總會、或ハ減稅委員會等ニ於テ、
又支那、諸省ノ政二司槩反トシテ、

政友會人諸君が數十回線返サレタエトヲ此
更二二六一 案文六一三一ツアーフアーナ

ニ……
壇上ニ於テ絶遊スノミテアタノテアリ、
ス(拍手)ソレバカリデハアリマセヌ、徒

〔發言スル者多シ〕

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○一松定吉君(續) 速記録ヲ朗讀シ、徒ニ

議事ノ引延シニ是レ努メテ居タノアリマス(ノーノー)斯ノ如キコトハ、全ク議事ノ進行ヲ妨害スルモノデアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)政友會ノ諸君ガ、若シ此問題ニシテ諸君ノ主張セラルルガ如ク、眞ニ重大ナル問題デアルトスルナラバ、何故百七十人ノ議員中三十名足ルカ足ラヌノ議員ヲ残シテ退場シタノデアルカ、斯ノ如キコトガ眞面目ニ國政ヲ論議スルト云フコトガ出來ルモノデアルカドウカ(拍手)眞ニ諸君ガ眞面目ニ國政ヲ論議スルナラバ、又此議案ガ左様ニ重大ノ案件デアルナラバ、政友會所屬ノ總テノ諸君ガ席ニ就テ、バナラヌデハナイカ(拍手)然ルニ武田君ヲ慎重ニ此問題ヲ論議スルコトニ努メナケレバ、居ルト云フガ如キコトハ、他ハ皆退席シテアルカ(拍手)斯ノ如キ舉動ハ、眞面目ニ國政ヲ審議シテ居ルモノデアルト言ハレテモ、國民ニ對害スルモノデアルト言ハレテモ、國民ニ對居ルト云フガ如キコトハ、眞面目ニ國政ヲアルニ本案ヲ重大ナル問題ナリト唱ヘナガラ、徒ニ議席ヲ離レテ、僅カノ者ガ居残シテシテ一言辯解ノ辭ハナイデアラウ(拍手)然ルニ本件ヲ重大ナル問題ナリト唱ヘナガラ、徒ニ議席ヲ離レテ、僅カノ者ガ居残シテ居ルバカリデナク、或ハ政友會議員ノ如キラルルガ如キコトハ、何タル不謹慎デアルス(拍手)強調シテ、流會セシメント圖シテ居ルニ本件ヲ重大ナル問題ナリト唱ヘナガラ、徒ニ議席ヲ離レテ、僅カノ者ガ居残シテ居ルバカリデナク、或ハ政友會議員ノ如キラルルガ如キコトハ、何タル不謹慎デアルス(拍手)然ルニ此點ニ對シ我黨ノ同志作田君ガ、質疑打切ノ勧議ヲ出シタニ對シテ、諸君ガ異議ヲ唱ヘテ、之ヲ院議ニ諸フニ至ラシメタル結果ハ如何デス、諸君ハ自ラ異議ヲ唱ヘナガラ、記名投票ニ當リ故意ニ時間ヲ引延シテ、徒ニ議事遲延ニ向シテ努力シテ居タデハナイカ、斯ノ如キ不熱心、斯ノ如キ不誠意ヲ以テ議事進行ヲ云々スル資格ガ何處ニアルカ(拍手)吾々ハ今少シク眞面目ニ國政ヲ審議シテ貰ヒタイノデアル、諸君、斯ク申ス只今ノ場合ニ於テモ、政友會諸君ノ不眞面目サハ如何デス、政友會百七十人ノ議員中、僅カ五十人足ラズガ席ニ著イテ居ラレルノデハナイカ、是デ議事ノ進行ニ付テ、眞ニ國家ノ爲ニ憂フルト云フ事ガ言ヘルノデアリマセウカ、政友會諸君ガ本當ニ國家ヲ憂ヘ、國政ニ力ヲ盡サントナラバ、モウ少シ眞面目ニ議事ノ進行ニ付テ努力シナケレバ、政友會ニ對スル國民ノ信任ハ益、地ヲ拂フデアラウト考ヘルノデアリマス(拍手)ソレバカリデハアリマセヌ、今日諸君ガ色々議事ノ引延シ、若クハ議事ノ妨害ヲスルガ爲ニ、政府ノ重要法案ハ遲々トシテ進マズ、甚シキハ議員ノ提出シタル幾多ノ法律案ノ如キモ、僅ニ數件ガ委員會ニ移サレタノミデ、其多クハ毎日議事日程ノ上ニ曝サレテ居ルデハアリマセヌカ、這ハ

友會諸君ガ、熱心ニ議事ヲ審議スル誠意ガ、ナイカラ、デアリマス（拍手）此場合ニ於テ我黨ガ議事ヲ進行スル爲ニ質疑打切ノ動議ヲ出シ、又議長ガ其意味ニ於テ、諸君ノ異議ニ對シテ成規ノ數ヲ缺イテ居ルコトヲ理由トシテ之ヲ採用シナカツタ云フ事ハ、當然合法的ノ處置デアルト言ハナケレバナリマセヌ（拍手）ソレニ何ゾヤ、津雲君ナドハ吾黨ガ不當ナコトデモヤツカノヤウニ、牽強附會シテ、此壇上カラ、民政黨議員ニ向ヒテ脅迫ガマシイ言論ヲ弄セラレタルガ如キハ、紳士トシテ執ルベキ行動デナイト私ハ斷言スルノデアリマス（拍手）政友會諸君ヨ、今少シク合法的ノ行爲ニ出デテハ如何デアルカ、政友會ノ諸君ハ、或ハ暴力ヲ用ヒ、或ハ腕力ヲ以テ議事ノ進行ヲ阻碍シ、我黨方合法的ニ議事ノ進行ヲ圖レバ、其合法的ノ事ニ對シテ……

速カラソコトヲ希望シ、此點ニ對シテハ諸君ニ劣ルコトナク、大ニ努力シテ居ノデアリマス、政府當局又吾等ト所見ヲニシテ、慎重考慮ノ結果、國民熱望ノ救護法ヲ一日モ早ク實施センガ爲ニ、財源捻出ノ方法トシテ今日日程ニ上サレテ居ル所ノ競馬法中改正法律案、或ハ牧野法律案ノ如キ重要法律案ヲ提案シテ居ルト云フコトハ、諸君ノ知ラル、通リデアリマス、左レバ真ニ諸君ガ救護法實施ヲ一日モ速カナラシメント思フナラバ、是等重要法律案ヲ日程ニ上シテ、十分審議ヲ盡シ、財源ノ捻出ヲ圖リ、一刻モ速ク諸君ノ希望ニ副フヤウニ努力シナケレバナラヌデアリマセヌカ、然ルニ吾黨ガ、此重要法律案ニ付テノ審議ニ入ルコトニ努力セントスレバ、モウ今日ハ是デ止メテ云フ如キ事ヲ色々持込ンデ來テ、議事ノ進行ト云フ事ヲ少シモ圖ラナイデハナイカ、斯ノ如キ事デハ諸君ハ徒ニ議事ヲ引延シ、總テノ案件ニ對シテ議事ヲ進マセナイ様ニ努メルモノデアルト言ハレテモ、辯解ノ辭ハナイデハナイカ（拍手）是ニ於テ吾々ハ止ムナク合法的方法ニ依リ議事進行ニ努力スル其一つノ方法トシテ、作田君が合法的質問打切ノ動議ヲ出しシ、議長ガ之ニ對シテ採用言ハナケレバナラヌノデアル（拍手）吾々ハ今後若シ政友會ノ諸君ガ、今マデト同ジ

○原惣兵衛君致シ、引續キ考ヘルノデアラ出テ御出デニナルナラバモ百名ニ足ラアルカト云ハラ左様ナ問題ハ、吾々ニ對民政黨自身ガラヌト謂ハナ

議長ノヤツタ行

不法ナル手段ニ依リ、徒ニ議
唯倒閣ノ具ニ供セントスルガ
態度ニ出ルニ於テハ、合法的
シテ合法的ノ處置ニ出デラレ
シテ已マナインデアリマス
シマセヌカラ、議長ニ於カレ
猛然トシテ所信ヲ斷行スル
政友會ノ諸君ヨ、今日マデノ
來大ニ戒慎シテ、國家ノ爲
本分ヲ盡サレンコトヲ希望シ
ス（拍手）
〔山松壽君〕 議事進行ニ關シテ
一ツノ勵議ヲ提出致シタイト
リマス、只今民政黨ノ大阪カ
ニナル一松君ノ議事進行ニ付
先づ定足數ヲ缺イタ、若シ定
吾々ニノミ責任ガアルト仰セ
、民政黨二百七十人ガ、而
ナカッタ云フコトハ何事デ
ナクテハナラナイ、デアルカ
大ナル責任ヲ負ハナクテハナ
ニ付テ、定足數ノ問題ニ付テ
ケレバナラヌノデアル、而モ
シテ言フニアラズシテ、自ラ
馬ス——原惣兵衛君
〔山君登壇〕

ウナコトヲ、一松君ハ仰セニナリマシタガ、苟モ其數ニ缺クル所ガアリ、若クハ定足數ノソレダケノ問題ニ對シテノ吾々ノ理由モ或ハツノ異議アリト云フ動議ニ對シテ吾吾三十名ト云フモノノ本當ニ的確ニ其數ガアツモノヲナイトシテモ、尙且合法的デアルト云フヤウナ、論理ハ何處カラ出テ來ルノデアルカト言ハナクテハナラヌノデアル、而モ本日此議院ニ上程スル以前ニ於テ、民政黨ハ兎ニ角、吾々ノ考ハ、此競馬法竝ニ牧野法ト云フ、此法律案ダケが必要ナングダ、デアルカラドウカ是ダケハ上サシテ吳レ、バ是デ宜イノダト、民政黨ハ勝手ナコトヲ言フタヂヤナイカ、抑、此競馬法、牧野法ト云フモノダケヲ上程サシテ吳レ、日程變更ヲシテ第一ニ出シテ吳レ、是ダケ出シテ吳レ、バ宜イノダカラ先ヅ出シテ吳レト云フカラ、吾々ハ日程ヲ進メルナラ、順序正シク第一カラ行クベキモノデアルニ拘ラズ、而モ此牧野法案、競馬法案ナルモノ、或今度ノ改正ノ目的ガ財源ニ盡キタ爲ニ、或ルーツノ競馬ノ馬券力ニ依リ、救護法ノ財源ヲ造ルヤウナ、左様ナ法案ヲ日程ヲ變ヘテ、先ヅ出シテ吳レト云フ所ニ大ナル不純ガアルカラ、吾々ガ反對ヲシタノデアル、其理由ハ言ハナイデ以テ、今ヤ吾々ノ審議ニ賛成セナイトハ何事デアルト云フヤウナルトカ、斯ウ云フモノヲヤルニ拘ラズ、之

コトヲ、一松君ハ勝手ナコトヲ言ハレタガ、民政黨ノ幹部ハ「トシテ斯ウ云フモノ、内容ヲ解シテ居ナカッタ、唯競馬法ヲ上程スレアルカラ今ヤ此重大ナル日程ニ上ツテ居ルバ宜イト云フコトガ民政黨ノ幹部ノ意志デアルト言ハナクテハナラヌデハナイカ、デアルカラ今ヤ此重大ナル日程ニ上ツテ居ル國務ニ對シテ、吾々ガ極ク熱心デアルト云フヤウナコトヲ、盛ニ言ハレルガ、抑、民政黨ノ立場ハ、救護法案ノ財源ヲ造る爲ニハ、一ツ競馬法ヲ改正シテ、其馬券ノ力ニ依テ、賭博ヲサシテ、サウシテソレニ依シテ、其總デノ救護法案ノ財源ヲ得ント云フ所ノ、一ノ術策ニ盡キタ所カラ、此問題ヲ出シテ來テ、サウシテ是サヘ上セテ吳レ、バ宜イト云フコトガ、民政黨ニ今日殘テ居ル大ナル魂膽デアルト言ハナクテハナラヌデハナイカ、デアルカラ吾々ドノ點カラ推シテモ所謂誠心誠意、國務ニ熱心ナルモノデナカッタト云フコトヲ明白ニ吾々第一點ニ立證シナケレバナラヌノデアリマス（拍手）ソレカラ私ハ先ツ此議事進行ニ付テ申上ゲナケレバナラヌ所ノ根本ハ何處ニ在ルカト申セバ、本日ノ倫敦ノ海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル、是ハ一體關スル關スルト云フ其事自體ニ大ナル疑問ガアルデハナイカ斯様ナ日程第十三ノ法案ヲ御出シナサレテ、而モ之ガ倫敦條約ノ結果カラ、始メテ國民ニ重大ナル減稅ヲ爲スト云フ半面ニ於テ、而モ海軍ノ此職工ノ關ス

云フコトハ一面ニ減税ヲ叫ビツ、此誠ル所ノ職工ニ對シテ借金ヲシテ、サウシテ此金ヲ拂フト云フヤウナコトガ、第一根本ニナル矛盾ガアルノデハナイカ、デアルカラセナクテハナラヌノデアル、斯ウ云フコトガ今日ノ此日程第十三ノ全體ニ關係スル所ノ減税案其他ニ關係スル此法案ニ付テ、吾々ガ質疑ヲ爲サントスル時ニ於チ、而モ僅カ一人ノ武田君ニ質疑ヲ許シテ、以テ横暴ノ力ヲ以テカラニ、之ヲ打切ルト云フコトハ、何トシテモ民政黨ハ誠意ナキ、横暴ナルヤリ方デアルト謂ハナクテハナラヌノデアリマス(拍手)若シ是ガ一松君ガ言フガ如タニ、合法的デアルカラ宜イノダ、吾々ハ政治上ノ問題ニ付テ、武田君ノ内容ガ果シテ委員會其他ニ關係ヲシテ居タカ、或ハ再ビ言ウタカハ別トシテ、少クトモ武田君ノ質疑、第二段ニ續イテ、第三段ニ續イテノ此重大ナル法案ニ對シテ、首相代理、即チ幣原君マデ、此齋ニ列シテ本案ヲ議セナケレバナラヌト云フ此重大法案ニ對シテ、僅カ一名ノ質疑ヲ以テ打切ルト云フヤウナコトハ、實ニ與黨ノ態度ハ、之ヲ以テ横暴ニアラズシテ何ゾヤト謂ハナタデハナラヌノデアル(拍手)デアルカラ、私等ハ果シテ武田君ノ質疑ノ内容ガ、二重ニナッテ居ルカラ、一松君ノ言フ通りニイケナイト云フヤ

ウナ理由ヲ以テ、之ヲ打切ルト云フヤウナ、
ソソナ根據ガ何處カラ出テ來ルノデアル、
少クトモ武田君ガイケナケレバ、第二段、
第三段ノ我ガ質疑者ガアルナラバ、其質疑
ヲ聽イテ見ナケレバ、本當ノ内容ガ分ラナ
イト言ハナクテハナラヌ(拍手)然ルニ此質
疑ヲ打切ッテ、而モ進ンデ此問題ニ付テ、其
當時モ私ガ言ウタノハ、民政黨ノ二百七十
ノ諸君ガ、其當時何ボデアッタカト言ウタナ
ラバ、其當時ハ八十六名(「違フ違フ」ト呼
フ者アリ)吾々政友會ノ全體ガ四十五名、即
チ全體ヲ合セテ、其率カラ行キナサイ、吾
吾百七十名ノ中ノ四十名ト、二百七十名ノ
多數ノ中ノ八十六名ト、果シテ率カラ數ヘ
タラ、民政黨ノ方ガズット少ナイト言ハナク
テハナラヌノデアル(拍手)左様ナ定足數ノ
状態ニアッタカラ、私ハ議長席ニ上ッテ來テ、
書記官長ヲ通ジテ、如何ニモ少ナイ、本當
ニ定足數ヲ缺イテ居タト云フコトハ、與黨
ノ幹部ノ進行係ノ、此處ニ上ッテ來ル山田毅
一君等モ認メテ居タ、事實其後初メテ其議
題ガ済ンダ時分ニドヤ／＼ト入シテ來ラレ
テ、今コソ少クトモ百五十八位ニ達シテ居
ル、併ナガラ其當時ハナカツタ、ソレハ間違
ガナイ、デアルカラ若シモ定足數ヲ缺イタ
ト云フコトニナッタナラバ、ソレコソ吾々
ハ重太ナ事デアルト思フ、先づ此立憲政
治ニ於ケル、憲法政治ニ於ケル所ノ根本
據文カラ吾々ハ調べテ、如何ニ定足數ヲ缺

クト云フコトが重大デアルカ、此憲法ノ本旨ニ反シテ居ルコトカテ私ハ申上ガオケレバナラナイノデアリマス、憲法第四十六條ニハ「兩議院ハ各、其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス」即チ憲法ノ四十六條ノ條文ハ極メテ重大デアル、デアルカラ定足數ヲ缺イタト云フコトガア、タナラバ、ソレコソ其議題全體ノ審議ト云フモノハ根本カラ無效ニナルト云フコトハ論ヲ俟タナイノデアル、而モ之ニ伴ウテ我議院法第二十二條ニ於キマシテハ「全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス」トアル、即チ全院委員會ハ議員三分ノ一以上居ナケレバナラヌト云フコトハ、此議院法二十二條ニ明白ニ規定シテアル、デアルカラ少クトモ三分ノ一以上居ナクテハナラヌト云フニ拘ラズ全體ヲ合セテモ、定足數ヲ缺イタト云フコトハ、書記官長モ明白ニ其當時認メテ居ッタノデアリマス、而モ此條文カラ見マシテモ衆議院規則ノ七十八條ニハ「出席議員若定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ」斯ウ云フコトニナシテ居ル、デアルカラ私等ハ大イニ論議シ、大イニ諸君ノ反省ヲ促サント思ヒマシタガ、是デ終リト致シテ置キマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ是カラ原惣兵衛君ノ再議ノ動議
ヲ採決致シマス、原君ノ動議ニ賛成ノ諸君
ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者　起立〕
○副議長（小山松臺君）　起立少數、仍テ動
議ハ否決セラレマシタ、本日ハ是ニテ散會
致シマス

午後九時二十四分散會

クト云フコトガ重大デアルカ、此憲法ノ本旨ニ反シテ居ルコトカテ私ハ申上ガオケレバナラナイノデアリマス、憲法第四十六條ニハ「兩議院ハ各、其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス」即チ憲法ノ四十六條ノ條文ハ極メテ重大デアル、デアルカラ定足數ヲ缺イタト云フコトガア、タナラバ、ソレコソ其議題全體ノ審議ト云フモノハ根本カラ無效ニナルト云フコトハ論ヲ俟タナイノデアル、而モ之ニ伴ウテ我ガ議院法第二十二條ニ於キマシテハ「全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス」トアル、即チ全院委員會ハ議員三分ノ一以上居ナケレバナラヌト云フコトハ、此議院法二十二條ニ明白ニ規定シテアル、デアルカラ少クトモ三分ノ一以上居ナクテハナラヌト云フニ拘ラズ全體ヲ合セテモ、定足數ヲ缺イタト云フコトハ、書記官長モ明白ニ其當時認メテ居タノデアリマス、而モ此條文カラ見マシテモ衆議院規則ノ七十八條ニハ「出席議員若定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ」斯ウ云フコトニナツテ居ル、デアルカラ私等ハ大イニ論議シ、大イニ諸君ノ反省ヲ促サント思ヒマシタガ、是デ終リト致シテ置キマス

去五日貿申捕右衛門君演說參照

家計費ヲ基礎トスル價格ヲ算出例

(統計局ノ家計費調査ヲ基)

聽取ノ方法ニ依ル米生産費調(農務局調査)

一 石當生產費

平均費

自

小

作

自作者ノ米生産費調べ（自大正十一年六年至昭和二年六年間）

農業會國農業經營部

農具	費產生的接直										費目	人收作稻反當	種目	年		
	小力	貨勞			諸材料	肥料			種子	單位						
		計	雇	家		計	入	購		玄米以外ノ副收入額	米金數量					
費計	費	人	族	費	入	購	自	代								
円 2.43	円 60.90	円 5.04	円 35.76	—	—	円 1.54	円 17.42	円 7.96	円 9.46	円 1.14	費產生當反一		大正十一年			
0.95	23.80	1.97	13.98	—	—	0.60	6.81	3.11	3.70	0.45	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	七四八	六九四五五八		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	七五七	七六〇六七八		
2.39	56.41	4.69	32.07	—	—	1.45	17.12	8.40	8.72	1.08	費產生當反一		大正十二年			
1.00	23.72	1.97	13.49	—	—	0.61	7.20	3.53	3.67	0.45	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	七五七	七六〇六七八		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	八二三	九一四二三四一四		
2.11	56.15	4.21	33.06	—	—	1.71	16.17	8.35	7.82	1.00	費產生當反一		大正十三年			
0.87	23.25	1.74	13.69	—	—	0.71	6.70	3.46	3.24	0.41	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	八二三	九一四二三四一四		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	八〇四	九六六八五六九六		
1.93	50.73	2.81	30.95	7.23	23.72	1.35	14.77	8.10	6.67	0.85	費產生當反一		大正十四年			
0.74	19.54	1.08	11.92	2.78	9.14	0.52	5.69	3.12	2.57	0.33	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	七三九	八七六二二五五三		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	七八三	八二三二二七〇一		
2.48	50.34	2.89	29.30	6.57	22.73	1.47	15.92	8.30	7.62	0.78	費產生當反一		昭和元年			
0.97	19.71	1.12	11.47	2.57	8.90	0.58	6.23	3.25	2.98	0.31	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	七三九	八七六二二五五三		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	七八三	八二三二二七〇一		
1.75	48.04	3.00	26.57	5.78	20.79	1.64	16.11	8.23	7.88	0.72	費產生當反一		昭和二年			
0.65	17.79	1.11	9.84	2.14	7.70	0.61	5.97	3.05	2.92	0.27	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	七八三	八二三二二七〇一		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	七七四	八四一四二五三三		
円 2.18	円 53.76	円 3.77	円 31.28	円 (三ヶ年平均) (6.53)	円 (22.41)	円 1.53	円 16.25	円 8.22	円 8.03	円 0.93	費產生當反一		六ヶ年平均			
0.86	21.30	1.50	12.40	(2.50)	(8.58)	0.60	6.43	3.25	3.18	0.37	引差ヲ入收副ノモルザカ	一石當生產費	七七四	八四一四二五三三		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引差ヲ入收副ノモルタキ	一石當生產費	七七四	八四一四二五三三		

資料 資考參										生引差額(ヨリ差額)	入出產キ	合計	接間的生産費					
										無有ノ餘剩(當反)	土地資本利子三分ノトキ	土地資本利子四分ノトキ	小計		本資地土利		公課	
										四分ノ場合	(自作)調査戸數	本調查ニ於ケル平均一石當米價	四	三	四	三	四	三
ヒタル臨時雇賃	農舍坪數	平均水田一反當賣買價格	反當所要勞働日數	平均水田經營面積	反當所要勞働日數	平均水田經營面積	反當所要勞働日數	平均水田經營面積	反當所要勞働日數	本調査ニ於ケル平均一石當米價	四分ノ場合	(自作)調査戸數	四	三	四	三	四	三
ヒタル臨時雇賃	農舍坪數	平均水田一反當賣買價格	反當所要勞働日數	平均水田經營面積	反當所要勞働日數	平均水田經營面積	反當所要勞働日數	平均水田經營面積	反當所要勞働日數	本調査ニ於ケル平均一石當米價	四分ノ場合	(自作)調査戸數	四	三	四	三	四	三
女	男	一円五四	二四坪	六七九円	二三步	一六〇	三一〇	二七三	二七五	(一)	二六三〇	一九四九	(一)	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九
一	一	一円四九	二五坪	六二九円	二一五	一五七	二二一〇	二二一〇	二二一〇	三一、九八	一五七	(一)	一三六四	七四五	(一)	一三六四	七四五	一三六四
一	一	一円五七	二四坪	六五一円	二一〇	二一〇	二二一〇	二二一〇	二二一〇	三八二二	二一七三	(+)	二一九六	九七七	(+)	二一九六	九七七	二一九六
一	一	一円五九	二二三	六七〇円	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	三七二四	一九一〇	(+)	一九一〇	一九一〇	(+)	一九一〇	一九一〇	一九一〇
一	一	一円五二	二七坪	六九五円	二〇九	二〇九	二三九	二三九	二三九	三四三一	九三	(+)	一六六	八七〇	(+)	一六六	八七〇	一六六
一	一	一円一〇	一四六	二四五	六二〇円	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	三〇四八	八八	(+)	二一八二	九〇二	(+)	二一八二	九〇二	二一八二
女	男	一	一円五三	二四四	六五七円	二一四	二一四	二一四	二一四	二三六〇	七六	(-)	三三二六	三二九	(+)	三三二六	三二九	三三二六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三二六	三三二六		三三二六	三三二六		三三二六	三三二六	三三二六

説明 一、本表ハ帝國農會ニ於テ調査シツ、アル米生産費資料調査中、自作者ノ各年別並ニ平均ヲ表セルモノナリ、本表中前三年ト後三年ノ間ニ生産費ノ支額ノ稍々大ナルハ種々ノ原因アルベキモ調査農家ノ變更ハ主タル原因之一也。二、就中昭和二年度ノ生産費ガ前年等ニ比シテ安ク現レタルハ、土地ノ價格ノ稍々低下シタルコト、勞働日數益ニ一日當貨錢ノ多少減少シタルコト等ニヨルベケレド、一石當生産費ノ安キハ反當收穫量ノ増加ガ主タル原因之一也。三、「收入ヨリ生産費ヲ差引キ剩餘ノ有無」(左表右端)ヲ見ルニ、平均シタル所ヲ見レバ、大正十一年十二年ハ損失トナリ、他ハ剩餘存スル様現レタリ、之主トシテ米價ノ高低ニ支配サレタルモノナルガ如シ。而シテ平均ニ於テ損失ノ年ニテモ個々ノ農家ニハ然ラザルモノアリ、剩餘ノ年モ亦同ジ、(例へば十四年ニ於テモ損失農家ニハセナリ)。四、本表ニハ北海道ヲ省ケリ。

昭和五年產米 玄米一石當生產費
帝國農會ニ於テ調査シツ、アル米生産費調査ノ昭和五年度產米ノ調査ハ全部完了、道府縣各都市ニ亘リ七七一戸ノ平均ハ左ノ如シ

一石當（自作者）

府縣平均
總戶數平均
二六、四〇
二六、一〇

而シテ右ノ計算ノ基礎タル反當收穫量及生產費左ノ如シ

二 生產額（反當）

直接的生產費(反當
種子 自給 購入 肥料代計

(三) 間接的生產費(反當)

農具	建物	諸稅諸負擔	土地資本利息	計
府縣平均	一、九八	二、〇二	一、六七	一、五五
總戶數平均	一、九八	一、九九	九、二一	八、九九
			二三、九四	二二、五八
			三五、八四	三五、一〇

(四) 全生產費(反當)
直接的生產

用
用
用

尙ホ種子、勞働ノ量ヲ示セバ左ノ如シ（反當）

種子量	勞動日數	家畜使役日數
種子量	勞動日數	家畜使役日數
府縣平均	三三合	一七、九
戶數平均	三三	二七、九
	日	日
	人	人
	計	計
家族	日	日
種人	日	日
	計	計
總	一、七	一、七
戶	二、一	二、一
數	三、二	三、二
平	三、三	三、三
均	二、二	二、二

種子量
家畜使役日數

府	縣	平均
戶數	三三	合
平均	一七、九	日
總	二七、九	加
	三三、一	日
	三三、一	日
	三三、一	日
	一、七	一

、本調査ハ稻作ヲ主トスル經營條件中
位ノ農家ノ自作者ニ關スルモノナリ
、家族努力ノ評價ハ稻作期ニ於ケル平
均日雇(勞當持參)ノ賃錢ニヨル
、自給肥料ノ評價ハ市價アルモノハ市
價ニヨリ市價ナキモノハ成分價ニヨリ
評價セリ

、土地資本利子ハ土地ノ賣買價格ニ年
四分ヲ乘シタルモノニシテ其ノ他ノ資
本(建物、農具)ノ利子ハ計上セズ
、諸稅諸負擔ハ稻作ノ負擔トナルモノ
ヲ算出セリ

土地ニ賦課サル、租稅、及土地資本利
子ヲ二毛作田ノ場合表作ト裏作ニ分割
スル方法ハ收益ニヨリ按分ス

今道府縣別玄米一石當ノ生產費ヲ示セ
バ左ノ如シ

北海道	二四、二三
青森	二七、〇二
岩手	二三、五五
宮城	二一、七一
秋田	二四、七三
福島	二三、二七
茨城	二一、五一
栃木	二四、八四
群馬	二四、〇四
埼玉	二三、三四
千葉	二八、二〇
東京	二九、一六
新潟	二七、六七
奈良	二四、〇七

鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富
兒歌
島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山

三〇、五四
三〇、六〇
二九、四六
二一、七八
二三、七四
二九、三六
一四、一二
一八、二四
一四、〇一
二九、五五
二九、四〇
三〇、四〇
二七、九六
二六、六四
二七、九八
二三、五九
二五、七〇
二五、三九
二七、八九
一九、〇五
二五、二六
二七、〇六
一四、一一
一六、九四
一六、〇三
一六、二六
三二、三五
一四、〇七
一八、六二
一六、四〇
一六、一〇

生産費ハ、材料費、労賃、資本利子、生産物税等ノ高低ニヨツテ増減スルモ、生産物ノ市價ノ騰落ニ比例シテ増減スルモノデハナイ、而シテ我國ノ現物小作料ハ、ソノ土地ノ負擔スル租稅ト、土地資本利子ニ相應スルモノデアルカラ、小作料生産費計算ニヨレバ、米價ノ騰落ニ比例シテ生産費タル租稅諸負擔竝ニ土地資本利子ガ増減スルコトニナリ、從來ノ種々ノ政策ノ根本理論ガ覆ヘサレル、例ヘバ國策トシヨリ自作トナツタモノガ、米價ノ下落ニヨリ、購入シタ土地ノ負擔スル租稅ヤ、土地購入資金ノ利子（年賦金中ニ含マルル）ガ輕減サレルコトハ、ナインデアルガ、「小作料生産費」ニヨレバ、ソレガ輕減サレル形チニナツテ現ハレル、故ニ米價ガ下落シタ場合ハ、其年ノ小作料代金ダケノ租稅ヤ借入資金ノ利子ヲ拂ヘバヨイト、イフコドヲ政府ガ公認スルコトニナル、「小作料生産費」ノ根本理論ハ、小作料ヨリ租稅諸負擔ヲ控除シタ殘額ヲ土地資本利子トシテ、有レバヨシ無ケレバ仕方ナシトシテ扱ウノガ正當ニテ、一定額ノ資本ニヨツテ自作トナルモノ、負擔スル租稅ラズトノ觀方デアルカラ、カ、ル米價觀ニテ農政ヲ扱ウナラバ、自作農創設獎勵ニヨツテ一定額ノ利子ヲ計算スルハ正當ニアリ、一定額トシテノ土地資本ヲ認メ一定額ノ購入資金ヲ貸付ケ、米價ノ高低ニ拘ラズ、一定額ノ租稅ヲ徵シ、一定額ノ償還ヲナサンシムル制度ヲ行ヒツ、他面ニハ土地資本トシテノ一定額ノ資本利子ヲ認メズ、租稅ト土地資本利子トハ、米價ノ

ウ、高低ニヨツテ増減スルモノデアルトイ
テハ、ニ大政策ノ根本理論ニ矛盾ヲ生ジ、
農業經營ヲ不安ニ陷レル。

(八) 小作條件ノヨイ處、耕地ノ少
ナイ所ニハ、小作權ノ賣買ガ行ハレ、愛
媛縣ノ東部三郡ノ如キハ、殆ンド小作權
價ノナイモノハナイ、コレハ四國ノ一部
ニ行ハレテキル特殊事例デナク、全國到
ル所ニ小作權ノ賣買ガ行ハレテキル。ソノ
價格モ所有權價ト伯仲スル程度ノモノモ
少ナクナイ、而シテ小作者トシテハ、地
主ハ拂ウ小作料ト、小作權買收資金ノ利
子ノ合計ガ生產費デアル、小作權ノ賣買
若クハ價格ガ正當デアラウガアルマイ
ガ、ソノ小作者ハカクセナケレバ米ヲ作
ルコトガ出來ナイノデアルカラ、當然コ
レハ生産費ニ計算スペキモノデアル、然
ルニコレハ小作料外デアルカラ「小作料
生產費」ヨリ省カレ、小作者ノ投下資本ハ
無代價ニ扱ハレル、而シテ之ヲ救ハント
スレバ、地價生產費計算法」ニヨルノ外途
ハナイ、サレバトテカ、ル面倒ナモノハ
調査セナイコトニスレバ、實例ノ多イ小
作經營ヲ除外シ、農林省ニ都合ノヨイモ
ノヲ擇擇シテ調査スルトイウ批難ヲ免レ
ナイグラウ。

(九) 小作料生產費ハ、其理論ヲ究極
スレバ、一定額ノ土地資本ヲ認メナイノ
ミナラズ小作地ノ租稅諸負擔モ亦貨幣ニ
ヨル一定金額ヲ認メナイコトニナル、米
價ガ甚シク下落シ、小作料ニテ租稅諸負
擔ニ不足スルヤウナコトガアレバ不足ノ
分ハ納付セナイデモヨイトイウ結論ニ到
達スル、然ルトキハ現在ノ如キ賃貸價格
ニヨリ一定額ノ地價ヲ定メ、之ニ一定
率ノ地租ヲ課スル現行稅法ノ精神及理論
ヲ否認スルコトニナル、從ツテ賃價ノ高
低ニヨリ稅率ヲ増減スルカ、昔ノ年貢米
ノ如ク米デ納付スルカニ、稅制ヲ改正シ

(ホ) 近年ノ米價ハ、朝鮮臺灣米ノ移入激増ニヨツテ、甚シク低落シツ、アル、「小作料生産費」ニヨレバ、米價ノ騰落ニヨリ、全生產費ノ三割四分乃至四割二、三分マデハ、米價ニ比例シテ増減スルノデアルカラ、鮮臺米ノ移入増減ガ、可ナリ大キナ作用ヲ以テ内地ノ米ノ生產費ノ増減ヲナストイウ、木ニ竹ヲ接グヤウナ不合理千萬ナコトガ生ズル、元來生產費ノ計算ニハ、可及的カ、ル不純要素ノ混入セナイヤウ嚴重ニ注意シナケレバ、米ノ生產事情ガ不明トナリ、農村疲弊ノ門戸ガ公開サレル。

(ヘ) 「小作料生産費」ニヨレバ、小作料タル米ヲ賣却セナケレバ計算ガ出來ナイ、所デ其小作米價額算出ノ米價ハ、何時ノ米價ニヨルベキデアルカ、米價ハ一年穀年度内ニテ、最高最低ノ差ガ五圓、十圓、十五圓……ト非常ニ大キイカラ、計算スルトキノ米價ニヨツテ、生產費ノ數字ニ大差ヲ生ズル、出來秋ノ相場ニヨルカ、一ヶ年間ノ平均相場ニヨルカハ、非常ニ重大ナ問題デアル、出來秋ノ相場ニヨレバ計算ハ早ク出來ルガ、概シテ出來秋ハ相場ノ安イ時期デアルカラ、安價ナ時期ヲ撰ブハ正當ナ扱ヒ方デハナイ、又一ヶ年ノ平均相場ニヨルトスレバ、米穀年度末デナケレバ計算ガ出來ナイカラ、米穀法運用ノ資料トハナラナイ。

資本利子生産費計算ニ於テモ、利子算出ノ利率ヲ、年四分ガ適當カ、三分ガ適當カ等ノ水掛論の議論ガ起ルガ、コレニハ他ノ資本利子ヨリ比準ヲトツテ考察スル材料ガアルガ、生産費ニ計算スル小作料ノ米價ヲ、何時ノ米價ニヨツテ算出スルガ適正デアルカラ考察スルニハ適當ナ

比準材料モナイヤウニ思ハレル。
然ルニ資本利子計算ニヨレバ、以上ノ
如キ不合理ハ生ジナイ、最モ土地ノ賣買
價格ハ、收益價格ヨリ高價デアルカラ、
ソレヲ以テ生産費計算ノ標準ニ用ユルハ
不合理ダトカ、又四分トカ三分トカノ利
率ヲ何ニヨツテ決スルカ等ノ問題ニハ議
論ガアル、併シ收益價格ニヨレバ馳ゴツ
ル、且ツ人口多ク土地狹キ國ハ地價ガ高
イ、從ツテ生産費ガ高クナル、コレハ農業
經營上ノ不注意ヨリ來ルニアラズシテ國情
ノ然ラシムル所デアルカラ、國民ハソノ不
利ヲ分擔シテ然ルベキモノデアル、尙又
理窟ノ如何ニ拘ラズ、日常賣買取引サレ
テキル事實ヲ捕ヘルコトハ不都合デナ
イ、併シ收益價格ヨリ高價デアルカラ、
高イ利子ヲ要求スルハ不當デアラウ、而
結果利廻リノ惡クナルハ別問題)最モ確
實ナ國債利子デモ五分以上ガ多イ、國家
ノ特別ノ保護ノ下ニ行ハル、自作農創設
獎勵ニ於テモ、貸付利率年三分五厘マデ
ヲ認メテキル、ソレコレ考察ノ結果四分
利率ヲトツテキルノデアル、併シコレハ
環境ノ經濟事情ノ變遷ニヨリ三分五厘ニ
ナリ、四分五厘ニナリ、或ハ三分ナリ、
相當ノ理山ガアレバ改正スル考ヘニテ、
經濟事情ノ如何ニ拘ラズ、四分利率ヲ固
執スルノデハナイ。

率 勢 米 價

直線式ト「パラボラ」式トノ比較

年 度	中 値			高 値			低 値		
	實 數	直 線 式	パ ラ ボ ラ 式	實 數	直 線 式	パ ラ ボ ラ 式	實 數	直 線 式	パ ラ ボ ラ 式
明治 37	13.17	15.56	17.72	13.98	18.67	21.27	12.53	12.45	14.18
38	12.79	14.79	11.52	14.46	17.75	13.82	11.95	11.83	9.21
39	14.56	13.73	9.76	15.71	16.48	11.71	13.87	10.98	7.81
40	16.47	14.26	12.91	17.82	17.11	15.49	15.53	11.41	10.33
41	16.09	15.87	16.12	17.20	19.04	19.34	15.17	12.69	12.90
42	13.37	14.86	15.70	14.22	17.83	18.84	11.33	11.89	12.56
43	12.95	13.91	9.30	15.52	16.69	11.16	11.17	11.13	7.44
44	17.21	13.71	13.01	20.01	16.46	15.61	15.05	10.97	10.41
大正 1	20.51	15.14	16.05	23.29	18.17	19.26	16.80	12.11	12.84
2	21.52	17.31	19.87	22.55	20.77	23.85	20.30	13.85	15.90
3	16.78	18.66	22.34	20.01	22.39	26.80	13.00	14.93	17.87
4	12.98	17.17	19.65	14.42	20.60	23.59	11.31	13.74	15.72
5	13.48	17.70	18.23	15.78	21.24	21.88	12.71	14.16	14.58
6	19.25	20.62	18.85	23.93	24.74	22.62	15.81	16.49	15.08
7	31.35	24.82	21.50	44.41	29.78	25.80	23.86	19.86	17.20
8	44.89	32.46	29.18	52.08	38.95	35.01	37.16	25.97	23.34
9	46.92	45.33	46.21	54.63	54.40	55.45	32.37	36.27	36.97
10	29.81	36.51	37.03	39.64	43.81	44.43	25.52	29.21	29.62
11	36.05	34.53	34.09	40.64	41.43	40.91	29.99	27.62	27.27
12	32.04	31.01	31.57	35.13	37.21	37.88	27.33	24.81	25.25
13	38.15	34.52	34.95	41.99	41.43	41.94	35.28	27.62	27.96
14	41.85	35.87	37.11	45.21	43.04	44.53	39.25	28.69	29.69
15	38.12	34.31	36.87	40.22	41.17	44.24	36.18	27.45	29.50
昭和 2	35.61	30.79	34.22	37.25	36.94	41.06	31.47	24.63	27.37
3	30.99	31.11	36.03	33.37	37.33	43.24	29.84	24.89	28.83
4	29.05	32.14	35.52	31.16	38.57	42.63	28.20	25.71	28.42
5	26.42	29.47	31.89	30.53	35.36	38.26	18.13	23.57	25.51
6	—	22.85	24.67	—	27.42	29.61	—	18.28	19.74

備 考

1. 中 値 の 實 數 は 前 年 十 二 月 よ り 當 年 十 一 月 迄 の 平 均 ト す

2. 高 値 及 低 値 の 實 數 は 年 内 の 最 高 及 最 低 ノ 示 ス

